

済された。その上、農園の栽培・経営コストは、農民負担とされた。技術導入を容易にし、また農園会社(PTP V)への生産物の販売を組織化するために、農民グループが結成された。マヤン・ポンカイ村には、24の農民グループがあり、これらは、一つにまとまって農民グループ協同組合(WKAK, Wadah Kerjasama AntarKelompok)を組織している。

アブラ・ヤシの生産量は、以前には、2ヘクタールの農園で、1ヵ月当たり平均3トンであった。収穫方式としては、2ヘクタールの面積が、4区画に分割された。それ故、毎週、収穫が可能であった。しかし、2000年以降には、収穫量が減少してきている。最近では、2ヘクタールの農園で、1ヵ月当たり1~2/3トンの生産量しかない。アブラ・ヤシ生産量の減少は、以下のような幾つかの要因により発生している。

① 農民には、化学肥料を購入する余裕がない。PTP V社の技術指針によれば、1年に2度の施肥が行われなければならない。各々の施肥にあたっては、尿素、TSP、KCL、ドロミット剤が使用されることとされている。しかし、農民は、通常、3ヵ月に1度の割合で1種類の化学肥料を施せるにすぎない。他方において、アブラ・ヤシ1本につき、3キログラムの化学肥料の投入量が必要である。化学肥料の方はますます値上がりしているのに対して、アブラ・ヤシの価格は、値下がりしているのである。そのため、農民の約50%のみしか、化学肥料を使用できないのである — なお、定期的な施肥を行っているのは、農民の25%のみである。

農民の一部は、鶏糞でもって代用しようと試みている。しかし、これはまた、アブラ・ヤシに菌類を発生させることとなり、これが、アブラ・ヤシを腐朽させる原因となるのである。その上、疥癬症などの皮膚病にかかる農民も多い。

他面において、村営協同組合(KUD)には、農民に対して融資できるだけの能力はない。その理由は、未だ経営状況が軌道に乗っていないからである。そのため、他の当事者から融資資金源を得てくることが難しいのである。こうした状況に対処するための努力の一環として、住民により、二つの構想が提案されている。一つは、PTP V社が、農民に対して肥料融資を供与するという構想である。もう一つは、アブラ・ヤシの実の残滓(limbah tandan segar kelapa sawit)を肥料として利用できるようにする目的で、この点での肥料補助金をPTP V社が供与するという構想である。

② 農民は、アブラ・ヤシが良好に生育できるようにするために、農園の雑草を取り除く作業を行うのに熱心ではない。アブラ・ヤシは、今日では、植え付け後11年を経過している。他方において、アブラ・ヤシの植え替えは、理想的には25年ごとである。しかしながら、現状では、アブラ・ヤシは、良好に生育していない。そのため、25年の経過の以前に植え替えが行われなければならない。植え替えに備えて、農民は、 Bumi Putra (Bumi Putra) 保険に加入して、毎月2万5000ルピアもの保険料を支払って、植え替えコストをカバーしようとしてきた。しかし、ここで問題なのは、植え替えが行われる際に、新たなアブラ・ヤシが生産的となるまでの期間、農民には代替的な収入源がないという点である。

農民の見通しでは、代替的な収入源として考えられるのは、PTP V社により臨時的な農園労働者として雇用され、アブラ・ヤシ農園での植え替え作業に従事することである。この点ではまた、農民に水牛飼育補助金を供与するという提案も有益であるかもしれない。なぜなら、このために利用できる土地には事欠かず、また水牛の餌も豊富であるからである。農民は、自力で囲いを作ることができ、また家畜の飼育の経験は、かつてポンカイ村に住んでいた当時にあるからである。なお、マヤン・ポ

ンカイ村の土地条件は、一季性の作物の栽培には向かない。

アブラ・ヤシの販売は、PTP V社によって所有されるオイル・パーム会社によって担当され、この会社によって生産物の収集が行われる。しかしながら、アブラ・ヤシの価格は、地方政府(Pemda)によって決定される。最近の価格は、1キログラム当たり550.82ルピアである。この販売は、KUD傘下のトリ・マヌンガル(Tri Manunggal)社によって調整される。このために、トリ・マヌンガル社は、PTP V社傘下のオイル・パーム会社と契約を結んでいる。PTP V社によるKUDへの利益の支払いは、マンディリ銀行(Bank Mandiri)を通じて行われ、次いで農民は、KUDからそれを受け取る。

農園から約16キロメートルの距離の場所にあるオイル・パーム会社への収穫物の輸送サイクルは、以下の通りである。アブラ・ヤシの収穫物は、農園脇に積み上げられる。次いで、計量された後に、トラックに積み込まれる — この作業は、KUDと契約を結ぶ輸送機関によって行われる — 。政府係官と農民との間で推薦書(PB25)が署名された後に、WKAK指導者の立ち会いの下に、収穫物は、オイル・パーム会社に引き渡される。会社では、収穫物は、再度計量される。

輸送コストは、農民の負担である。その支払いは、収穫物の収益から直接に差し引かれる。ここで、一つの問題が発生する。つまり、PTP V社の買い上げ価格よりも外部の価格の方が高い場合 — たとえその差額が僅かであっても — には、他の当事者の方に収穫物を売ろうとする農民がいることである。これは、農民グループが未だ十分に組織化できていないことに起因している。そのため、農民の間では、グループ内部で販売した方が、(金銭以外の)別の利益があることが理解されていないのである。農民グループが、その能力を高めるためには、毎月1回の定期的会合を開き、彼等の抱える問題を討議する必要がある。農民グループの組織能力を高めるためのもう一つの方策は、グループ組織化に関する訓練を実施することである。

(b) その他の所得源

マヤン・ボンカイ村の住民は、追加的な所得を得る目的で、0.5ヘクタールの広さの菜園を耕作して、種々の作物を植え付けている。しかし、住民の大半は、そこにアブラ・ヤシを植え付けている。なぜなら、そこでの土地は、季節性の作物には適さないからである。アブラ・ヤシの収穫物は、(仲買人に対して)自由に売られる。ただし、実際には、PTP V社は、収穫物の品質が良ければ、それを買い上げることもできる。住民のうちにはまた、自宅の菜園に、ココナツ樹、ジェンコル樹、ビンロウ、パイナップル、その他の果樹を植え付けている者もいる。

菜園で栽培された収穫物は、近隣の市場で売られる。住民の一部はまた、ウンガス・ジャヤ社(PT Unggas Jaya)と提携して、養鶏(ブロイラー生産)を行っている。ブロイラー生産のための幼鶏の提供とそのコストはすべて、会社の負担であるが、生産物もまた、会社によって買い上げられる。ブロイラー生産のサイクルは、28日ごとである。マヤン・ボンカイ村には、ブロイラー生産のための鶏舎が10ヵ所あり、それぞれの鶏舎では、約4000羽のブロイラーが飼育されている。しかしながら、ブロイラーの飼育は、地域社会に新たな問題を引き起こしている。つまり、多数の蚊が発生し、住民の家々に入り込んでくるのである。そのため、住民は、会社に対して、ブロイラー飼育地を噴霧器で消毒するよう求めている。

3 水供給システム

マヤン・ボンカイ村への住民移転は、1996年に行われたのであるが、それ以降も住民は、清潔な水供給とトイレットの確保難のために、絶えず悩まされ続けている。移転の最初の年には、土地造成の

ために、家屋周辺はぬかるみ状態で、井戸も使えなかった。その原因は、井戸壁とトイレ壁の周辺には木材と雑草の残滓が散在し、堆積していたからである。プロジェクト担当当局によって造られた排便施設は、適切性を欠いていた。なぜなら、排泄穴は、50センチメートルの深さしかなかったからである。そのため、排水は、直接的には流出して行かなかったのである。こうしたことから、当時、住民は、トイレの代わりに、耕地または庭地を利用したのである。

1997年にアブラ・ヤシ農園が住民に手渡された後には、一部の住民は、自宅の近くに井戸と便器付きのトイレを造り始めた。他方において、このような施設を有しない人々は、一時的に隣人の施設を利用させてもらうか、ないしは河川にまで行くほかなかった。

(a) 清潔な水源

掘り抜き井戸

プロジェクト担当当局によって住民のために造られた掘り抜き井戸は、2世帯に1井戸の割合で配分された。この移転当時の井戸の深さは、3メートルで、地面から水面までの高さは、約1メートルであった。しかし、乾季には、通常、井戸は干え上がってしまった。そのため、住民は、清潔な水の供給不足に直面した。

こうした事情のために、540世帯のうちの約80%の人々は、アブラ・ヤシの販売収益の一部を割いて、家屋内に掘り抜き井戸を造った。井戸の平均的な深さは、4~7メートルで、井戸底から水面までの高さは、1~3メートルである。水質は清潔で、臭いもなく、味もない。

しかし、今日、井戸水を利用している住民の割合は、20%前後である。なぜなら、その他の人々は、自分自身で井戸を造るか、ないしはプロジェクト担当当局によって提供された井戸を掘り下げだけの資金的ゆとりのないためである。

ウィン川

清潔な水を得るためのもう一つの代替策は、ウィン川(Sungai Win)から取水することである。この川は、水浴び、洗濯および排泄の目的のために利用することができる。ウィン川は、幅6~10メートル、深さ1~2メートルである。水質は、雨季には幾分濁るが、乾季には澄む。また、木質の臭いがするが、味はない。

ウィン川は、乾季にも涸れることはなく、年中流れている。雨季には、この川は、氾濫する。これまでも、氾濫期に、3~5日間にわたって、水面が0.5~1メートル上昇し、近隣の8軒の家々に浸水被害をもたらした。また、川岸にある墓地も、0.5~1ヘクタールの範囲にわたって冠水した。ウィン川は、ルブック・サカイ(Lubuk Sakai)村の地点において上流から流れ込んでいる。

泉

マヤン・ボンカイ村には、利用できるような泉はない。

(b) 清潔な水供給施設

マヤン・ボンカイ村での清潔な水供給施設は、それぞれの世帯が、自宅内に井戸の形でこの種の施設を備え付けることができるかどうかにかかっている。他方において、清潔な水を供給する目的で公共給水栓と水供給管理施設を設置するという形での政府補助はない。ウィン川は、清潔な水を得るための代替的な手段である。乾季には、陸上からの木材の残滓 — これは、川水の臭いの原因となっている — で、流路条件が妨げられる。また、川沿いには雑草が生い茂っている。

(c) 衛生設備

マヤン・ポンカイ村では、MCK(水浴、洗濯、便所)のための公共建造物の建設について政府補助金が提供されてこなかったために、この種の建造物はない。この村の540世帯のうちの約20%の人々には、井戸とトイレを造る資金的ゆとりがない。これは、住民が、この目的のために立ち退き補償金を使わず、旧村からの移転の待機の期間中に、彼等の家族ニーズを満たすために使ってしまったことの結果であった。

トイレを有しない住民は、庭地を利用するか、河川に行くか、ないしは隣人の施設を借りる。これにより、排泄地域の周辺には不衛生な状態が発生する。住民は、このような生活の仕方が不健全であることを認識しているのであるが、彼等の日常生活のニーズが満たされない限り、こうした衛生面にまで割くことのできる資金的ゆとりはないのである。自宅内に清潔な水とトイレを備え付けることができているのは、住民の約80%に限られているのである。

清潔な水のニーズを満たすことができる方策として、住民が政府に期待しているのは、例えば以下のような措置である。

- ①掘り抜き井戸の建設
- ②河川の掘削(河川の正常化)
- ③排水溝の浄化

付属書 3.9 ポンカイ・イスティコマ村

A 評価結果

1 再定住

(a) 移転プロセス

住民の「ウラヤット地」に新たな再定住地を築こうとする動きの結果、1991～1992年には、この土地が切り開かれた。旧ポンカイ村からポンカイ・イスティコマ(Pongkai Istiqomah)村への住民移転は、1993年に始まり、1996年まで続いた。この現在地への移転に先立って、政府は、移住対象地として、南シベルアンの場所を提案した。しかし、住民は、以下のような理由のために、そこへの移転に難色を示した。

*勧告された場所は遠い。

*ムアラ・タクスの南方への移転については、最初に住民との話し合いはなく、また住民が移転約束をしたこともない。

*慣習に基づけば、ムアラ・タクス寺院を通り過ぎることはできない。

*住民としては、先祖伝来の土地を受け継ぎたい。

こうした考慮から、住民は、移転サイトとして、この地域を提案した。しかしながら、政府は、この土地には十分な広さがないことを理由に、住民提案には同意しなかった。とはいえ、先祖伝来の土地に住みたいというポンカイ村住民の決意は固く、そのため現在の場所への移転に踏み切ったのである。その結果、住民は、新村を設立して、供与された補償金を用いて、住宅、庭地、道路その他の支援施設のための土地の区画を行ったのである。

住民移転が行われて以降、1999年に至るまで、政府は、ポンカイ・イスティコマ村の存在そのものを認めなかった。必要な行政については、住民は、郡庁の直接の所轄下に置かれたのであるが、ポンカイ村の新村——第Ⅰ村としてのポンカイ・イスティコマ村——には、幾つかの地方政府機関の支所が置かれた。村行政については、ニニック・ママック(ninik mamak)によって管理された。結局のところ、県知事(Bupati)が、ポンカイ・イスティコマ村を訪問する意向を表明するに至った。県知事は、この村の状態を視察した後に、同村住民は自由勝手に移転したのではなく、集団として移転したのだと語った。こうして、1999年には、同村は、準備村として認められたのである。そして、6ヵ月後の1999年12月16日には、同村は、正式な村として認められたのである。

同村が正式な村として認められたことから、各種の政府プログラムが、村政府を通じて実施され始めた。2001年には、地方政府の援助により、村役場が建設された。しかしながら、今日までのところ、それに応じた行政機能の移転は行われていない。

(b) 補償プロセス

住民の補償の受け取りに関するデータ収集は、1989～1992年の期間について行われた。しかし、住民の間から補償への不満の声が上げられたために、実際の補償の支払いは、1993～1994年の期間に行われた。こうした経緯から、再審査のために補償の支払いが延期された土地区画の問題が発生した。補償の支払いが行われた土地区画の総数は、400区画であった。そのうち、126区画への支払いが認められた。しかし、(126区画について)支払いを受けた人のうちの90～93%は、ポンカイ村の住民ではなかった。今日までのところ、補償の支払いが延期された後に、そのまま未払いの状態が続いている

農園が1区画 — 区画番号第0013号 — ある。村政府は、その補償を得ようと努めている。

このほか、ポンカイ・イスティコマ村の住民は、コトパンジャン・ダム建設の影響を受けた住民としての取り扱いを受けず、そのため移転関連の待遇と施設の供与を受けなかった。つまり、この村の住民は、立ち退き費用、生活支援、家屋、ゴム園などの提供を受けなかったのである。

ポンカイ・イスティコマ村の住民は、政府によりダム建設反対者と見なされたために、17項目要求には署名していなかった。しかし、県知事声明、つまりポンカイ・イスティコマ村の住民は、自由勝手な移転のパターンには含まれないという声明を証拠として、またそれに基づいて、住民は、各種施設に関する権利を要求する努力をする必要がある。つまり、住民は、コトパンジャン・ダム建設の犠牲者として、村開発プログラムのような援助を受ける資格があるのである。

(c) 住居

一般に、ポンカイ・イスティコマ村において現存する再定住者の建物は、恒久的建物であるか、ないしは仮設的建物のいずれかである。住居は、補償金でもって、住民の手により建設された。建物は、それぞれの位置に配慮され、秩序立って建てられているように思われる。このような村の構造は、建物のある位置と庭地の背後に菜園を配置するという方針を満たしたことの結果である。

住宅に接する庭地の広さは、156世帯 — これは、移転時の世帯数である — とも同一である。つまり、1250平方メートル(25×50平方メートルないしは12.5×100平方メートル)の広さである。現存の住宅の約40%には、井戸と便所が備え付けられていない。最新のデータに基づけば、ポンカイ・イスティコマ村には265世帯が居住していることから、(これまでに配分されている)住宅と庭地の数では、もはや不適切である。この問題に対応するために、1家屋には2~3世帯が同居している。それ故、ポンカイ・イスティコマ村において簡易住宅(RSS)を建設するよう努めることに考慮が払われる必要がある。このための支援体制としては、10ヘクタールの土地、道路、水源、労働者が必要である。

この村に電気が配されたのは、2000年である。各戸が得ている電力量は、450ワットである。引き込み線の据え付けコストは、42万5000ルピアで、2回の分割払い方式が採られた。

(d) 学校

4校の小学校は、住民自身の自助努力で建設された。なぜなら、教育文化省が寄与することができるのは、生徒数と教師の面に限られるからである。これらの学校の開校式は、1999年7月に挙行され、この式典には県知事が出席した。その後、2000年に、地方政府からの学校支援措置が講じられた。こうして、今日では、10人の教師がいる。9人は有給教師で、1人は無給の名誉教師である。

なお、同村では、イスラム小学校(madrasah)の校舎を建設する努力も必要である。今日までのところ、イスラム小学校では、前記の小学校を利用して、生徒の教育活動を行っている。イスラム小学校のための用地もあるし、多数の生徒もいる。また、引退した教師に代わる新任教師もいる。現在、住民は、宗教省(Departemen Agama)の認可を待っている状態である。

(e) 道路

この村における道路建設は、1996年に始まった。この道路建設は、バトゥ・ブルスラット村の分かれ道からポンカイ・バル村に至る道路の改修工事が行われた際に、その一環として行われたのである。建設工事は、BMJ社(PT BMJ)によって実施された。

BMJ社は、建設重機を有していたことから、ポンカイ・バル村の住民代表は、同社に接触した。そして、最終的に同社が、建設支援に同意したのである。道路建設の経費は、現村長の寄付金(1600万

ルピア)と住民分担金で賄われた。

その後、2001年には、地方政府により、3.5キロメートルの道路について、これを舗装する計画が発表された。しかし、実際には2キロメートルが舗装されただけであった。残りの1.5キロメートルについては、砂利で固められているだけの状態である。

(f) その他の資源

コトパンジャン・ダムは、とりわけポンカイ・イスティコマ村地域においては、観光事業地としての開発の潜在的可能性を秘めている。この地域には、次のような観光資源がある。

- *高さ約15メートルの滝がある。この滝は、道路から約500メートルの距離にある。
- *洞窟が、4箇所ある。これらの洞窟は、同村周辺に散在している。
- *コトパンジャン・ダム湖には、幾つかの小島がある。これらの小島には、ダム湖水によって冠水していない陸地からアクセスできる。
- *ゴム農園により、湖辺地域が緑化されるであろう。

2 所得創出

(a) 漁業

旧村での住民の生計手段は、農業であった。彼等は、農園を効果的に営み、畑を耕し、水田を作っていた。カンパル(Kampar)川に漁業に出掛けるのは、彼等にとっては非日常的な活動にすぎず、しかももっぱら自らの家族的消費のためであった。しかしながら、彼等がポンカイ・イスティコマに移転して以来、つまり1996年以降、彼等の主要な生計手段は変わり、彼等は、漁民(97%)となるに至ったのである。この村は、コトパンジャン・ダム建設のために移転させられた村々のうちでは最大の湖辺を有している。その上、漁業は、手っ取り早い金儲け手段であり、1998年にはそれに大きく依存することとなった——専門用語では、「漁業従事者」(ikan main)となった——のである。

漁業従事者には、次のような三つのタイプの生活様式がある。①金曜日の夕方に漁業に出掛け、月曜日の早朝に、漁獲物を売るために村の家に帰ってくる。火曜日には、日常品の買い物に出掛けた後に、その日の夕方に再び漁業に出掛け、木曜日の夕方ないしは金曜日の早朝に家に帰ってきて、村人と一緒にイスラム教の礼拝を行う。②10日ごとに1度、村の家に帰る。③15日ごとに1度、家に帰る。多くの漁民(50%)は、湖辺の冠水しない陸地ないしは村とは対岸の残存のウラヤット地に仮小屋を建てている。これは、彼等が漁業に出掛けない時に畑仕事を行うためである。ただし、その生産目的は、もっぱら家族消費のためである。

漁獲方法には、三つのやり方がある。つまり、①釣り竿、②漁網、③電気をを用いる方法である。一般には、漁民は、これらの漁法のいずれか、ないしはそれらを組み合わせて、漁獲を行う。一年のうち漁獲成果が高いのは、雨季の3ヶ月——通常は、断食月(Lebaran)の前後——のみである。この時期には、1週で約30キログラムの鮮魚の水揚げがあるが、魚価は下がる。他方において、この漁獲盛期以外には、鮮魚の水揚げは、1週で約10キログラムにすぎない。漁民は、魚仲買人(tauke)に対して、次のような二つの条件で漁獲物を売る。①鮮魚については、「バウン」(baung)と呼ばれるナマズの場合で、通常1キログラム当たり2万5000ルピアの価格である。②煙製魚——香辛料加工されていない乾燥魚——については、1キログラム当たり2万～2万5000ルピアの価格である。ただし、時には、一部の漁民により、「バウン」魚の煙製品が売られることもあり、この場合には1キログラム当たり7万ルピアである。

煙製魚を作る過程において、その重量は減少する。火炎の安定度にもよるが、12～24時間焼いた場合には、1キログラムの鮮魚は、煙製魚では300グラムとなる。ティガブラス・コト・カンバル郡の他の6ヵ村と比較して、この村における煙製魚の質は最高である。ある魚仲買人の話では、彼は、以前、この村における煙製魚は、ランガム(Langgam)製のものとは比べると質的に劣るのではないかと思っていたのであるが、実際にチェックしてみると同質であることが解ったというのである。ポンカイ・イスティコマ村にやって来る魚仲買人は、漁民から漁獲物を買上げた後に、これらをクオク、バンキナン、プカンバルなどに持って行って売り捌く。ポンカイ・イスティコマの住民の一部には、魚仲買人の役割を演じている人もいる。しかし、この場合には、不幸にして、彼等は、買上げた漁獲物を、外部からやって来る魚仲買人に売り渡すことにより、間接的に他の村々に売るという役割を演じているだけで、販売チェーンの一翼を担っているにすぎないのである。

漁民の間でも、グループで販売しようとの動きがある。しかしながら、その場合には、彼等には、販売資本(125万ルピア)の充足という問題が生ずる。なぜなら、漁獲物の受け入れ人(小売店とレストラン)は、受け入れに際して現金では支払うことができないためである。それどころか、グループとしては、その構成員が、彼等の日常的ニーズを満たせるように、彼等に対して現金での支払いを行わなければならないのである。

2002年には、漁獲高が減少した。幾つかの情報筋によれば、この漁獲高の減少は、以下のような理由による。①電気漁法の影響が考えられる。しかしながら、多くの漁民の話では、電気漁法では稚魚は死なないというのである。もっとも、この言い訳は、単に彼等の認識不足によるのであろう。実際には、もしも漁民が電気漁法を用いなければ、彼等は、多くの水揚げ高を得られないことから、必要漁獲高を達成できないのである。②漁獲努力の強まりの影響である。ダム湖での漁業に従事しているのは、単にポンカイ・イスティコマ村の村民ばかりでなく、他の村々の住民の漁業参加の度合いが高まっているのである。③ダム湖の不安定な水面(水位変動)の影響である。この水位変動は、魚類にとって適応を難しくしている。

(漁業局の援助を得て)幾つかの魚種 — ニラ(nila)、マス(mas)、パティン(patin)、グラミ(gurami) — の稚魚をダム湖に放流しようとの試みも行われている。しかし、その成果は上がっていない。放流魚の成魚が漁民により捕獲された事例はないのである。それ故、漁民によれば、稚魚の放流が増えたからといって、通常の漁獲量が増えることにはなっていないのである。そのほか、住民は、漁業局に対して、流し網の導入を提案している。しかし、漁業局からは、未だ何らの回答もない。

住民が示唆しているように、将来的には、以下のような方策が講じられる必要がある。①住民の一部は、その生計を漁業に依拠しているが故に、ダム湖における水面の安定性のコントロールを図るよう、PLTA当局に対して申し入れることである。水面の安定性は、発電用タービンの運転にとってもプラスとなるであろう。②流し網漁業生産についての漁業局に対する提案を維持(要求)し続けることである。なぜなら、ポンカイ・イスティコマ村には、この漁法を取り入れるのに十分な潜在的能力があると見られるからである。また、住民には、漁業と流し網生産の知識が備わっているからである。

(b) ゴム農園

ゴム農園が造成されたのは、2001年以降のことである。当初、住民は、村役人を通じて、このゴム農園を他の村々のそれと同様な扱いとするよう、政府に働き掛けた。しかしながら、カンバル県レベルの地方政府予算(APBD)には回転基金があるだけである。結局のところ、住民としては、この機会を

捉えて、ゴム農園を造成することに踏み切ったのである。その理由は、将来的には、漁業と同様に、その他の収入源として、ゴム農園を造成する必要があるというのが、住民の判断であったからである。

こうして、ポンカイ・イスティコマ村では、ダム湖の対岸に位置するウラヤット地に、700ヘクタールの広さのゴム農園を造成する構想が打ち出された。そこへ行くのには、再定住地からはボートで1~2時間を要する。当初計画では、100ヘクタールは、村管理の下に置き、600ヘクタールは、各々の世帯の管理の下に置くことが構想された。しかし、最終的に承認されたのは、450ヘクタールのみであった。回転基金からの借入れ金は、2ヘクタール当たり約800万ルピアの割合で配分された。この資金は、初年度における種苗の入手、整地、栽培および手入れに充てられた。

借入れ金の返済については、ゴムの木から樹液が採取できるようになってから、分割払い方式で行われることが予定されている。しかし、実際には、支払い方法と細則については、県レベルの地方政府との間で何らの合意もなされていない。

いずれにしても、こうして造成されるゴム農園は、契約業者によってではなく、村自体によって管理される。このゴム農園の造成の経緯は、以下の通りである。

① 2001年4月15日に、ゴム農園の農民グループが設立された。農民グループは、全部で11グループで、1グループ当たり20世帯のメンバーで構成される。当初プランでは、各グループの構成メンバーは、2ヘクタールのゴム農園の配分を受け、実際にゴム農園が造成された後に、当該農園に関しての認可証明書を受け取ることになる。グループの活動は、ゴム農園の進捗状況について討議するためのグループ会合に限られる。

② 2001年5月~8月には、ウラヤット地における土地利用基準の準備/作成が行われ、また関係機関(森林省など)からゴム農園の設定についての認可を受けた。グループ理事会は、土地利用基準の設定活動を行った。

③ ゴム農園の対象地の開墾と整地が実際に開始されたのは、2001年9月になってからであった。なぜなら、住民/グループ構成員は、漁業に出掛けなければならず、従ってこの造成作業を実施する労働力が得られなかったためである。結局のところ、他の村々から労働者(約50人)を募集することが決定された。これらの労働者への支払いを賄うために、住民に配布された整地/植え付け準備金のうちからコスト分が徴収された。この農園造成活動は、グループ指導層のコントロールの下に実施された。

④ ゴムの苗木の植え付けが行われたのは、2002年3月以降である。この植え付け活動のプロセスとそのコントロールの仕方は、土地造成の場合と同様である。植え付け用の種苗は、リングウ(Lingau)から取り寄せられた。2ヘクタール当たり1000本の種苗が植え付けられた。この種苗の植え付けに当たっては、塩基性化学肥料は散布されなかったのであるが、ポリ袋入りの種苗が村に到着して、植え付けを待つまでの間、化学肥料のNPK剤が投与された。当初、苗木は、3×7メートルの間隔で植え付けられる予定であったが、間隔が空きすぎると成長に悪影響が出る恐れのあることを考慮して、最終的には植え付け間隔は、3×6メートルに変更された。

フィールド作業の期間、フィールド・ワーカー(PPL)と農園局(Dinas Perkebunan)は、コンサルタント・サービス援助を提供した。このために、PPLは、15日ごとに1度の頻度で現地を訪問した。

住民の考えでは、ゴム農園が失敗しないためには、住民自身がゴム農園の管理と手入れを行うべきであるというのである。しかし、植え付け後5年間——ゴム樹液が採取できるまでの期間——については、栽培と手入れのコストの面で、技術援助が必要となつてこよう。このほか、住民の要望として、

コトパンジャン・ダムの犠牲者のために提供されるべき施設面での権利への補償として、何よりもまず最初に地方政府が住民に対してゴム農園を手渡すべきであることから、ゴム農園の新規対象地が入手できるのであれば、それへの援助を提供するのは当然であると申し入れているのである。

(c) 学童の中退

この村での経済条件は減退してしまっていることから、若年層の一部は、学校の中退 — 中学校と高等学校の卒業の中断 — を余儀なくされており、彼等には雇用の機会もない。その時間的空白を埋めるために、彼等は、漁業に出掛ける。彼等の意見によれば、この村には、将来的な開発の潜在的可能性があることから、特に農園、農業、漁業、生産物の販売および観光業の分野において利用可能な潜在的資源があることから、これらを開発するための技能を高める必要があるというのである。特に観光業については、この村は、ダム湖、小島、洞窟、滝などの自然資源に恵まれていることから、その開発可能性が大きいというのである。

3 水供給システム

住民は、1993年に旧村から新村への移転を開始した。それ以降、彼等は、家屋と庭地 — 25×50メートルまたは12.5×100メートルの広さ — の建設を始めるとともに、掘り抜き井戸と家族用便所を造成した。しかしながら、すべての家屋に掘り抜き井戸が備え付けられているわけではない。そのような井戸を設けられるか否かは、その家の経済能力次第である。そのような井戸を有しない人々は、水ニーズに対処するために、ビナマン(Binamang)川とその水系で取水するか、ないしは家族用井戸を持つ隣人に取水許可を乞うことになる。

(a) 水源

浅井戸

井戸の深さは、8~16メートルである。乾季には、15日間にわたって、大多数の井戸(約90%)が無水状態となる。水質は、透明、無臭、無味である。乾季には、住民は、水ニーズを満たすために、隣人の取水可能な井戸を借用する。

こうした水不足問題に対処するために、住民は、井戸を掘り下げようと試みてみた。しかし、取水できたのは、2~3日間だけであった。その後は、再び干え上がってしまったのである。

水資源

ポンカイ・イスティコマ村の周辺環境には、二つの水源がある。一つは、1キロメートルほど離れた森林のうちにある泉である。この泉は、乾季の到来時に、飲料水用としてのみ利用される。この泉は、年間を通して涸れることはない。水質は、透明、無臭、無味である。

もう一つは、村の地下にある水資源である。目下の計画では、このような地下貯水を(ポンプ揚水機を利用して)地表にまで汲み上げて、貯水槽に入れて、村の共同利用に供しようというのである。

ビナマン川

この川は、深さ1メートル前後、幅1.5~2メートルである。この川の水は、水浴びと洗濯の目的のためにのみ利用される。流れは、年間を通じてある。水質は、透明、無臭、無味である。

ビナマン川は、清潔な水ニーズを満たし得る代替水源である。この川は、乾季にも涸れることなく、年間を通じて流れている。しかし、目下のところは、水浴びと洗濯の目的のためにのみ利用されているのであって、その他の利用目的には充てないとの住民合意がなされている。

水入手の方策として住民が期待しているのは、例えば、掘り抜き井戸の建設による地下水の汲み上

げである。予測では、水深50メートル前後の掘り抜き井戸を建設するだけで十分である。しかしながら、「村民自立」(PMD, Pemberdayaan Masyarakat Desa)の見方によれば、この深度の地下にまで達する掘り抜き井戸を建設するには資金と計画が必要なのであって、カルテックス(Caltex) — この米系石油企業には、必要な掘削装置が揃っている — の援助がある場合にのみ可能であるというのである。

(b) 水供給

ポンカイ・イスティコマ村において現存する水供給の状態は、それぞれの世帯が、水獲得施設を造る経済的能力を有するかどうかの結果次第である。また、住民への水供給の点では、何らの政府支援もない。

この村では、すべての世帯が、井戸を有しているのではない。比率的には、掘り抜き井戸を有していない世帯が約40%、有している世帯が約60%である。住民の期待が大きいのは、この村での水供給施設の建設面での政府支援の供与である。

(c) 衛生設備

ポンカイ・イスティコマ村には、公共のMCK(水浴、洗濯、便所)としての建造物はない。その理由は、この点での物的供給としての政府支援が行われてこなかったためである。住民の大多数は、井戸と便所を建設する資金を有していない。なぜなら、補償金は、住宅の建設に充てられてしまったからである。

ポンカイ・イスティコマ村では、便所がある場合には、この施設は、屋内に備え付けられている。しかし、便所の数は、井戸の数とは釣り合っていない。便所のない場合には、住民は、ビナマン川 — この川は、住宅地からは遠く離れている — を利用する。また、住民の一部は、便所を、隣人と共同で利用している。

付属書 3.10 タンジュン・アライ村

A 再定住

1 再定住プロセス

タンジュン・アライ(Tanjung Alai)村の313世帯は、現在の新移住地の方を選んだ結果、1994年10月4日に移転が行われた。当初、移住先として政府によって示唆されたのは、シベルアの南方ないしはムアラ・マハット・バルのいずれかの地域であった。しかしながら、住民は、その代表を通じて政府に働き掛け、以下のような理由により、現在地 — コト・タラゴ(Koto Talago)の低地 — に移転したい旨を要請したのである。

*現在地は、旧タンジュン・アライ村の住民にとっては、フィールド活動の範囲内であった。それ故、住民としては、新村の場地的状況については、多少なりとも知っていた。

*新村の対象地は、旧タンジュン・アライ村における既存の種族集団 — ピトパン族(Pitopang) — のウラヤット地であった。そのため、この点が、この地を移住地とする政府決定に有利に働いた。もしも住民が遠方の地域に移転することになれば、このウラヤット地は、この地域の近隣の既存の種族集団 — 例えば、プロウ・ガダン村の種族集団 — によって奪われてしまうことになるであろう。

*新村の位置は、旧村からは、それほど離れておらず — 約4キロメートルの距離 — 、そのため住民は、コトパンジャン・ダムの建設によっては水没しないで残る資産 — ゴム樹液の採取 — の世話をすることができる。

住民は、前記の移転を行うにあたって、強制されているとの印象を抱いた。なぜなら、彼等は、隣村のプロウ・ガダン村の状況、つまり国軍第132大隊(Batalion 132 Bima Sakti Salo)によって移転強制される状況を目撃したからである。住民とその家財道具の運搬は、トラックを用いて行われた。1世帯につき2回の運搬旅行の機会が与えられたが、これだけでは不十分であった。なぜなら、家財道具が多すぎて、それだけでは運び切れなかったからである。

2 補償

住民には、6×6メートルの広さの住宅が提供された。この住宅の造りは、木製の壁、セメントの床、アスベストの屋根であった。住民にはまた、0.1ヘクタールの庭地、0.4ヘクタールのパラウィジャ地、2ヘクタールのゴム農園が与えられた。その他の施設としては、モスク(2棟)、小学校(1校)のほか、村役場、KUPTの建物、診療所などが提供された。

88世帯には、リスト・アップされていないとの理由で、住宅も土地も割り当てられなかった。しかし、これらの世帯は、一緒に移転してきたのであって、他の家族の下に身を寄せた — これらの世帯の多くは、新婚世帯であった — 。

(a) 住居

住宅地は、丘陵地帯に位置している。生活道路は、アップ・ダウンが激しく、特に雨季にはぬかるみ状態となる。移住地の地形は、丘陵性で、45度もの斜面勾配がある。そのため、丘陵地帯の居住者は、低地部分へと移転することとなった。この移転には、以下のような理由があった。

*丘陵地帯の再定住地に通ずる道路は、質的に劣悪である。なぜなら、それは、土壌を固めただけであり、雨季には通り抜けが容易でないためである。しかも、起伏が激しく、そのため子供たち

が、学校やコーラン学習会(mengaji)に通うのを難しくした。今日に至るまで、住民は、ゴム農園に通う上での困難に直面しており、そのため彼等は、踏み段を作るか、ないしは近道を設けている。その上、「地域開発プログラム」(PPK)の援助資金で建設された村道部分を誰が補修するのかという問題も生じている。

*再定住地が丘陵地帯であるために、水の入手が難しい。水資源は、下方の谷間にあるだけのため、乾季には再定住地では無水状態となってしまう。また、水資源の配分状態も不公平である。例えば、5世帯で1つの水資源に頼っているような場合もある。「飲料水プロジェクト」(PAM)の下での水供給施設が運行されたのは、たったの1~2ヵ月間だけであった。

*再定住地は、村の中心部からも、また幹線道路からも離れすぎている。

*住宅事情が不適切である — 6×6メートルの広さで、板製の壁、セメントの床、アスベストの屋根である — 。住民のうちには、屋外に仮設小屋を造って、そこに家財道具を保管して、降雨による被害から守っている人もいる。なぜなら、住宅が狭すぎて、屋内ではそれらを十分に保管できないためである。

*再定住地では、電線網(電柱と電線)への接続ができない。もしも電線への接続を望むのであれば、電柱と電線のコストを追加負担しなければならない。

この再定住地への移転は、1995年から始まった。他方において、再定住地の丘陵地帯から移転してきた人々の新移住地は、本来はパラウィジャ地として割り当てられた場所である。移住者は、道路脇に位置する他人所有のパラウィジャ地を購入して、そこに家を建てたのである。

新移住地の幾つかの場所では、降雨時には洪水が発生する。その理由は、この地域が、低地部分で、しかも河川流域が、比較的狭く、そのため居住場所としては不適切であるからである。

(b) 土地

タンジュン・アライ村の新たな移住先となった地域は、以前には住民が移動式農業 — 樹木を伐採し、乾燥させ、火入れを行った後に作付けする農業システム — を行っていた場所である。このような場所に第2作物(palawija)と稲を植え付けることが計画されたのであるが、初年度にはただ土地が切り開かれただけであった。そして、その後、庭地(0.1ヘクタール)とパラウィジャ地(0.4ヘクタール)の機能は、農園的なものへと変わってしまった。なぜなら、そこでの栽培に適しているのは、ジュンコル、マンゴー、ドリアン、ナンカ、ゴム、カシュー・ナッツ、ランブータンなどの硬質作物だけであるからである。

環境条件の変化 — 河川流域から丘陵地帯への移転 — はまた、生計手段にも変化をもたらした。例えば、田畑を耕し、パラウィジャを作り、河川漁業を行い、家畜(水牛とヤギ)を飼育するなどの生計手段の多くが失われた。この新たな環境条件は、住民が、そのような環境条件に適応するために、これまで以上に働くことを余儀なくさせた — 例えば、ゴム農園の造成、ダム湖での漁業、他人の農園での日常的な手入れ作業、木材の伐採などである。

(c) 補償

補償価額の決定プロセスにおいては、住民は、それに関与できず、(補償表と価額の形での)既存の情報を受け入れるほかなかった。世界的に実施されてきている補償額評価と住民参加は、それぞれの場所での単なる指針として取り扱われたにすぎず、ここでは適用されなかった。住民に対しては、補償金は、小切手で支払われた。そして、彼等は、自らに銀行に行き、現金に替えた。

住民のうちには、補償額に損失分があると思った人は、バンキナンの国家土地局(BPN)に苦情を申し立てた。この申し立ては、銀行によって処理された。しかしながら、同じく損失分があると思った人でも、苦情を申し立てる勇気がなく、泣き寝入りする人もいた。なぜなら、彼等は、もしも苦情を申し立てるならば、一切の補償を受けられないであろうと威嚇されていたからである。当時、住民の多くは、混乱し、また脅えるという状況の下に置かれていた。そのため、彼等は、自分たちに支払われた補償額を受け取るほかなかった。

住民集会所(ルマ・ガダン)と公共墓地に対しては、補償金は支払われなかった。移転コストが支払われたのは、住民代表の墓地に対してのみであった。

このような出来事は、住民にとって貴重な経験となった。そのため、住民は、外部の人間と接触するのに非常に用心深い。今日、住民は、単に補償問題のみを提起しているのではなく、彼等がこれまでに流してきた涙を拭い去れるだけの慰謝料の支払いを要求しているのである。

(d) 電気

この村に電気の接続線が敷設されたのは、住民移転から3年後の1997年であった。引き込み線の据え付けは、有料とされた。住民によれば、このような措置は、政府約束、つまり新村に移転すれば、ボタンを押すだけで電灯が付き、また据え付け料金とともに、毎月の電気料金は1年間にわたって無料であると言われていた政府約束とは矛盾している。しかしながら、実際には、住民は、据え付け料金と毎月の電気料金を支払わなければならないのである。

3世帯には、電気の接続線でさえも引かれていない。それ故、もしもこれらの世帯が接続線を引こうとすれば、彼等は、電柱と電線の追加コストを負担しなければならないのである。そのため、彼等は、電気の接続線の通っている道路脇のパラウィジャ地に移転することにしたのである。

(e) 道路

(リアウ州と西スマトラ州を結ぶ)国道と(タンジュン・アライ村とプロウ・ガダン村を結ぶ)州道の状態は、良好である。しかしながら、住宅地を結ぶ生活道路で良好な状態にあるのは、ごく僅かである。同村の道路の大半は、劣悪な状態にあり、特に勾配の大きい道路では、雨季には通り抜けが困難である。なぜなら、これらの道路は、土壌を固めたただけのものであるからである。道路を改修するには多額のコストと労力を必要とするが故に、住民には、改修を行うことができない。これが、なぜに住民が、政府によって配分された住宅を捨てて、道路脇に移転して、自分自身で住宅を建てるに至ったのかを説明する理由の一つである。

(f) その他の潜在的可能性

タンジュン・アライ村の再定住プロセスはまた、この村の住民に対して、以下のような恩恵をもたらした。

*1996年に建設された国道(リアウ州/西スマトラ州)は、タンジュン・アライ村の諸施設を、この村を行き来する輸送網の結合点とした。

*電気の接続線の敷設(1997年)により、家に明かりが灯ることとなった。旧村では、家の明かりは、ディーゼル発電で得られていた。しかし、ディーゼル発電機を持っていたのは、ごく少数の人々のみであった。そのため、家に明かりを灯すことができたのは、一部の人々だけであった。

*コトパンジャン・ダム湖は、漁民にとっては漁獲源となり、またダム湖辺の小売商人にとっては商売源となるに至った。

3 所得創出

(a) ゴム農園

各世帯当たりのゴム農園の広さは、2ヘクタールである。それ故、同村全体では、ゴム農園の総面積は、およそ626ヘクタールである。再定住地とゴム農園との間の距離は、2〜7キロメートルである。

当初、ゴム農園の造成計画は、契約業者によって(恐らくは1991年に)実施されることとなっていた。しかしながら、種苗は植えられず、僅かに川辺に植え付けられたにすぎなかった。住民が目撃したのは、契約業者によって植え付けられたはずのゴムの木が生育していない惨状であった。結局のところ、住民は、自分自身でゴムの種苗を植え付けることに踏み切り、その旨の要請を行った。そのために、18農民グループが組織された。もっとも、植え付けコストへの政府支援は多くなかった。こうして、1995〜1997年には、ゴムの苗木の植え付けが行われた。これは、「第Ⅰ期植え付け」と呼ばれている。

「第Ⅰ期植え付け」では、種苗は、プロジェクト担当当局によって供与された。また、植え付けコストとして、2ヘクタール当たり46万ルピアが供与された。しかし、手入れコストへの援助はなかった。この「第Ⅰ期植え付け」によりゴム樹液を生産できるまでに至っているのは、ゴム農園全体の約5%(30ヘクタール)である。つまり、グループ2と17の農園、さらにグループ8、10、12および13の農園の一部である。今日、これらの農園では、1日当たり約20キログラムのゴム樹液が採取される。市場での販売価格は、1キログラム当たり2300ルピアである。

「第Ⅰ期植え付け」の失敗の理由は、以下の点にある。①猪、鹿、象の被害を受けた。②農園の手入れが十分になされていない。その理由は、一つには、住民が、日常的な糊口稼ぎのために他の働き口を探さねばならないことにあり、またもう一つには、手入れコストが支給されないことにある。③農園に通ずる道路事情が悪く、ぬかるみ状態で、通行困難である。そのため、住民は、踏み段を設けている。④土地開墾の際、一部が焼失した(1998年)。

結局のところ、住民は、ゴム樹の種苗の提供を再度要請することとなった。これは、「第Ⅱ期植え付け」と呼ばれる。この「第Ⅱ期植え付け」は、2000年に実施された。この植え付けは、モノカルチャー方式と「間作」(terasings)方式の組み合わせで行われた。政府により提供された種苗総数は、1世帯当たり1000本であった。

ゴム農園が成功するか否かは、農民に対して、種苗、植え付け、および手入れのコストへの支援が行われるかどうかにかかっている。手入れコストは、1年間について供与された。しかし、農民の希望は、ゴム樹液が採取できるようになるまで、この種の資金援助が供与され続けることである。ゴム樹 — 調査時点では、植え付け後2年を経過 — の生長条件という点では、天水(tadah hujan)灌漑システムで十分である。しかしながら、ゴム樹が成木にまで育ち得るかどうかは、今後4年間の生長プロセスの如何にかかっている。住民の意見によれば、「第Ⅰ期植え付け」のような失敗を繰り返さないためには、以下のような幾つかの方策が講じられる必要がある。①猪、鹿その他の動物の被害を減らすために、「ハンター協会」の活動を強める。②農民グループと村役人を通じて、ゴム樹の手入れを支援するための資金の支出を増やすとともに、この資金を管理する。③農民の共同作業により道路固めを行うことにより、道路のメンテナンスを図る。そのほか、外部の支援者に対して、道路のアスファルト舗装を要請する努力を続ける。④農園での除草と焼却を常時行うことにより、農園火災を共同で防止する。⑤村々の間での経験を共有し、また他の当事者との間の交渉力を高めるための組織として、コトパンジャン・ダム犠牲者のゴム生産農民グループのためのフォーラムの設立に努める。

(b) 園芸地

村地図においては、園芸地(パラウィジャ地)は、再定住地の背後に位置づけられている。しかし、実際には、住宅地と園芸地の配分は、別々のくじ引きで決められた。それ故、パラウィジャ地の多くは、住宅からは遥かに離れた場所に位置している。その後、村会合の結果、0.4ヘクタールの広さの農地について場所的な再配分措置が講じられた。

住民がこの土地に移転してきた時、まず最初に行わなければならなかったのは、土地の開墾であった(1995年)。次いで、住民は、自己資金で、陸稲と数種の第2作物(palawija)を植え付けた。しかしながら、「第1期植え付け」の後には、パラウィジャ作物の生産は、不満足な結果に終わってしまった。その植え付け法と育成法は、旧村で行われたのと同じであったにもかかわらず、生産結果は出なかったのである。結局のところ、この農地には、ジュンコル、ナンカ、ランブータン、ドリアン、マンゴー、アボカドなどの硬質作物が植え付けられたのである。農民/住民によって指摘されているように、この土地は、パラウィジャ作物には向いていないのである。

その上、丘陵地帯にある農地は、土壌侵食の防止の上からは、硬質作物を植え付ける方が、より適しているのである。硬質作物の作付けには、決まった方式はない(適宜に植え付ける)。農地を固めすぎるのは、この種の作物の生産にとっては良くない。そのため、農民は、薄蒔きを行う。

庭地における問題状況も、パラウィジャ農地と同じである。なぜなら、この土地でも、その機能としては、パラウィジャ農地と同様に硬質作物に向いているからである。そのため、ここでの問題も、農民が、(パラウィジャ作物に代わり得るような)短期的な作物を栽培できないという点にある。言い換えれば、農民は、タンジュン・アライ村において果実を育成・生産できないし、また日常的なニーズを満たし得るような土地基盤の活動も行うことができないのである。その結果、住民の主な仕事先としては、次のいずれかとなってくるのである。①旧村地域で水没を免れたゴムの木からの樹液の採取、②森林での樹木の伐採、③賃金労働者。

住民の意見では、次のような方策が講じられる必要がある。①ジュンコル、ナンカ、マンゴー、ランブータン、ドリアンなどの作物の経済価値を高める上での小規模ビジネスについての情報を収集する。なぜなら、これらの作物は、収穫時には大量の果実を生産するのであるが、その一方で仲買人は、それらを低価格で買い取るからである。②小規模ビジネス活動を支援するために、それぞれのビジネス・タイプごとに各種グループが設立される必要がある。この組織は、作業パートナー(市場関係者と資本支援者)を探すのを手助けする上で、メンバー相互間での知識習得機関としての役割を果たす。③このタイプの土地には、ガンビルの栽培が適している。植え付けてから1年半後には、毎日収穫が可能であり、また収穫物の購入先となり得るガンビル加工業者もいる。④ゴム農園の対象地において、ウコン、ショウガ、スライ、ラオスなどの補助的作物を栽培する。なぜなら、そこでは、ゴムの木が植え付けられているだけであり、しかも川辺の右岸と左岸の幅25メートルの土地に植え付けられているにすぎないからである。一部の農民は、小規模ではあるが、これらの作物の植え付けを試みている。その成果は、極めて良好である。

未だ開発されていないその他の資源としては、ダム湖が挙げられる。また、川辺の左岸と右岸の幅25メートルの土地も未開発である。

(c) 森林

タンジュン・アライ村の「ウラヤット地」として、1180ヘクタールの広さの森林がある。この森林で

の資源、即ち河川、木材樹、ガンビル樹、ゴム樹、自然植物は、これまでに切り開かれたことはなく、未だに自然林のままである。

2000年には、森林省により、コミュニティ・フォレスト(HK, Hutan Kemasyarakatan)計画が打ち出された。しかし、この計画の問題点は、多くの植物が枯れ死してしまっていることである。その原因は、植林方式が適切でないことにある。つまり、植え付けられた木々は、その他の樹木に光が当たらないようにしてしまい、その成長を妨げてしまう。その結果、住民は、もはや移動式耕作 — この耕作方式においては、農民は、3年のサイクルで移動する — を行うことができなくなってしまうのである。

このHK計画の下で、契約業者が、土地の準備作業と植え付けを行った。今回は、住民への権利譲渡もなく、また手入れコストも、未だ支出されていない。住民の意見によれば、もしもパラウイジャ地とゴム農園での問題が、住民によって克服されることができれば、HK計画の結果として発生した問題もまた、克服可能であろう。なぜなら、森林は、開発の潜在的可能性を秘めた土地であるからである。

(d) 漁業

一部の住民は、日常的なニーズを満たすために、河川とダム湖に漁業に出掛ける。また、その他の住民は、同村の水源から引いた水を利用して、養魚池を造っている。さらに、その他の幾人かの住民は、流し網漁業を行おうとしている。それ故、水資源、輸送施設、川辺での住民の生活背景などの潜在的可能性に照らしてみるならば、流し網漁業には、開発チャンスがある。しかしながら、住民の前に残されているのは、販売網の確保と流し網漁法の習得という問題である。

4 水供給システム

タンジュン・アライ村において水供給源として用いられているのは、井戸と給水施設である。その理由は、同村の地形条件にある。つまり、平地から丘陵地帯に至るまでの土地勾配の大きさ — 地方政府の測定によれば、0~45度 — のためである。それ故、これらの水源が、丘陵地帯 — そこでは、旱魃時には、井戸は無水状態となる — に住む住民のための給水栓への水供給を満たすために用いられることができるのである。

1994年に、タンジュン・アライ村の住民は、プロジェクト当局により造成された再定住地に移転した。しかし、1995年には、水ニーズの理由のために、多くの人々が、丘陵地帯の移住地から低地部分へと移動した。なぜなら、当初の場所では、水が入手不可能で、低地部分の新移住地においてのみこのニーズを満たし得たからである。

水ニーズと支援施設の利用との関連で調査対象となり得る水供給源とその水質は、以下の通りである。

(a) 水資源

浅井戸

1994年の当初移転の際には、住民には、2世帯当たり1個の掘り抜き井戸が与えられた。しかし、丘陵地帯にある再定住地のこれらの井戸は、無水状態で、使い物にならなかった。そのため、「清潔な水供給施設」(IPAB, Instalasi Pengolahan Air Bersih)から導水する公共給水栓を備え付けることが提案された。

しかし、このために掘られた井戸の深さは、3~4メートルしかなかった。そのため、水源にまでは

届かなかった。なぜなら、これらの井戸が掘られた場所は、丘陵地帯の急峻な斜面地であったためである。一部の住民(3世帯)は、水を手に入れるために約3キロメートルも歩かなければならなかった。それ故、住民は、当初の移住地では生活できなかったのである。これに加えて、道路事情も悪く、通行困難であった。

現在、住民の移住地は、平地から起伏のある土地に至るまで斜面地域に広がっているが、そこでの掘り抜き井戸の深さは、3~6メートルと様々である。即ち、谷間の井戸の深さは3~4メートル、後背地の井戸の深さは4~5メートル、丘陵地帯の井戸の深さは約6メートルである。

丘陵地帯の再定住地では、住民の一部は、ポンプ揚水機で汲み上げた水をパイプ送水している。しかし、その他の住民は、取水のために斜面地を上下しなければならない。なぜなら、彼等の住居と井戸との間には50~200メートルもの距離があるからである。

乾季には、これらの井戸のうちの一部は、干え上がってしまい、時には無水状態となる。しかしながら、残りの幾つかの井戸には、水ニーズを満たせるだけの水量がある。涸れ井戸しかない住民は、さらに0.5~1メートルの深さを掘り下げてみた。しかし、水を得ることはできなかった。そのため、彼等は、涸れない井戸の持ち主から水を貰い受けているのである。とはいえ、そのためには、彼等は、50~200メートルもの距離を歩かなければならないのである。それは、彼等にとって、極めて苛酷な作業なのである。

他方において、水源にまで達し得る掘り抜き井戸を作ろうとすれば、住民には資金問題が生じてくる。住民のもう一つの悩みは、安いのが、壊れ易い簡易ポンプを使用するかどうかの選択である。なぜなら、彼等は、イスラム小学校兼公立小学校(MDA/SD)の運動場に備え付けられた030型のポンプが壊れて、使用不能となっているのを目撃しているからである。

水源

タンジュン・アライ村における水源の一つは、井戸である。同村には、5個の井戸がある。これらの水源のうち4個の井戸水は、シラム(Silam)川に直接に流れ込んでいる。また、1個の井戸は、清潔な水として、約10世帯によって利用されている。これらの水源は、乾季にも涸れることはない。しかしながら、汲み上げ水量の割合は、減少してきている。ここでの問題は、水源を保全するための何らの努力もなされておらず、またこれらの井戸を保全しようとする何らの住民グループも存しないことである。今後、もしも環境条件が一段と悪化するようなことになれば、水源は、干え上がってしまうであろう。

シラム川

シラム川は、タンジュン・アライ村を貫流している。この川は、年間を通じて涸れることなく、流れている。その理由は、シラム川に流入する水源が干え上がらないためである。

住民が新たな場所に移り始めてから今日までの間(1995~2002年)に、この新移住地では洪水が発生した。この洪水は、2001年の雨季に、12時間にもわたる降雨があった際に起こった。その原因は、川の排水に支障が生じたためであった。この排水障害は、水際に幾つかの建物が建てられたことと、相当量の塵芥が川の流れを妨げたことに起因していた。この洪水により、タンジュン・アライ村の低地地域が冠水した。

(b) 水供給

取水堰

タンジュン・アライ村には、二つの河川、つまりシラム川とボンバン(Bomban)川から取水するために2個所に遮水構造物と貯水池が設けられている。シラム川の取水堰の場所を最初の水源として、そこから水処理施設に送られた後に、処理水は、清潔な水として利用されることができる。

しかしながら、シラム川からの取水施設が利用できたのは、住民移転後1年足らずの期間にすぎなかった。なぜなら、住民が、丘陵地帯から村の中央部(平地部分)に移転した後に、変色水問題が発生してしまったからである。その後、住民は、この水を利用しなくなってしまった。

清潔な水を手に入れるためのもう一つの代替策は、ボンバン川からの取水である。この川は、常時流れており、水処理施設からは3~4キロメートル離れた所に位置している。しかしながら、この取水施設の建設から2ヵ月後に、“X”要因問題が発生してしまった。つまり、取水がパイプを通じて処理施設に導水された後に、そこで止まってしまって、住居地には流れて行かないという事態が生じたのである。今日、これらの二つの取水堰は、壊れてしまっている。

パイプ

河川から公共給水栓までの間を導水するための配水システムには、以下のような異なるサイズのパイプが使用されている。

*河川の吸い上げポンプから貯水槽までは、直径6センチメートル(約4インチ)のパイプが使用されている。

*貯水槽から処理施設までは、直径4インチのパイプが使用されている。

*処理施設から公共給水栓までは、直径2インチのパイプが使用されている。

ポンプ

タンジュン・アライ村には、2個所のポンプ場がある。一つは、シラム川から揚水して貯水槽に送るためのポンプである。もう一つは、イスラム小学校(MDA)の運動場の掘り抜き井戸近くの簡易ポンプである。しかしながら、これらのポンプは、いずれも機能していない(壊れてしまっている)。

貯水槽

タンジュン・アライ村には、河川水を貯えるための3個の建造物がある。これらのうちの二つは、処理施設で浄化された水を貯える施設である。もう一つは、河川からの取水を貯える施設である。この後、蓄水は、各々の処理施設に送られるのである。

清潔な水供給施設(IPAB)

タンジュン・アライ村には、IPABが2個所ある。それぞれに同村の東部と西部に設置されている。これらの二つの建物は、処理水の貯水槽、水処理施設、モーター発電機(水処理用および実験室用)で構成されている。

これらのIPABの運転の成果を住民が享受できたのは、1年以下の期間にすぎなかった。これは、シラム川での不適切な水利用の結果であった。その後、住民は、もう一つの代替的な水源を探し求め、その結果ボンバン川に取水堰を建設することを提案した。不幸にして、ボンバン川から取水して村の貯水槽に蓄水するための施設を建設している最中に、原因不明のトラブルが発生した。IPABが運転を開始した途端に、IPABの機械が突然に機能しなくなり、公共給水栓への送水が止まってしまったのである。今日までのところ、IPABは、一度も運転を再開しておらず、水供給の配水システムは機能麻痺に陥ってしまっているのである。

公共給水栓

タンジュン・アライ村には、公共給水栓が、全部で18ユニットある。しかしながら、水処理施設システムが機能しないために、これらの給水栓もまた、壊れたままの状態である。各々の給水栓の据え付けコックと計量器は、破損状態で、その送水システムからは(スペア・パーツも)外されてしまっている。また、これらの給水栓の物的構造そのものも、給水栓の本体とその場所の双方の点で破損が生じている。

(c) 衛生設備

公共MCK

タンジュン・アライ村においては、公共のMCK(水浴、洗濯、便所)は建設されてきていない。その理由は、各々の住宅の背後には、すでにMCKが設けられているためである。

便所

タンジュン・アライ村においては、便所は、プロジェクト当局により、養魚池の上と再定住地において作られた。新移住地において便所の総数がどれくらいあるのかについては、数え上げることができない。なぜなら、最近の確定的なデータがないためである。しかしながら、推定数値に基づけば、626世帯に便所があると見られている。

水質

清潔な水そのものを利用できるかどうかは、水質自体がどうであるかの観点から眺めることができる。タンジュン・アライ村における利用水は、まず最初にそれを煮沸して飲用に供するならば、水質的には、一般に飲料水としての要件を満たしている。住民によって利用されることのできる水源は、井戸と河川水である。同村における水質は、以下のような水組成から眺めることができる。

①色……村の中心部の国道とは反対側の一部の井戸は、透明である。他方において、村の中心部周辺の井戸は、黄色がかった透明色である。

②臭い……水源として利用されている水には臭いはない。

③味……村の中心部の国道とは反対側の水源は、フィールド実験の結果に基づけば、無味である。

しかしながら、村の中心部の周辺の水源では、幾分かの土壌の味がする。

水源関係の問題は、1994年の移転時に始まった。この問題の起因は、丘陵地帯に造成された再定住地の地形条件にあった。そのため、1995年には、多くの人々が、丘陵地帯の再定住地から現在の場所へと移動した。この移動の理由の一つが、水供給問題であったのである。

新たな場所に移住して数ヶ月後に、住民には動揺が生じた。公共給水栓から供給される水に、色、臭い、味の変化が発生したためである。調べてみた結果、シラム川が汚染されていることが判明した。それ故、水源の保全を支援する上での何らかの活動が必要であろう。

付属書 3.11 ムアラ・タクス村

ムアラ・タクス(Muara Takus)村は、村々を結ぶ要衝として極めて重要な場所にあり、以下のような境界に接している。つまり、北方ではダム貯水池、南西ではグヌン・ブンス村、東方ではコト・トゥオ村に接している。ムアラ・タクス村の面積は、約2500ヘクタールである。この村へのアクセスの安易という観点で眺めるならば、同村へは容易に行ける。というのは、輸送機関が利用可能であるからである。ただし、運行は、一定の時間に限られている。この村は、郡庁所在地(バトゥ・ブルスラット村)からは、距離的には約12キロメートルの位置にあり、時間的には30分の距離である。この村に通ずる道路は、アスファルト舗装されている。ただし、舗装状態は、実際には良好ではないが、輸送には支障はない。

ムアラ・タクス村の地形は、全般的には平坦である。ただし、斜面勾配が35%以下の起伏のある山地性の場所がある。同村に成育している植生は、雑木林、ゴム農園、アグロ・フォレスト方式のゴム園、ガンビル、レモンなどである。同村の農地構成は、ゴム農園と作物地に分かれている。作物地では、ゴム、コーヒー、プタイ(petai) — 刺激性の臭いを持つ豆を産する樹木で、その実は広く食用され、そのまま食べるか、ないしは調理用にも使われる — 、ジュンコル(jengkol) — 豆科の樹木で、その実は、そのまま食べるか、ないしは調理用にも使われる — 、ドリアン、ジャック・フルート、カシュー・ナッツなどの多様な作物が栽培されている。他方において、ゴム農園には、もっぱらゴム樹のみが植え付けられている。

ムアラ・タクス村での最近の人口数は、1089人である。村人の教育水準という点では、小学校(SD)を卒業していない人が12名、小学校の卒業者が194名、中学校(SLTP)の卒業者が69名、高等学校(SLTA)の卒業者が39名、専門学校の卒業者が2名、研究者が2名である。労働適齢者数は、888名で、81.54%を占める。男女比率は、114 — 女性100名ごとに男性114名の割合 — である。労働適齢者100名ごとに、48名の非労働適齢者を養っている。一般に、住民は、農業と漁業の分野で生計手段を得ている。ムアラ・タクス村については、将来的な開発の潜在的可能性として、次のような側面が挙げられる。「ムアラ・タクス寺院」と呼ばれる観光地がある。コトパンジャン・ダム貯水池には、数種の魚類がいる。住民にとっては、1世帯当たり2ヘクタールの広さのゴム農園と0.4ヘクタールの広さの菜園について、それらの農地の耕作余地がある。

A 参加型農村評価(PRA)プロセスの説明

1 村の歴史

村史に関するデータ収集のプロセスは、徐々に行われた。このプロセスの第1段階は、調査チームと住民のうちでの中核的人物との間での討議を通じて行われた。これらの人たちは、ムアラ・タクス村で発生した里標のないしは重要な事柄について実際に通曉している人々であった。住民のうちでの中核的人物は、種族指導者「プチュク・アダット」(Pucuk Adat)と村書記であった。これらの二人は、長時間にわたって討議に加わり、またムアラ・タクス村の歴史についての情報を提供することができた。これらの二人の人物から得られた初期的な情報は、その後に明確にされ、またフォーカス・グループ討議(FGD)を通じて、第3集落、第2集落、第1集落の住民によって提供されたその他の情報ないしはコメントにより完全化が図られた。

第3集落での会合は、2002年3月22日(金曜日)に行われた。この会合には、調査チームの3名のほか、

20名(女性8名、男性12名)の村民が参加した。会合時間は、午前8時半から11時半までの2時間であった。

第2集落との会合は、2002年3月22日に調査チームの本部で行われた。住民の参加者は、2名であった。会合時間は、午後2時半から3時半までの1時間であった。

第1集落とのFGD会合は、2002年3月23日(土曜日)に調査チームの本部で行われた。参加者総数は6名で、全員が男性であった。会合時間は、午後8時半から午前0時までの3時間半であった。

2 状況説明

同村の潜在的可能性や一般的な問題に関する情報収集は、村の状況説明の手法を用いて行われた。情報収集活動は、調査チームの本部からウラヤット森林の近くのゴム農園まで踏査することから始められた。調査チームは、村内を歩き回るとともに、その状態について観察した。観察結果は、状況説明図のうちに投影された。この説明図においては、特に農園/耕地の管理状況が、それらの場所の高度の表示とともに描き出された。村の状況説明の原案図については、前記の各々の集落において、FGD会合を通じて住民との間で討議された。この討議では、特に各々の農園/耕地の管理面での問題点、潜在的可能性および住民の期待に関して、説明図の明確化を図るとともに、より詳細な追加的情報を入手することにより、説明図の完全化を図ることが企図された。

(a) レモン販売図

第2集落でのFGD会合においては、地図に関しても討議された。しかし、時間的制約のために、十分な討議時間を割くことはできなかった。そのほか、2名の参加者との討議の過程で、レモンの販売に関する情報が入手できた。最後に、ファシリテーターは、住民の所得獲得源という側面から眺めるならば、最も中心的な農産物は何かと尋ねた。この質問に対しては、二人は、レモン樹が中心的作物であると答えた。次いで、ファシリテーターは、さらに質問を掘り下げて、この生産物の販売と成果/収入について尋ねた。そして、彼は、参加者に対して、ムアラ・タクス村におけるレモンの販売地図を描くよう求めた。この地図作成をめぐる討議は、第2集落でのFGD会合が終了する以前の約20分間において行われた。

第3集落での会合は、2002年3月22日(金曜日)に、同集落の指導者の家で行われた。この会合には、調査チームの3名のほか、20名(女性8名、男性12名)の村民が参加した。この地図に関する討議は、第3集落でのFGD会合が終了する以前の約20分間(午前11時10分～11時30分)において行われた。

(b) 漁獲物販売図

漁業問題に関する討議プロセスは、ファシリテーターによる参加者への質問、つまりこれまでの漁業の成果は、どのような状態であるのかという質問で始まった。その後、ファシリテーターは、漁獲物が、どのようにして販売されているのかを尋ねるとともに、FGD会合への第2村からの二人の参加者に対して、漁獲物の販売地図を描くよう求めた。

この第2集落との討議は、2002年3月22日に行われた。住民側からは、2名が参加した。会合時間は、約1時間(午後2時半～3時半)であった。

(c) 概略図

討議プロセスは、住宅/居住地および農地/庭地の略図を用いて、住民/農民との対話により、またゴム農園の現場での詳細な聞き取りにより進められた。ファシリテーターは、住民が新村に移転してきた最初の時点において、PLTAプロジェクト当局によって提供された住宅が、どのような状態にあっ

たのかについて尋ねた。次いで、ファシリテーターは、住民が、住宅と庭地/農地の略図を作成する上での助言を行い、略図の誤りについては、住民自らがそれを訂正した。

前記の討議は、2002年3月20日に、約30分間(午前10時～10時半)にわたって行われた。

(d) 水供給網図

水供給問題に関する討議プロセスは、調査チームの本部の置かれた村書記の家での討議を通じて進められた。まず最初に、ファシリテーターは、参加者に対して、水資源、水利用、清潔な水供給サービス/推進策、その配水などの問題点、特に取水堰から得られる水資源の問題について質問した。解答の誤りについては、村書記によって正された。配水問題に関する討議には、他の幾つかの討議結果と合わせて、約30分の時間が充てられた。

3 ランク付けマトリックス

住民からの意見聴取は、住民との間でのFGD会合におけるマトリックス・ランク付けの作業を通じて行われた。このプロセスは、状況説明分析のフォローアップであった。なぜなら、このプロセスにおいては、状況説明図 — そこには、住民の期待度も表示されていた — において描かれた諸問題を解決するための勧告案が探求されたからである。

その後、住民側に対して求められたのは、住民によって掲げられた期待に基づいた解決案の分類を行う作業であった。その結果、以下のような事柄を網羅した分類を行うことが合意された。補償、所得、住宅/居住地、保健、輸送、教育、持続可能な環境。

それぞれの側面の分析は、潜在的可能性 — 環境の支援度 — 、機会 — 他の当事者の支援度 — 、および能力 — 人材の能力面での支援度 — に基づいて、住民との話し合いで行われた。この分析において住民側に対して求められたのは、各々の解決案に関して、どの程度に支援度が大きいかについての評価を下すことであった。各々の解決案については、以下のように合意された基準を用いて、1から4までのランク付けが行われた。

*得点1 : 支持しない。

*得点2 : 余り支持しない。

*得点3 : 支持する。

*得点4 : 大いに支持する。

このマトリックス・ランク付けについての討議は、およそ1時間半にわたって行われた。この点で講じられるべき解決案の優先度については、後述されるであろう。

B 分析結果

1 再定住

(a) 住宅

住民の家屋は、大抵の場合に破損状態にある。一部の住民は、自らの資金で改修工事を施している。住宅の破損部分としては、例えば、次のような事例が挙げられる。木製の壁は、腐朽している。床は、薄すぎるために破損している。アスベスト葺きの屋根は、腐食して、雨漏りがする。これに加えて、PLTAプロジェクト当局によって提供された家屋には空き家が目立つ。これは、所有者が、仕事を求めて、他の場所に行ってしまうためである。

家屋の屋根、床、壁などの破損状態は、住民に不快感をもたらしているばかりではない。住民は、特に健康への影響 — この影響は、ますます悪化してきている — を懸念している。また、6×6メー

トルの広さしかない住宅は、家族数の多い世帯にとっては狭すぎる。

住宅の全面的ないしは部分的な改修努力は、それを行うだけの資金的ゆとりのある人々によって行われてきている。他方において、貧しい住民 — その原因は、最低収入と収入低下にある — は、自宅の改修を可能とするような政府支援を待つこと以外には、何もできない。その上、住民は、これまでに、県レベルの地方政府に対して、住宅改修についての申し入れを行ってきた。他方において、この点で講じられるべき試みは、日本政府の価額リスト — ただし、これについては、再度確認が必要である — に基づく住宅補償の差額の支給が実現されるのを待ち続けることである。

(b) MCK施設

政府によって建設されたMCK(水浴び、洗濯、便所)施設の大半は、すでに極めて劣悪な状態にあり、特に便所/トイレ施設は使用不能の状態である。水浴びと洗濯の問題に直面して、一部の住民は、井戸施設と溜め池を使用している。もっとも、一部の井戸の水質は、適切ではないし、また溜め池 — 7世帯に1ユニット — の一部は、壊れてしまっている。トイレ施設については、政府は、各世帯ごとに1×1メートルの広さのトイレを建設した。このトイレは、木製の壁、アスベスト葺きの屋根で、排泄物を直接に穴に落とし込む装置 — ガチョウの首のように曲がった便器ではない — である。

住民の家々で破損したままのMCKの状態は、極めて不衛生である。富裕な住民は、家屋の改築に合わせて、MCK施設の改修を行うことができる。しかし、貧しい住民は、トイレを使用する代わりに、菜園、川などにまで出掛けるか、ないしは自宅の背後の庭で用を足すほかない。その影響は、住民が新移住地に移転して以降、コレラなどの疾病に罹る割合が増えてきていることに現れている。

一つの問題が持ち上がったのは、2世帯につき一つの井戸が建設された際で、これらの世帯の間に喧嘩が発生してしまったのである。この問題の発生の原因は、自分の庭に井戸を建設された住民が、他の住民による井戸での取水を快く思わなかったことにある。他方において、政府によって建設された公共給水栓(7世帯に1ユニット)に関連する問題もまた、紛争を引き起こした。その理由は、公共給水栓の近くに住む住民 — 公共給水栓は、彼等の庭に設置されていた — は、他の住民が取水に来るのを快く思わなかったこと、また水浴びと洗濯の排水により、公共給水栓の周辺が汚れ、庭がぬかるみ状態となったこと、さらに外来者による騒々しさが絶えなかったこと、などの点にあった。

富裕な住民によって講じられた対応策は、自分自身で便所/トイレと井戸を建設することであった。しかし、貧困者にとっての代替策は、自宅の庭ないしは川を利用することしかなかった。公共給水栓に関する問題の解決策として期待されているのは、政府が、それを中立性の高い場所に移し替えることである。

(c) 村道の照明

村道には明かりがない。住民は、この新村の地に移転してきて以来、このような状態を甘受し続けている。住民の言い分によれば、村道の照明問題への対策を講じるのは、政府の責任であるというのである。村道の照明問題のほかにも、電気に関連するもう一つの問題は、電気料金の絶え間のない値上げであり、毎月の高負担である。これへの住民の失望感は大きい。他方において、住民のうちで電気を利用できるのは、少数の人々のみである。

これに加えて問題なのは、村道が夜間に暗いことから、住民の悩みの種となっているのが、村行事が夜間に開かれる場合である。こうしたことから、住民は、夜間にはほとんど外出しない。もう一つの問題としては、村内では、強盗/盗難事件が頻発していることである。

この村道の照明問題については、未だに何らの解決策も打ち出されていない。政府は、村道の照明施設を建設するかないしは据え付けるべきである。また、政府には、電気とその価格の継続性を維持すること(値上げしないこと)が期待されている。

(d) 所得

住民の収入は、大幅に減少している。その理由は、住民 — 彼等の大半は、農民である — の生計手段となる資源、つまり環境支援資源が減少しているためである。住民の大半は、ゴム樹の栽培から収入を得ようとしている。しかし、植え付け後2年では、ゴム樹液は生産されない — ゴム樹の収穫時期は、樹齢4~5年後である — 。ゴム樹の植え付けのほかに、住民は、ダム貯水池での漁業から収入を得ようとしている。しかし、漁獲高は、日に日に減ってきている。住民の生活ニーズを満たし得るようなその他の収入源はない。これは、人材の面でも、また環境支援基盤の面でも、現地には限りがあるためである。

住民は、過去においては、毎週20キログラムの漁獲高を得ていた。しかしながら、現在では約9キログラムにすぎない。もしも1キログラム当たりの魚価が5000ルピアであるとするならば、彼等の以前の収入は、毎週1キログラム当たり10万ルピアであったことになる。しかし、現在では、彼等は、毎週1キログラム当たり4万5000ルピアしか得ていないことになる。彼等は、過去においては、毎週10万ルピアの収入でもって、彼等の食糧ニーズを満たすことができた。しかし、現在では、それでさえも満たせないのである。

今日、住民の収入の減少のために、彼等の日常的なニーズを満たすことができないという問題が発生しているのである。— このような状態は、過去とは大きく異なっている。過去においては、住民は、彼等の土地に各種の生産的な作物を植え付けることにより、その土地を耕し、手入れし、管理するだけで、毎年の日常的ニーズに備えることができた — 。

ダム貯水池における漁獲高の減少に起因する問題の解決策の一環として、住民は、県レベルの地方政府に対して、グヌン・ブンス(Gunung Bungsu)村の住民が受け取ったのと類似の養魚池を提供するよう申し入れた。しかしながら、この要請に対しては、未だに何らの回答もない。

今後に講じられるべき方策としては、以下のような措置が挙げられる。養魚池の提供 — 施設と魚苗 — 、ムアラ・タクス寺院の観光開発 — 土産物と果物を販売する売店施設の建設と文化展示公園の開設 — 、菜園/農園の生産性の向上 — 技術訓練と販売訓練の提供、栽培資金の提供、害虫駆除、猪対策のための溝掘削、灌漑農地の造成 — などの措置である。

(e) 文化と慣習

住民の文化と慣習という側面から眺めるならば、過去においては農地を耕し、またカンバル川で漁業を営んでいた農村社会 — カンバル川の肥沃な峡谷に住んでいた農民の社会共同体 — が、半都市社会へと移行してきている。これは、集約的な農業活動の喪失と農村社会一般の質的・量的な面での低下を意味している。ムアラ・タクス村の住民は、以前には肥沃な峡谷に居住していたのであるが、それが、突然に山地性の地域へと移転させられたのである。また、ダム貯水池は、環境資源と生活様式という点では、河川とは決定的に異なっているのである。文化的・社会的な観点からは、コトパンジャン・ダム貯水池の造成のために、住民の生活からは、彼等の由来と尊厳が失われてしまったというのが、彼等の受け止め方なのである。その結果、住民は、彼等の新たな移住地での異質の生活条件に直面して、不確実な将来への懸念を抱くに至っているのである。もう一つの社会現象として発生し

ているのは、青年層の間に飲酒をする者が増え、また定業を有しない者が増加しているという事態である。農村社会から半都市社会への生活様式の変化に起因する問題として発生しているのは、農業活動に真面目に従事しようとする心構えが失われてきていることであり、また種族組織、種族指導者、社会指導者などへの信頼感が低下してきていることである — この指導者層への信頼感の低下は、彼等の一部が、新移住地に移転するよう住民に迫ったことにも起因している —。

こうした問題の複雑性のために解決策への目処が立たないのが実状である。また、住民にも、何をすべきなのかが解らないのである。住民に対して生活向上への意欲を持たせるような方策が、何よりも必要とされているのである。

(f) 補償

住民との接触により知られるのは、住民の大多数が、彼等の置かれた最近の状態に対して冷ややかな態度を採っているということである。このような状況が生じているのは、住民が、収入源の減少、各種の政府約束の不履行、補償金の未払い問題など、様々な問題に直面していることに起因している。住民は、新移住地に移転するに先立って、政府から数多くの約束を得た。例えば、良好な恒久的住宅、電気の無料設置、住民との合意に基づく補償、収穫の用意のできたゴム農園、利用可能な水供給、MCK施設などについての約束である。しかし、住民は、これらの約束が実現されていないことを知った。例えば、住宅は居住に適しておらず、電気の据え付けは無料ではない上に、据え付けまでに(5年間も)待たねばならず、補償は不公平である上に、その受け入れが住民に強制され、ゴム農園は住民には用意されておらず、清潔な水は利用できず — 飲用または利用するのに不適切である —、MCK施設は劣悪の状態である。土地補償問題の係争記録は、31件もある。2件は、一部支払いがなされたケースであるのに対して、残りの29件は、未払いのケースである。

住民にとっての問題または影響は、政府約束 — もっともこの約束は、住民に口頭で告げられただけであり、従って書面形式の証拠はない — の多くが履行されてきていないことから、政府に対する住民の信頼感が大幅に低下してきている点である。住民の主張によれば、約束は、それが書面形式であろうがなかろうが、履行されるべきであるというのである。

補償問題に関しては、住民は、国家土地局(BPN)に対して、この問題の解決のために県知事(Bupati)から国営電力公社(PLN)に対して出された指令に責任のある執行官の勧告状を提示するよう要求した。「タラタック」(Taratak)協会と呼ばれるNGOもまた、住民を支援することを求められた。

住民は、政府約束が実現されるのを待ち続けるべきである。他方において、タラタック協会を通じて補償を要求し続けるべきである。なぜなら、この問題は、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトによって奪い取られた住民の権利に関係しているからである。

(g) 森林とダム貯水池の持続可能性

ウラヤット森林とダム貯水池の持続可能性が、今日、住民の関心の的となっている。ドモ(Domo)族によって所有されていたウラヤット森林の面積は、2000ヘクタールの広さがあり、そこではスンカイ、ドリアン、ムランティ、プタイなどの多様な作物が植え付けられていた。しかし、このウラヤット森林の現状は、惨憺たる有り様である。住民によって特に取り上げられているのは、この森林の1000ヘクタールが、ミナカヌア社(PT. Minakanua)によって伐採されてしまった事例である。伐採目的は、木材収益を得るためであった。この土地の売却については、ニニック・ママックとミナカヌア社との間に共謀関係があったというのが、住民の推測である。

ウラヤット森林の問題のほかに、ダム貯水池が、パダサ社(PT. Padasa)によって投棄されるアブラ・ヤシの残滓により汚染されているという問題がある。この問題は、住民の関心を呼び起こしている。また、ダム貯水池における水面の高さ(水供給)の不安定性の影響も、住民の漁業活動からの収入の減少という形で現れている。

住民の見方によれば、ウラヤット森林における植生の減退傾向は、土壌侵食と水供給の減少によって引き起こされている。こうした森林問題に加えて、アブラ・ヤシの残滓が、ダム貯水池を汚染しており、この問題への関心が高まっている。なぜなら、これは、漁業活動からの住民の収入の減少という問題を引き起こしているからである。

住民は、ウラヤット森林からは木材を採取しないよう努めている。また、地方政府が、ダム貯水池でのアブラ・ヤシの残滓の投棄問題に介入すべきことを勧告している。しかし、未だ何らの成果も得られていない。他方において、森林の植生回復のための再植林が行われるべきであり、また森林に保安官が配置されるべきであり、さらにダム貯水池におけるアブラ・ヤシと木材の残滓の投棄が適切に管理されるべきであり、これに加えて水面の安定化が図られるべきである。

2 ゴム樹

(a) ゴム樹の現状

一般に、ゴム樹は、未だ若く、樹齢1.5~2年である。これは、種苗が植え付けられたのが、2000年であったためである。その背丈は、3~5メートルである。ゴム農園の総面積は、488ヘクタールである。ゴム農園は、住民管理の下にある。これは、リハビリ農園である。

農園では、過去において、契約業者によってゴムの木の植え付けが行われた(1991/92年頃)。しかしながら、この植え付けは失敗してしまった。2000年における植え付けは、2回目の植樹であったのであり、この再植林は、住民によって行われた。リハビリ農園におけるゴムの木の植え付けは、2段階において実施された。第1段階では、244ヘクタールの広さに植樹された。それ故、住民は、これを「第1農園」と呼んでいる。次いで、第2段階でも、244ヘクタールの広さにゴムの木が植え付けられた。これは、「第2農園」と呼ばれている。

住民は、彼等がこれまでに経験してきた事柄について失望感を隠さないものであるが、このことは、とりわけ彼等がゴム農園について語る時にそうである。住民がムアラ・タクス村に移転してきた当時、ゴム農園の状態は、政府約束とは異なっていた。ゴム樹から収入を得るという住民の期待は、裏切られてしまった。しかも、住民は、自分自身でゴムの木を植え付けなければならなかった。その結果、彼等は、ゴム樹が生産できるようになるまで、数年間も待たねばならないのである。このような状態の下では、住民は、ゴム農園の手入れにほとんど時間を割くことができないのである。なぜなら、彼等は、自らの日常的なニーズを満たすための収入を得るために、他の仕事を行わなければならぬからである。

ゴム樹が生産的となるのを待つまでの間、住民は、米、パーム油、塩、灯油、大豆油、塩漬け魚などの基本的な生活必需品の形での補助を受けた。この政府補助は、住民が移転して、新移住地に再定住した時点以降、2年間にわたって供与された。しかしながら、そのような補助だけでは十分ではなかった。なぜなら、その期間が過ぎた後には、住民は、いかにして金を手に入れるかについて考えなければならなかったからである。住民の一部は、彼等の日常的ニーズを満たすために、自らのゴム農園までも売り払わざるを得なかった。農園のオファー価格は、市場価格よりも低かった。しかしながら、

住民としては、差し迫った状態の下に置かれていたために売り払うことを余儀なくされたのである。このような状態は、絶えることなく発生している。それにより、すでに期待を裏切られ、難渋を強いられている住民の生活条件は、一段と悪化することになるであろう。彼等は、他の仕事を探そうと努める。しかし、結局は、彼等の家族の生活ニーズを満たすことができないのである。

(b) ゴム農園の保全

ゴム農園の保全状態は、良くない。ゴム農園には雑草が生い茂っている。特に未だ若くて短いゴムの木でさえも下草で覆われている。しかしながら、一部のゴム農園では、保全状態は良い。

ゴム農園の保全状態が良くないのは、一つには猪の被害に起因している。農地には猪が時々現れて、ゴム樹を含めて、作物を食べたり、薙ぎ倒してしまう。このような不安感のために、住民は、農地の保全に躊躇するのであり、またゴム農園にその他の果樹を植え付けるのをためらうのである。住民の言い分によれば、たとえ彼等が自分の農地を保全したにしても、周辺に雑木林または下草が生い茂っているのであれば、猪は、日中は茂みに隠れていて、夜になると行動を開始して、作物を食べたり、薙ぎ倒してしまうというのである。このような状態は、住民に「無力感」を引き起こしているのであって、どのような保全措置が講じられる必要があるかについて、単に頭で理解しているだけではどうにもならず、結局は彼等は、挫折感を抱くこととなり、自らの農地の保全に真剣にならず、好きなように放置しておくことになるのである。

猪に関する問題は、これまでも住民により種々の解決策が試みられてきた。その典型が、魚網を利用した罾を仕掛ける方法である。しかしながら、その成果は思わしいものではない。一つの解決策として、農地の周辺に溝を掘り、罾を仕掛ける方法が採用されるべきである。

(c) 保全資金/補助金

リハビリ農園での植え付けのために住民が受け取ったゴムの苗木は、1ヘクタール当たり476本であった。ゴムの苗木の植え付けのために、住民に配布された化学肥料/殺虫剤は、SP36が1ヘクタール当たり50キログラム、スプリングが1ヘクタール当たり30キログラム、ラウンド・アップが1ヘクタール当たり2リットルであった。植え付け後には、政府により1年間の保全資金が住民に支給された。その金額は、1ヘクタール当たり50万ルピアであった。この資金のうちには、除草、施肥、病菌/害虫駆除、枝打ちなどのコストが含まれていた。2年目 — ゴム樹の保全は、2年目に入っていた — には、住民に対しては1ヘクタール当たり45万ルピアの保全補助金、1ヘクタール当たり3万ルピアの枯れ死した苗木の植え替え資金、1ヘクタール当たり30キログラムの化学肥料(スプリング)が支給された。この補助金は、一度には支給されず、2段階に別けて、つまり6ヶ月の半期ごとに支給された。

このように保全補助金が支給されたにもかかわらず、住民によるゴム樹の保全が十分でないのには、住民側のもう一つの事情が絡んでいる。一般に、住民は、何よりもまず最初に、自分自身を保全しなければならない。換言すれば、住民は、自らの家族を養わなければならないことから、自らの基本的生活ニーズを満たす目的のために、これに補助金を充ててしまうのである。この場合には、住民は、ジレンマに陥ってしまう。もしも住民がゴム農園を他人に譲渡すれば、彼等は、保全サービスの提供について賃金を得られるであろうが、その場合には何らの収穫物も手にすることができないであろう。しかし、たとえ彼等が自らに保全に携わるにしても、彼等の能力には限りがあるのである。この点での住民の制約要因には、とりわけ以下のようなものがある。

*漁業に出掛けた後に、さらに農園で働くことができるのは、夫のみである。

*もしも夫が村外に働きに出ているのであれば、保全の作業に携わるのは、妻であるが、彼女の時間と能力には限りがある。

*子供には農園での作業を期待することはできない。なぜなら、彼等は、若すぎるし、また農園でのきつい仕事にはほとんど関心を示さないからである。

保全資金は不十分であるとはいえ、住民は、自らにこの問題に対処しようとしてきている。例えば、地方種を探してきて、枯れ死したゴム樹に代えて、自らの農園に植え付けている。今後のゴム農園の保全について住民が期待しているのは、保全資金の増額である。

(d) ゴム農園の場所的・地理的条件

ゴム農園は、住民の居住地からは1~3キロメートル離れた場所にある。そこに通ずる道路事情は、アスファルト舗装ではないが、極めて良好である。その表面は、砂利が敷き詰められており、土壌が剥き出しの所もある。そのため、雨季には地滑りが頻発する。なぜなら、ゴム農園の約80%が斜面地帯にあり、そこは地形的に地滑りが起こり易いからである。この点は、ゴム樹を保全する上での住民の悩みの種である。

上がり下がり起伏のある地形条件は、住民が農地への行き来に利用する道路事情に影響を及ぼしている。なぜなら、住民は、この道路を利用して、農地に投入財を持って行ったり、農地から居住地まで農作物を運んだり、居住地から市場までそれらを運んで行かねばならないからである。通常、住民は、徒歩で農地に行く。それ故、一部で土壌が剥き出しの道路事情は、住民の通行の妨げとなる。特に雨季には滑り易くなる。住民の期待は、道路がアスファルト舗装されることである。特に農地に通ずる村道が舗装されるよう望んでいる。

地形的に平坦ではないという場所的条件のために、ある種の問題が住民に生じている。つまり、農地の斜面勾配の大きさは、住民の農地保全作業を難しくしているのである。この点で、住民は、ゴム農園の段丘化(terasering)のための補助金の支給を期待している。

(e) ゴム栽培農民グループ

ゴム農園の管理のために、住民は、グループ化されている。農民グループの総数は、15団体で、各々のグループは、16世帯で構成されている。これらの農民グループを通じて、肥料補助金、植え替え補助金、農園保全補助金などの形で、各種の政府補助金が、グループ傘下の住民に対して配布される。

グループの活動は、一定の時期、つまり肥料補助金や保全/手入れ補助金が配布される時に限られている。その他の活動は行われていないし、また定期的な会合も開かれない。住民は、グループ構成員への政府補助金の配分の仲介者として以外には、グループの恩恵を感じていない。例えば、農園の所有関係の不明確性(境界の不明確性)に関しては、グループは、このレベルでは、係争問題を解決することはできないのである。

土地紛争との絡みで発生した一つの興味深い事例は、仲裁に入った住民が、自らに譲歩せざるを得なかったケースである。つまり、二人の住民の間での農園の所有権をめぐる抗争を止めさせるために、仲裁に入った住民が、自ら他の農園に移動しなければならなかったのである。この事例は、グループ構成員の間での問題解決メカニズムが、適正な形では形成されてきていないことを例証している。

農民グループにおける組織化の未成熟さはまた、手動式噴霧器に関しての不明確な管理メカニズムにおいても現れている。手動式噴霧器は、1グループにつき2ユニットが配布された。しかし、この噴霧器の利用法については、不明確なままであった。そのため、一般にはグループ構成員は、彼等がそ

れを必要とする時、特にゴム樹の根元を荒らす害虫を退治したい時に、それを利用することができなかった。手動式噴霧器の返還が遅れても、グループ内では何らの厳罰もなかった。そのため、グループ構成員には責任意識がなかったのである。

農民グループには、(肥料と保全/手入れ資金に関する)政府補助金の配分以外には、他の特段の活動はない。それ故、グループの組織化、行政、資本、生産的作業の点のみならず、この組織への加入可能性ないしは組織の持続性の点で、グループの役割の向上が図られるべきである。さらに、手動式噴霧器については、各世帯につき1ユニットが供与され、それぞれの世帯によって管理されるべきである。

(f) ゴム農園の運営方式/モデル

ゴム樹は、一般には、モノカルチャー方式で栽培される。このことは、特にゴム農園においては、そうである。これに対して、各種作物が乾季に第2作物として植え付けられる農地においては、ゴム樹は、レモン樹などの他の種類の作物とともに植え付けられる。他の作物と一緒に植え付けが行われる理由は、住民が、猪によって農地を荒らされることを恐れているためである。

第1農園と第2農園においては、ゴム樹は、モノカルチャー方式で植え付けられた。住民は、現在でも、ゴム樹の植え付けに実際的関心を抱いている。このことは、彼等が、未だに自らの農地に、他の作物のほかに、ゴム樹を植え付けていることから明らかである。結局は、他の作物向けの0.4ヘクタールの農地にゴム樹を植え付けるかどうかを決定するのは、農民自身なのである。

住民に与えられた2ヘクタールの広さの農園の生産性は、実際には、彼等の農園内に他の作物(第2作物)を植え付けることで高められることができよう。このような作物は、生産期間が短くて済むことから、より早期に収入を得る方策となり得よう。この種の作物は、日照要因、土地の肥沃度、水利要因などの地方的条件に適ったものでなければならない。しかしながら、この植え付けのメカニズムは、二つの要因、即ち猪の被害と限られた生産資本のために作動してきていない。それ故、他の種類の作物を植え付けることにより土地生産性を高めるといような戦略が強められるべきである。

3 水供給

(a) 井戸

井戸の数は、128ユニットである。このうち、当初の住民移転時には122ユニットが作られ、その後6ユニットが追加された。住民の多くは、その日常生活において、水浴び、洗濯、便所の目的で井戸を利用する — MCKのために、1ユニットの井戸が、2世帯により使用される — 。しかし、井戸は、すでに9年間も、程度の差はあれ利用されてきており、そのため破損状態がひどく、また水質も悪く、臭いがし、黒ずんでいる — 調理用/飲料用には不適である — 。

井戸の深さは、おおよそ4~5メートルである。井戸底または地面から水面までの平均的な高さは、1.5~2メートルである。乾季には、これらの井戸は涸れてしまう。それを避けるためには、さらに数メートル掘り下げて、より多くの無味・無臭の水量を確保するしかない。

多くの井戸については、その他の問題がないというのではない。2世帯に1ユニットの割り当てであることから、しばしば争いが発生する。両方の家族のいずれもが、井戸が自家のものであると主張するためである。井戸(住宅)の建設時において、お互いに近接して住んでいる2世帯 — 2世帯につき1井戸 — の間での争いを引き起こさないようにするための戦略が欠如していたのである。

このほかにも、早期に解決が必要とされる問題も多い。例えば、井戸水は、MCKには適していない。

臭いがし、黒ずんでおり、飲むのには不衛生である。また、乾季には、多くの井戸が涸れてしまう。これらの井戸を利用する代わりに、住民は、水浴びと洗濯のためにカンパル川に出掛ける。他方において、飲料・調理用水については、住民は、これを隣人から譲り受けなければならない。現在、井戸と流し場は、物理的状态という点でも破損が著しい。

ムアラ・タクス村の住民数が増えるにつれて、水利用の需要度も高まってきており、それに伴って社会的影響も発生している。その典型が、同一井戸を使用している住民間の争いである。この点では、さらに6ユニットの井戸を追加建設するための政府補助金を要請することにより、この問題の解決を図ろうとする試みがなされている。井戸をめぐる紛争、さらに乾季における水質と供給の点での劣悪な状態は、住民の不快感を高めている。水質的にも良好で、また供給面でも十分な水量を確保しようとするれば、住民は、井戸をさらに数メートル掘り下げなければならない。このような措置を講じているのは、10世帯である。

ムアラ・タクス村での水ニーズに対処するため、また住民間の争いを最少化するためには、1世帯当たり1井戸が提供されるべきである。また、より良質で、十分な水量を確保するためには、井戸が掘り下げられるべきである。さらに、井戸壁に改修を施して、コンクリート吹き付けとすべきである。

(b) 頭首工ダム

ムアラ・タクス村の井戸水の水質は、一般に飲用するのには不適切である。そのため、住民には、清潔な水を手に入れる機会が、極めて限られている。こうしたことから、政府は、森林局(Dinas Kehutanan)を通じて、海外経済協力基金(OECF)からの資金でもって頭首工ダムを建設しようとした。その水源は、良好で、ムアラ・タクス村の住民の水ニーズを満たすことが可能である。このダムは、海拔135メートルの高さの場所に位置しており、貯水槽は、海拔120メートルの場所にある。ダム建設は、2段階において行われた。第1段階では、築堤工事が行われた。第2段階では、貯水槽までのパイプが敷設された。このパイプは、長さ800メートル、直径3インチであった。こうして導水の準備が整ったのであるが、ダムは、全面的に運行できなかった。水門ゲート全部が閉じられた時、築堤部分に水漏れが発生したためである。この水漏れは、築堤部分の強度が十分でなかったことに起因していた。築堤の高さは5メートルを幾分下回っていたのであるが、水位は1~2メートルの高さにしか達しなかったのである。

こうして、住民が想像していた状況とは異なり、彼等の期待は、裏切られてしまったのである。つまり、ダムは、住民全体のニーズに応えるために建設されるはずであったのであるが、実際には全員が、その恩恵に浴することにはならなかったのである。ダムの水位は、最低レベルに保たれなければならなかった。その上、ダムは、不安定な状態の下にあった。もしも水面が2メートル以上に高められるならば、ダムは崩壊の恐れがあったのである。しかし、水供給を減ずることになれば、配水範囲を狭めざるを得なかったのである。

ダムからは、数ヶ月間、取水されただけであった。従って、公共給水栓のすべてに導水できたのは、その間だけであった。なぜなら、もしも築堤が瓦解するようなことになれば、水不足は免れないと、住民が危惧したためであった。

頭首工ダムが最大限に活用され得るためには、築堤の強度を高める措置が講じられなければならない。また、この取水が公共給水栓にまで達し得るためには、直径2インチ以上にパイプを太くすることが必要である。

(c) 貯水槽/タンク

貯水槽(タンク)は、住民の居住地からはそれほど離れていない所にある。しかし、その保守・管理の状態は適切さを欠いており、雑木で覆われている有り様である。それは、ダムからの導水を貯え、また浄化するために使われるはずであった。その構造は、高さ5メートルのコンクリート造りである。

貯水槽から公共給水栓(HU)に至るまでのパイプの一部は、直径1.5インチであるため、公共給水栓まで水が到達できない。公共給水栓にまで水が流れて行けるのは、直径2インチのパイプを通じてであるからである。

貯水槽は、雑木で覆われているのが現状である。それ故、雑木がさらに成長するならば、貯水槽を壊してしまうであろう。このような状態は、貯水槽に近付くことが難しいことに起因している。そのため、十分な保守・管理ができないのである。その上、公共給水栓にまで流れて行く水量は多くない。そのため、水圧は、減ってしまうことになる。

貯水槽では、過去において、清掃作業が行われたこともあった。しかし、この清掃作業は続かなかった。そのため、数ヶ月後には、再び雑木で覆われてしまったのである。住民は、清潔な水を必要としている。そのためには、貯水槽が適切に管理される必要がある。また、パイプの幅に象徴されるように、公共給水栓にまで水が流れて行くようにすることが必要である。

(d) 公共給水栓

過去に設置された公共給水栓(HU)は、今日では、もはや機能していない。幾つかは壊れてしまっており、役立たずの状態である。公共給水栓の25ユニットのうち、14ユニットは、壊れてしまっており、1ユニットは、劣悪な状態の下で — 蛇口と覆いは、壊れてしまっている — 作動している。公共給水栓の流し場は、破損状態であり、また多くの給水栓は、機能停止の状態である。なぜなら、給水栓にまで水が流れてこないからである。公共給水栓の高さは、貯水槽の高さとほぼ同じであるが、パイプの直径が狭すぎるのである。

当初計画では、1ユニットの給水栓で7世帯の水ニーズを賄い、給水栓から得られる水は、調理、洗濯、水浴びの目的のために使用できるとされていた。しかしながら、いったんカバー装置と蛇口/制御器が壊れてしまえば、水が浪費されるだけである。

すべての住民が、公共給水栓から水を得ているわけではない。その理由は、幾つかの給水栓が作動していないためである。他方において、その他の給水栓は、水を浪費している。その理由は、制御器とカバー装置が壊れてしまっているためである。その上、それらは、住民の庭に設置されていることから、彼等の不満の種となっている。なぜなら、浪費水ないしは消費水で周囲がぬかるみ状態になってしまっているからである。これが原因で、住民の間では、しばしば争いが発生する。

水漏れパイプは、住民によって補修された。また、住民の一部は、自宅に導水するためのパイプを買わねばならなかった。なぜなら、彼等は、機能停止状態の給水栓からは水を得られないためである。壊れた給水栓は、近くの別の場所に移されてしまっている。

すべての住民が清潔な水を得られるようにするためには、パイプの場所的管理がなされ、またパイプの幅が広げられるべきである。他方において、給水栓の場所は、高所に移されるか、ないしは位置そのものが高められるべきである。壊れた給水栓は、新品に取り替えられるべきであり、また寸断されたパイプは、接続のための補修工事を施されるべきである。さらに、壊れた蛇口は、取り替えられるべきである。これに加えて、給水栓の設置場所としては、中立的な場所が選ばれるべきである。

(d) ポンプ揚水井戸

ムアラ・タクス村では、過去において、ポンプ揚水井戸が設置され、住民は、井戸水を享受できた。しかし、この井戸の設置後ほどなくして、水には臭いが発生し、茶色があつた水に変わり、飲用するには不衛生な水質となった。移住局(Dinas Transmigrasi)が同村から引き上げた後には、住民には、もはやそれを管理できず、また運行コストも支払えなかった。日々に発電機を稼働させるのには燃料費が必要であった。他方において、住民の収入は減るばかりであった。

ポンプ揚水井戸の水質は、不衛生で、臭気がするなど、劣悪であるために、大抵の住民は、この井戸水を消費することができない。また、住民には、自分たち自身でこのポンプ揚水井戸を改善し、運行できるようにするだけの資金はない。政府に対して、観光局(Dinas Pariwisata)を通じて、運行コストへの資金供与が行われるよう提案されるべきである。

C 結論

住民が直面している問題について、彼等自身による確認が行われた。また、この村の潜在的可能性(環境)、機会(他の当事者)、および能力(人材)に基づいた問題解決努力について、共同分析の結果も得られた。それに基づいて講じられるべき解決策のランク付けないしは優先度は、以下の通りである。

- ①養魚池を提供すること。
- ②(ゴム樹と作物の)生産性の向上を図ること。
- ③補償金の残額を支払うこと。
- ④未払いの補償金を支払うこと。
- ⑤MCK施設の質的改善を図ること。
- ⑥道路を改善すること。
- ⑦ムアラ・タクス寺院の観光開発を進めること。
- ⑧清潔な水の供給施設を改善すること。
- ⑨排水路を改善すること。
- ⑩民間教員(PNS)に補助金を支給すること。
- ⑪教育施設を拡充すること。
- ⑫貯水槽の質的改善を図ること。
- ⑬ウラヤット森林を維持すること。
- ⑭電気サービスの質的改善を図ること。
- ⑮生活補助金を支給すること。

付属書 3.12 コト・トゥオ村

A 参加型農村評価(PRA)プロセスの説明

1 村の歴史

われわれは、幾人かの非公式指導者、村長、「自助努力財団」(LKMD)の理事長、村書記および4名の村人からの聴取により、村史に関する情報を得た。この活動の過程において、われわれは、同村の歴史的に重要な出来事について討議するよう努めた。

2 村の状況説明

われわれの調査チームは、この村において住民を集める上で、かなりの困難を経験した。幾人かの住民/村人は、1週間にわたって、ダム(コトパンジャン水力発電ダム)湖に出掛けているか、ないしは旧村に滞在したままである。そのため、われわれは、「集落」(dusun)レベルでの小規模会合を開くか、ないしは彼等の家庭で幾人かの人々と話し合おうと試みた。われわれは、彼等と密度の濃い話し合いをすることができた。彼等からはまた、同村の潜在的可能性と問題点、特に住民の経済状態についての情報が得られた。

われわれは、農園、村道ないしは家庭において住民(男性/女性)と会うたびごとに、その際には常にそれらの別の人々に対して活動内容のチェックと再チェックを求めた。その他の活動としては、われわれは、詳細な情報を集めるために、AブロックからCブロックまで村中を歩き回った。それに基づいて、われわれは、天然資源について記載した。この村の状況説明図の作成のためには、同村に入った最初の日から1.5日を要した(2002年3月19~20日)。この調査活動に参加した住民総数は、10名前後であった。

3 概略図

概略図の検討の目的のために、われわれは、まず最初に村の状況説明の成果の点検から始めた。われわれは、2日目(2002年3月20日)の夕方に村長(Wali)宅において6名の村人と、それについての意見交換を行った。この討議の過程においては、同村における天然資源のすべてについて、彼等からの聴取が行われた。彼等の一人が概略図を描き、それについて他の参加者との意見交換が行われた。われわれの役割は、調査グループの一員として住民と意見交換することである。しかし、われわれが彼等に常に注意喚起したのは、この作業が、単なるプロセスであり、調査結果を得るためのものであるという点である。

4 マトリックスでのランク付け

評価情報のすべてを伝える目的で、調査チームは、2002年3月23日に、ムスバンデス(Musbangdes)の村長事務所に住民を招いた。この会合には45名の住民が出席し、討議プロセスは3時間にも及んだ。この会合の過程において、調査チームは、調査結果についての報告を行った。お互いの間には、相互学習とも言えるある種の経験が得られた。この会合のプロセスは、多くの場合に、行動——住民会合は、2002年3月22~23日に、幾つかの場所で開かれた。これらの会合には、6~7名が参加した——によって学習された事柄について理解を深める場としての役割を果たした。

B 調査結果

1 再定住

(a) 事実調査

一般に、村人の多くは、この新移住地において、彼等が「被害を受けている」との見方を表明した。この被害は、移転準備のプロセスとともに始まった。これは、(幾人かの村人の意見によれば)財産目録の作成プロセスの短さ — そのために費やされたのは、たったの2ヵ月であった — のためであった。正確には、この財産目録は、1991年の断食月に作成された。この財産目録の作成プロセスの短さは、村人たちに不安感を生じさせた。その後、事態は、一段と悪化した。なぜなら、住民は、移転と補償を受け入れるよう(軍により)強制されていると感じたからである。「治安関係者」が来村し、幾人かの住民代表(ニニック・ママック)をバンキナンに連れて行った。そして、これらの住民代表は、補償協定に署名するよう強制されたのである。

大多数の住民の言い分によれば、彼等が受け取った補償に照らしてみれば、補償協定は、不適切なものであった。政府約束の不適切性として指摘されているのは、以下の諸点である。

*住宅の質は、「非常に」粗末である。

*所得創出のための土地(ゴム農園)は用意されていなかった。

*政府約束では、電気の据え付けは無料であるとされていたのに反して、村人は、据え付け料金(16万ルピア)を支払わなければならなかった。

*公共施設の質は、標準以下である。

*214区画の土地については、それらへの補償の支払いがなされるのかどうか、何らの明白な説明もなされてきていない。それにもかかわらず、「9名チーム」は、それらの区画について、すでに署名してしまっている。

*政府により、移転コストは支払われなかった。新移住地では、2日分の食糧(包装袋に入れられた米)が支給されただけであった。

*墓地の移転経費(1ユニット当たり7万5000ルピア)については、何らの補償も支払われなかった。

*旧村において住民の自助努力で建設された灌漑施設 — ブキット・タンコ(Bukit Tangko)において、1950年に建設 — については、何らの補償も支払われなかった。

今日、住民の多くは、所得が減少していると感じており、その影響は、特に家族の主要な生活ニーズの面で現れている。これに対して、旧村においては、特に所得源との関連では、その備えのできた地域に居住していたが故に、すべてが申し分のない状態であったというのが、彼等の思いである。彼等は、毎日ゴム樹液を採取できたし、いつでも魚を獲ることができたし、また直接に現金を入手することもできた。他方において、新村においては、彼等は、あたかも経済循環の環が失われてしまっているかのように感じている。なぜなら、彼等が新移住地に移転してきた時、生産的な土地は用意されていなかったからである。彼等の生活は、生活手当(jadup)に依拠せざるを得なかった。しかし、それが彼等に支給されたのは、単に2年間だけであった。生活手当として支給されたのは、米、灯油、パーム油、塩漬け魚(ikan asin)、ケチャップ、塩、洗顔用石鹼と洗濯用石鹼であった。

住民の一部は、彼等に割り当てられた住宅と庭を売り払わざるを得なかった。販売価額は、425万ルピアであった。

村営センターは、現在では、総合保健サービス本部(Posyandu)の活動拠点として使われている。この健康サービスは、1ヵ月に一度の割合で、金曜日ごとに提供される。

幾人かの農民は、ゴム農園に行くのに、しばしば近道を利用する。これは、ゴム農園に通ずる道路が破損してしまっているためである。

作物の多くが、白蟻、赤キノコ、白キノコなどの害虫/病原菌の被害を受けている。

住民の一部、特に「高齢の」世代の人々は、「被害を受けている」と感じている。しかしながら、一部の人々は、「被害を受けている」という脈絡ではなく、この村の新たな条件に肯定的な価値を感じている。この村の住民には、若年層が多く、また年長者の一部も、前向きの見方をしている。このような肯定的な見方は、輸送施設に関連しており、これを利用して郡都/県都/省都に行くことができる。それにより、次の世代が、より高度の教育を受けることが可能となった。これに加えて、幾つかの住宅には電気製品が導入されることになったことから、家財道具が増えている。多くの世帯が、例えば冷蔵庫、パラボラ・アンテナ付きのカラー・テレビ、アイロン、洗濯機、ディスペンサー、ミキサー、ビデオなどの電気製品を所有している。これらの電気製品は、住民が旧村にいた頃には持つことができなかった代物である。

一部の住民、特に若者には行動様式に変化が現れている。その理由は、旧村に比べて、彼等の移動性が高まっていることにある。幾人かのニニック・ママックもまた、こうした変化を感じ取っている。なぜなら、若者が、彼等に対して、一段と礼儀正しくなっているからである。しかしながら、共同作業などの文化活動は、衰退し始めている。その理由は、大多数の住民には、優先活動、つまり家族の主要関心事である食糧ニーズを満たすための仕事探しがあるためである。

(b) 問題点

前記の事実調査の結果は、住民との討議と会合によって補強された。こうした過程において浮かび上がってきた問題点は、以下の通りである。

何よりも目立つのは、政府(県レベルの地方政府)の役人に対する住民の懐疑的な態度である。このような懐疑的で無関心とも言える態度は、調査の実施のために入村した幾つかの調査団に対しても、同じ様に示された。その理由は、これらの調査によっても何も実現することはないというのが、住民の受け止め方であるためである。問題の核心は、住民の大多数により望まれているのは、政府が、自らに結んだ約定を受け入れるべきであるという点にある。

補償に関しては、このような「要求」は、すでになされている。しかし、それが受け入れられないことが、住民の不満を募らせているのである。この場合には、補償の支払いが、直ちに実現されれば、彼等もまた、この村において経済開発ビジネスを実現することができるというのである。別の見方をすれば、この「要求」は、住民の文化ないしは属性ともなりかねないのである。

この村での主要な問題は、住民の収入の減少である。特に家族の主要ニーズを満たせないことである。他方において、「日常品」(sembako)の値段は、極めて高価である。

ゴム樹は、未だ生産的な状態にまでは達していないのであるが、この樹木への害虫と疾病の蔓延に対する農民の不満は強い。これらの害虫/病原菌は、白蟻、赤キノコ(akar merah)、白キノコ(akar putih)である。

土地の割り当てを受けなかった新規世帯からの要求も顕在化している。コト・トゥオ村では、およそ200世帯が新たに付け加わった。

社会的・文化的側面では、ニニック・ママックやその他の社会指導者との間の討議に基づけば、新移住地では、共同作業の文化が衰退してきていることが判明した。その上、現地語で“preman”(街の餓鬼)と呼ばれる若者が、ニニック・ママックに対する尊敬の態度を低めている。

村役人のレベルでは、彼等は、県/郡政府との接触において複雑な立場に立たされている。通信文

は、頻繁に遅延する。

住民と村役人の口からは、彼等が、「政府プロジェクトの犠牲者」であるとの言葉が聞かれる。それ故、開発計画においては、犠牲となった村に優先度が置かれるべきであるというのが、彼等の期待なのである。

実質的な問題は、一部の住民にとっては、ニーズと願望との間に区別を設けることが難しいという点にある。これは、彼等が、「インスタント援助」を受け取ることに慣れてしまっているためである。

(c) 解決案

これまでに実施されてきている解決案としては、以下のようなものが挙げられる。

*各村関係者は、インフラのリハビリに関する幾つかの計画を提案してきており、これらを政府(県政府)に対して提出している。しかしながら、その実現化については、未だ何らの成果も見られない。同村にも、例えば「地域開発プログラム」(PPK)絡みの幾つかの計画がある。

*過去においても、補償問題に関する説明要求が、関係機関に対して出されてきた。しかし、住民が受け取ってきた回答は、名目的なもので、「プロジェクト保有者」(project holder) — 住民は、日本の当事者を、このように呼ぶ — によって供与された援助の線に沿っているという内容であった。

*地方政府は、投資家を誘致して、アグリビジネス部門のパートナーとなるよう勧誘する努力を行ってきている。投資家が現れることになれば、地方純収入(PAD, Pendapatan Asli Daerah)の増加が期待される。

*幾つかの世帯は、農地(0.1ヘクタールと0.4ヘクタールの土地)において農業栽培活動を行っている。これらの栽培活動の対象は、養魚池、ミカン、スイカ、チリ、ビンロウである。

今後実施されるべき解決案としては、以下のようなものが挙げられる。

*今日、住民の大多数は、政府の「巨大プロジェクト」の犠牲者であると感じている。一部の者は、前向きな考え方をしているが、他の者は、未だに悲嘆に暮れている。こうした理由からして、政府は、このような住民の置かれた状態と境遇の悪影響を最少化するためのアプローチを採るべきである。この脈絡でのアプローチは、プロジェクト・アプローチではなく、プログラム・アプローチであるべきである。最も重要なことは、彼等(住民)が必要としているのは、口先の声明ではなく、より多くの「証拠」であるという点である。これとの関連では、政府(州政府と県政府)当局は、コトパンジャンの「PLTA犠牲者」地域において開発政策を実現化することについての一つのコミットメントを行うべきである。

*このコミットメントとの関連では、地方政府、特に県レベルでの地方政府が、PLTA犠牲者地域の地方開発のために、 APBD資金を優先的に充当することへの希望ないしは要望がある。

*村レベルでの生活「意欲」と生産的ビジネス開発を刺激するためには、この点に関しての援助活動が行われる必要がある。フィールド・ワーカーには、自助努力グループを育成・発展させることが期待される。それ故、コトパンジャン地域におけるフィールド・ワーカーの基準の一つとして求められるのは、コミュニティ開発の概念への理解である。

2 所得創出

(a) 事実調査

1993年以来、住民数と世帯数のいずれもが増加してきている。他方において、住民移転の実施当時

には、移転対象となった住民/世帯数のニーズを満たすことだけで事足りるとされ、そのために利用できる地域/土地についてのみ考慮された。換言すれば、移転実施時には、将来的な住民数の増加については考慮に容れられていなかったのである。しかし、その後、住民は、農業と農園の分野での努力を行う上で、土地の狭小性という厄介な問題に直面してきているのである。これに加えて、パラウィジャ地(1世帯当たり0.4ヘクタール)の多くには、ゴム、ココナツ、アブラ・ヤシ、ミカンなどが栽培されている。それ故、季節性の作物と第2作物(palawija)のために利用できる土地は、ますます狭くなっている。

農民の知識が低い原因を作り出しているのは、非持続的な援助とともに、試料採取とのバランスに配慮しない理論的な訓練である。フィールド観察の結果から知られるのは、多数のゴム樹が白蟻とキノコ(白キノコと赤キノコ)の被害を受けており、またそれにより一部のゴム樹が枯れ死しているという事態である。

農園に通ずる道路は、土壌侵食のために破損しており、またそれらの補修がほとんどなされていないために、住民が、遠くの農地にまで出掛けるのを困難にしている。このことが、農地が十分に手入れされない一因となっているのである。

援助は、不適切なターゲットに対して向けられている。なぜなら、関係機関によるモニタリングが不十分であるためである。これの一例は、効果のない殺虫剤の配布である。たとえ害虫の蔓延のために多数のゴム樹が枯れ死しても、何ら頓着しないのである。

ゴム農園を管理するために、20団体の農民グループが設立された。1グループ当たりの構成メンバーは、24~30世帯である。しかし、この組織/グループは、何らかの援助がある際に活動するだけである。

(b) 問題点

- ① 127新規世帯は、何らの土地も得ていない。
- ② 農民の知識の低さ。
- ③ 農地に達することの困難性が、農地の手入れを難しくしている。
- ④ 害虫駆除対策(HPT)の面で、殺虫剤の配布は効果がない。
- ⑤ 農民グループが活動的であるのは、何らかの援助がある時のみである。

(c) フォローアップ

これまでに実施されてきている事柄としては、以下のものが挙げられる。

*127新規世帯のための土地造成の提案。

*他の農民グループとの間での話し合いと経験の共有。

今後実施される必要のある事柄としては、以下のものが挙げられる。

*対象とする土地を明確にして、技術訓練と試料採取を実施すること。

*破損道路の改修のための共同作業を行うこと。

*現場の実状に則した援助を実施すること。

*普及・援助/指導活動を拡充すること。

3 水供給

(a) 水源

コト・トゥオ村における水源は、三つのタイプに区分できる。即ち、水源(Aブロックの南方とBブ

ロック)、掘り抜き井戸、河川の三つである。Cブロックの南方の水源は、これを利用することができない。なぜなら、この水源は、水位が低すぎるため、小学校(SD)近くの貯水槽まで送水できないためである。他方において、Aブロックの南方の水源は、その役割を果たしている。この水源からは清潔な水が産出され、コト・トゥオ村の市場の正面の貯水槽のうちに流れ込んでいる。これは、住民の水ニーズを満たすための水供給源としての役割を果たしている。

プロジェクト担当当局によって建設された井戸は機能していない。なぜなら、プロジェクト担当当局は、その運用を住民に移管したのであるが、コト・トゥオ村の住民は、それだけでは水ニーズ、特に飲料・調理用の消費ニーズを満たすことは難しいと判断したからである。

その他の水源は、河川 — この川は、KUPT近くを流れている — である。この河川水は、住民により水浴びと洗濯の目的のために利用されている。この川には、二つの支流がある。一つは、北方(Cブロック)に向けて、もう一つは、西方(Bブロック)に向けて流れている。住民は、この村への移住以来、この河川水を利用してきている。下流の住民もまた、この河川水を利用してきている。そのため、水質が悪化してきており、その結果不衛生さの度合いが高まっている。

水源の潜在的可能性の大きさに照らしてみると、Aブロックにおいて頭首工ダムを建設するとともに、貯水槽とパイプを改修することが、緊要な事柄であり、またこれに優先度が置かれるべきである。長期的な観点からしても、また乾季における水ストックの欠如という事態を回避するためにも、2ユニットの掘り抜き井戸とその関連インフラの復旧を、正しく方向づけられた計画と監督の下に図ることが提案される。

(b) 水供給施設

フィールド観察と住民からの情報に基づけば、プロジェクト担当当局によって建設された浅井戸 — 1世帯1井戸、3~4世帯1井戸など種々のケースがある — は、1993年の最初の住民移転の時点以来、一切使用のできない状態である。その理由としては、次の点が挙げられる。①井戸の深さが、3メートルしかない。②井戸の割り当てに規則性がない。③Aブロックの井戸水は、腐食して、着色しており、そのため飲用には適さない。④山地性のCブロックでは、4メートルの深さの井戸では、水源に届かない。⑤住宅から井戸までの距離が遠すぎる(150メートル以上)。

揚水ポンプ

KUPTの隣の揚水ポンプは、消失してしまっているが、モスク近くのポンプ(Aブロック)は、住民の手により安全が確保されている。水処理装置付き貯水槽(4×4×2.5メートル)は、建物自体は良好なのであるが、作動していない。この揚水ポンプが作動していない原因は、一つには、(太陽エネルギー利用の)運行コストが高くつきすぎるためであり、もう一つには、ポンプ機が破損した際にスペアパーツの入手が難しいためである。その他の失敗要因としては、掘り抜き井戸の地表面からの深さが浅すぎて、水源に届いていないために、水を汲み上げられないことが挙げられる。

貯水槽

貯水槽は、地上に建設された鉄筋コンクリート製の構造物(5×5×3メートル)で、2ユニット — 市場近くのCブロックと小学校(SD)の脇 — がある。これらは、「地域開発プログラム」(PPK)資金を利用して、2001年に建造された。

小学校(SD)脇の貯水槽の物理的状態は良好なのであるが、作動していない。その理由は、次のような点にある。①貯水槽には、清潔な水が流入していない。②貯水槽に流れ込んだ水を流し出すパイプ

網がない。③付属パイプ(流入/流出パイプ)がない。

市場近くの貯水槽は、作動しているのであるが、配水パイプはない。流出パイプが備え付けられているだけである。それ故、それを利用しているのは、周辺住民だけである。

パイプ網

幹線パイプ、つまり揚水ポンプから貯水槽までのパイプと配水網から公共給水栓までのパイプは、機能していない。このパイプ網は、かなり以前から機能していないが故に、その敷設理由そのものが疑われるところである。情報によれば、導水パイプの埋設のための掘削工事は、住民の手によって行われた。頭首工ダムからCブロックの貯水槽までの幹線パイプは、直径4インチ、長さ2.5キロメートルで、電動式である。

公共給水栓

公共給水栓は、プロジェクト担当当局により、6世帯当たり1ユニットの基準で建設された。しかし、これは、現在、本来あるべき場所にはない。なぜなら、その一部は、住宅の台所に移されてしまっているからである。また、幾人かの住民は、公共給水栓を、雨水溜めとして使っている。公共給水栓が機能しているのは、Aブロックにおいてのみである。この給水栓は、住民の自助努力により建設された。しかしながら、乾季には、水供給量は少なくなる。その理由は、水源での水量が減少するためである。

頭首工ダム

Aブロックの南方にある頭首工ダムは、良好に機能している。ただし、このダムは、恒久構造物としての造りではない。そのため、このダムの貯水能力は、それほど多くはない。他方において、Cブロックの南方にある頭首工ダムは、實際上、使用不能の状態にある。

Aブロックの南方にあるダムの効率性を高めるためには、このダムを高めるとともに、恒久構造物に造り替えることにより、十分な水量を貯水できるようにすべきである。

掘り抜き井戸

コト・トゥオ村には、2ユニットの掘り抜き井戸があるが、これらのいずれも機能していない。その理由は、これらが、大深度の井戸ではない— 深さは80メートル— ためである。そのため、これらの井戸は、大きな水源にまでは到達できていないのである。

KUPT近くの掘り抜き井戸は、機能していないのであるが、この井戸では、現在でもポリ塩化ビニル製のパイプを用いて放水している。住民は、この水を、飲料水として利用している。Aブロックにある掘り抜き井戸は、實際上、使い物にならない。住民の情報によれば、この掘り抜き井戸からは泥水が得られるだけであるとのことである。

この掘り抜き井戸のポンプ室は、外観からは良好に見える。建物そのものの構造には、何らの損傷もないからである。しかしながら、それに付属して備え付けられているパイプ網と貯水槽は、そのいずれもが損傷されてしまっている。

(c) 衛生設備

コト・トゥオ村における衛生設備は、極めて憂慮すべき状態にある。MCKの目的のために住民が利用しているのは、河川水である。プロジェクト担当当局によりMCKが建設されたのであるが、これは、現在、使用できるような状態ではない。そのため、住民としては河川を利用せざるを得ないのであるが、この河川も、すでに人間の排泄/廃棄物により汚染されている。このような状態は、人々の健康

にとって好ましいことではない。そのため、住民の一部は、養魚池の上に応急の便所を設けている。

環境の健全性の必要について、住民の認識を高めなければならない。この点では、公共MCKの建設を真剣に考える必要がある。その際に留意する必要がある重要な事柄は、その設置場所である。持続的な水供給を実現可能なものとするために、水源の近くに公共MCKが設置されるべきである。

付属書 3.14 グヌン・ブンス村

グヌン・ブンス(Gunung Bungsu)は、かつてはティガブラス・コト・カンパル郡のバトゥ・ブルスラット村の一部であった。現在の村は、位置的には、以下のような境界を有している。西方ではタビン(Tabin)村、北方ではポンカイ・バル(Pongkai Baru)村、南方ではタンジュン(Tanjung)村、東方ではムアラ・タクス(Muara Takus)村と境界を接している。同村の面積は、563ヘクタールである。

同村の人口数は、350世帯で、男性598人、女性590人である。

A 評価結果

1 再定住

(a) 移転プロセス

グヌン・ブンス住民の旧村から新村への移転は、1993年3月23～25日に行われた。この移転が行われたのは、住民が新移住地への移転を求められ、また移転を強制された後のことであった。移転に同意しなかった一部の住民は、新移住地への移転を強制されていると感じた。なぜなら、旧村地域は、冠水することになるはずであったからである。基本的には、旧村から新村への移転プロセスは、距離的には、それほど遠くに離れた場所に行くわけではなかった。住民によれば、新移住地となった場所は、以前に住民が耕作に利用していた地域であったとのことである。データ収集の期間には、350～400世帯のリストのうち241世帯しか在村していなかった。

一般に、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトが住民の経済基盤に対して及ぼした影響は、不便さをもたらした点にあるというのが、彼等の見方である。この村で実施されるいかなるタイプのプロジェクトであれ、究極的には住民にとっては全面的に受け入れ難いものであった。プロジェクトと称されるものは、政府との関係を有する幾人かの人物を利するものであるというのが、住民の見方であった。幾つかのプロジェクトには、この種の利害が絡んでいたのであるが、その類いに属したのが、植林(HKM)プログラム、アグロ・フォレストリー、2ヘクタールのゴム農園などである。

ゴム農園については、最初の段階においては、住民は、このプロジェクトにはかかわらなかった。また、その結果も、惨憺たるものであった。他方において、第2段階での植え付け——これには、住民が参加した——には、より良い方向に向けての進展が見られた。

とりわけコトパンジャンでのPLTAプロジェクトの場合には、住民の実際の意向は、旧村からの移転を承諾しないというものであった。しかしながら、政府、軍隊および警察からの圧力と抑圧があったことから、住民としては、好むと否とにかかわらず、それを受け入れざるを得なかった。それにもかかわらず、地方政府の約束は、必ずしも実施されなかった。このことがまた、住民のフラストレーションを強めることとなった。

村移転の結果として発生した最大の問題は、住民経済の低下である。これに加えて、タンジュン村との紛議が発生した。彼等は、境界線をめぐって争うこととなった。そのようなことは、以前には決して起こらなかった事柄である。この紛争は、タンジュン村の住民が、森林として保全されていた土地に対する権利を主張したことに由来している。この土地は、タンジュン村の農民が、アグロ・フォレストリー方式でゴム樹を栽培していた場所であった。彼等によれば、この紛争地は、タンジュン村の種族集団の一部の人々のウラヤット地のうちに含まれていた。

この権利主張は、現在、両村の紛争にまで進展してしまった。しかしながら、現時点では、当分の

間は、郡政府レベルにおいて争点を明確にする作業が進められよう。今後の作業は、コーラン朗詠コンテスト(MTQ, Musabaqoh Tilawatil Qur'an)の祭典の終了後に行われるであろう。

タンジュン村の種族集団の一部は、州知事への公開書簡の形で質問を提起した。この書簡のうちでは、紛争地が、グヌン・ブンス村のものとなってしまったと記載されていた。この紛争の影響として、グヌン・ブンス村の住民の作物の一部が、タンジュン村の住民からの妨害被害を受けている。例えば、新芽を摘み取られるとか、果樹が伐採されるとか、住民排除の脅しとかである。

(b) 補償

住宅

移転の最初の段階においては、241世帯の家屋は、木材で作られていた。この木材は、整地の際に伐採された樹木から得られたものであった。住民によれば、この住宅建設のプロセスは、慌ただしく進められた。そのため、基礎工事は、通常通りには行われなかった。最初の移転の際には、10家屋が、未完成の状態であった。例えば、ドアは取り付けられておらず、また床にはセメントも張られていなかった。このような移住地造成のずさんな状態は、住宅が建設されたのは、一般には湿地の上であったという点に象徴されている。

土地補償

土地補償は、不十分な価額でもって実施された。補償額の算定については、幾つかのカテゴリーが設けられて、土地の地位に応じて調整するという方法が採られた。例えば、農地、庭、道路に近接した土地、道路から離れた農地などの区別である。このような土地状況は、知事から支払われる補償水準ないしは補償金額に影響した。しかしながら、住民によれば、この補償プロセスにおいては、実際には、データ収集も行われなかったし、また体系的な形で実行もされなかった。ある者は十分な補償を受け、ある者は少なく、ある者は多く、またある者は何らの補償も受けられなかった。

コトバンジャン・プロジェクト絡みの補償に関しては、その多くが実施済みであるが、その実現の度合いについては不満が渦巻いている。ゴム農園に対する補償は、以下のような方式で支払われた。つまり、住民は、灌木林の土地を受け取った。補償の現金は、ゴム樹の手入れの過程に応じて段階的に支給された。まず最初に、植え付け対象地に目印を付け、穴を掘った後に、彼等は、1ヘクタール当たり15万ルピアの支払いを受けた。次いで、種苗を植え付けた後に、彼等は、1ヘクタール当たり5万ルピアを受け取った。なお、枯れ死した種苗の植え替えを行った後には、1ヘクタール当たり25万ルピア、また除草の際には10万ルピアが支払われた。

電気

当初、電気料金は無料であるはずであった。しかしながら、実際には、住民は、引き込み線の据え付けのために、およそ35万ルピアを支払わなければならなかった。それにもかかわらず、電気事情は劣悪で、しばしば停電し、夜間の明かりにも支障が出る。住民によって指摘されているように、電力計画そのものが不適切であったのである。三つの発電タービンのうち、一つしか運転されていないのである。それ故、電力は、予測通りには産出されていないのである。

村のその他の開発可能性

この村においては、幾つかの開発可能性の余地がある。その典型が、農地(ゴム、ガンビル、ミカン、チリ、ビンロウ)と漁業(養魚池、流し網、魚釣り)である。新村での住民の生計手段は、多種多様である。

しかし、基本的に、コトパンジャン・プロジェクトでは、住民の願望に対しては何らの考慮も払われなかった。いかなる活動の立案にあたっては政府により参加が求められていないというのが、住民の受け止め方であった。農地、水供給施設、水源、MCK(水浴び、洗濯、便所)施設などの建設プロセスにおいては、住民ニーズに対する注意深い配慮はなされなかった。その結果、これらの建造物は、住民によって持続的に利用されることができないというような事態が生じているのである。

(c) 解決案

前記の問題を克服するために、幾つかの活動が行われた。即ち、補償問題に対する請求は、国営電力公社(PLN)を通じて政府に対して提出された。しかし、何らの結果も得られなかった。境界線問題は、全面的に解決されるべき問題であることが、郡政府レベルにおいて確認された。しかし、それについての明確なフォローアップ措置は講じられなかった。

その他の問題についても、それらを克服し、また先取りするために講じられるべき幾つかの提案が、以下のようになされている。環境を破壊する漁業者 — 電気および毒物の使用 — を規制すること、政府約束との関連での補償問題の実現を図ること、インフラ建設を復旧すること、インセンティブ計画(資本)を通じて流し網漁業の開発を図ること、もしも境界線問題が解決できないのであれば、補償の支払いにより他の場所への移転を図ること。

2 所得創出

(a) ゴム農園

ゴム樹の現状

住民によって所有されるゴム農園の広さは、ほとんど一様で、1世帯当たり2ヘクタールである。これは、旧村からの移転補償である。当初、移転補償としてのこの広さのゴム農園の供与は、ゴム樹液が採取できるような状態(植え付け後3年)で行われるとされていた。しかしながら、実際には、政府は、この約束を守らなかった。このようなゴム農園の状態は、極めて憂慮すべき事柄であった。そこにはゴム樹の姿はなく、灌木が生い茂っているだけで、土地条件もまちまち — 丘陵地、湿地、灌木林など — であった。このような状態を見て、住民には、ゴム樹の栽培と手入れを行おうとする意欲は湧いてこなかった。当時、苗木納入業者によって行われたゴム樹の植え付けは、成功しなかった。その上、ゴムの種苗は、道路脇の土地に植え付けられただけであった。

その後、住民は、デモを挙行することにより再請求を行った。その結果、ようやくにして、政府は、1999年に再植樹計画を実施した。この再植樹は、住民の手により直接に行われた。参加型農村評価(PRA)チームが一連の調査を実施した時点 — この時点では、植え付け後2~3年で、それ故樹液は採取できない — までにおいてその成果を眺める限り、この再植樹は、十分に成功していると言える。しかし、そのような樹齢では、ゴム樹からの収入は、住民の最大の所得源とはなり得ず、住民としては他の仕事から収入を得なければならないのである。

大多数のゴム農園では、モノカルチャー方式での植え付けが行われている。それ故、余分な土地はないし、またそこでの手作業の余地もない。水ニーズを満たす上では、クナワイ(Kenawai)川がある。この川は、農園周辺の原野を分断する形で流れている。さらに、湿地などの水源を利用するために作られた排水溝もある。ゴム農園地域は、かつてウラヤット森林地であった場所であるために、その地形は、25度の勾配の斜面地で、起伏に富んでいる。土壌の肥沃性は良好で、降雨量も多い。

ゴム加工

一般に、グヌン・ブンス村の住民の大多数は、移転以前には、ゴム栽培農民(ほぼ100%)であった。ゴムの加工は、通常、農民グループを通じて行われる。農民グループとしては、14グループが設立されており、1グループの構成メンバーは、16~20人である。各々のグループの土地の広さは、構成メンバー数に応じてまちまちである。なぜなら、各構成メンバーの土地の広さは、2ヘクタールであるからである。

グループ分けは、地域的な広がりに基づいて決められた。グループは、理事会によって管理される。理事は、総会において、構成メンバーによって選ばれる。理事会の役割は、土地作業の賃金を含めて、生産投入財の配分を調整することであり、また構成メンバーと農園局(Dinas Perkebunan)との間の関係も取り持つ。グループ経営陣の任務は、この組織の運營業務である。理事会もまた、財務行政を含めて、単純な行政措置業務を行う。運営基金とインセンティブ基金は、理事会の土地作業基金の一部から充てられる。

土地管理

住民は、草刈り鎌、マトックなどの簡単な農具を用いて、開墾や除草に始まる土地作業を行う。グループⅦのリーダーの情報に基づけば、除草と伐採のための賃金として、1ヘクタール当たり50万ルピアの金額の資本が全額投入されたとのことである。しかしながら、この資金の一部(10万ルピア)は、村営菜園の運営費として使われた。この菜園は、当該グループの理事の土地のうちであり、またその開発のインセンティブ経費として充当されたのである。

植え付けコストは、1ヘクタール当たり65万ルピアであった。その内訳は、植え付けの目印と穴掘りの賃金として1ヘクタール当たり15万ルピア、雑草の収集・焼却に10万ルピア、種苗配布に5万ルピア、植え付けに12万5000ルピア、基本肥料に4万ルピア、ラウンド・アップ剤での除草に6万ルピア、段庭作りに12万5000ルピアであった。種苗は、政府によって提供された。この種苗は、ポリ容器に差し込まれていた。種苗の配布と枯れ死した苗木の植え替えは、住民によって行われた。各人の賃金は、5万ルピアであった。植え付けは、7×3メートルの苗木間隔で行われた。種苗に対しては、それがローカル環境にうまく適応できるようにするために、植え付けの前に、集中的に散水された。

手入れ

植え替え用の種苗は、各々の農民に直接に支給された。第2次植樹コストとして支出されたのは、整地4万ルピア、除草10万ルピア、段庭復旧15万ルピア、芽接10万ルピア、害虫コントロール5万ルピア、種苗植え替え2万5000ルピアであった。化学肥料(SP36とPMLT)の供給は、350キログラムで、段階的に支給された。植え付けから施肥までの賃金総額(土地の開墾は除く)は、1世帯当たり95万ルピアであった。賃金の支払い法としては、作業の終了後にこれを行うという方法が採られた。しかしながら、最終的な支払い額は同じで、土地開墾費を除いて95万ルピアであった。

幾人かの中所得層の住民は、配布された化学肥料に替えて、別の化学肥料NPKを用いた。他方において、中所得層以下の住民は、相変わらずSP36を使用した。手入れ資金と肥料の支給は、しばしば遅れた。その都度、農園局の現地事務所(UPT)と掛け合う努力が払われた。猪の来襲により、ゴム樹、特に若木は、被害を受けた。そのため、被害樹については、これを集中的に植え替える必要があった。

害虫/病原菌コントロール

雑草の除去は、伝統的には伐採方法により行われてきたのであるが、村人の一部は、雑草コントロールの目的のために、特にランド・アップ剤——これは、本来ゴム農園での使用が予定されていた

— を使用している。白蟻とキノコ病原菌のコントロールのために、農民には殺虫剤が支給される。猪の来襲を防ぐために、排水溝が設けられた。

技能開発

農園局は、過去において、グヌン・ブンス村におけるゴム栽培農民のための訓練を行った。この訓練は、ゴム栽培農民全員が幾つかのクラスに入っていくことが約束されていた。しかしながら、実際には、参加者は60名で、2クラスが設けられたにすぎなかった。訓練は、クラス講義とフィールド演習の形で行われた。技術的には、農園局は、植え付けが行われる以前に、どのようにして植え付けのための試料採取を行うかについての模擬演習を行った。その他のタイプの訓練は、通常訓練で、技術題材としては、コミュニティ・フォーレスト/アグロ・フォーレストの技法などのゴム樹栽培が取り上げられた。

住民収入

ゴム樹液が採取される以前の住民収入の入手法としては、大抵の場合、利用可能な天然資源を活用するという方法が採られている。土地基盤のビジネスとしては、食糧用作物、農園、動物飼育、林業の分野でのビジネスが目立つ。ミカンやトウモロコシ(パラウィジャ作物)の植え付けなどの食糧用作物ビジネスが試みられた。もっともこの種のビジネスは、最終的には中止されてしまった。その理由は、このような作物の生産だけでは、日常的なニーズを満たすのに十分ではなかったからである。ミカンの栽培地面積は、およそ100~150ヘクタールである。しかし、その半分において生産が行われているにすぎない。一部では、樹木が枯れてしまっている。農家経営のための投入財の準備、経営地の確保を含めて、資本の調達は、彼等自身で行われる。製品の販売は、収集仲買人を通じて行われる。

漁業

この分野では、ダム湖に魚釣りに出掛けること、養魚池を造ること、浮動網漁業を行うことなど、幾つかの努力が行われている。ダム湖に魚釣りに出掛けるのは、住民の願いとなっている。しかし、ダム湖での漁業生産力が低下して以降は、住民の一部は、養魚池を拡大するなどの他の代替策を試みようとしている。

既存の養魚池の面積は、約20ヘクタールである。水供給が不十分であるために、この分野でのビジネスは頭打ちである。しかし、幾人かの人々は、この分野でのビジネスの生き残りに努めている。漁獲物の販売は、食糧用作物の場合とほぼ同じである。つまり、村にやって来る収集仲買人を通じて行われる。

浮動網漁業ビジネスは、始まったばかりの段階である。なぜなら、これは、カンパル県漁業局(Dinas Perikanan)の「地域中心生産」(KSP, Kawasan Sentral Produksi)プロジェクトの一環として着手されたばかりであるからである。この漁業は、グループで行われる。技術問題を解決するために、漁業分野での学士号を持つ技術専門家が派遣されている。漁業局は、魚苗その他の養殖投入財の準備費用をローンの形で供与した。この浮動網式「クランバ」(Keramba)は、カンパル川に架かるグヌン・ブンス橋の直下に位置している。

農園と森林

ガンビル農地の面積は、200ヘクタールある。しかし、このビジネスは、期待されたような生産力を上げていないし、また住民全体によって所有されているのでもない。ガンビルの販売は、収集仲買人を通じて行われる。これらの仲買人は、収集物をパダンないしはジャカルタに持って行き、そこか

らインドに輸出する。

その他の農園作物は、ゴム(天然ゴム)とアブラ・ヤシである。既存のゴム農園は、社会共同体所有形式のゴム園(地方種)で、現在その多くから樹液が採取されており、その一部は植え替え時期にきている。

林業関連のビジネスは多くはない。しかし、コミュニティ・フォーレスト/アグロ・フォーレストリーのプロジェクトが導入されて以来、林業関連ビジネスも現れている。しかし、このビジネスに住民のすべてが参加しているわけではない。また、このビジネスに参加した住民も、それから手を引いてしまった。その理由は、契約業者によって実施される作業の対象地が不明確なためである。なお、この林業関連ビジネスのプログラムは2000年12月に開始され、幾人かの住民が株主参加した。

その他の生産関連ビジネス

土地基盤ではないその他のビジネスとしては、交易ビジネス、労働者、家内工業、ないしはマレイシアなどの海外への出稼ぎがある。グヌン・ブンス村における既存の家内工業の一つは、燻製魚の生産、レンガの生産および伝統的な薬草生産である。レンガ生産にとっての問題点の一つは、資本不足である。近年、外部関係者に対して資本投下を求める動きはない。

3 水供給

(a) 水源

グヌン・ブンス村における水供給源としては、三つの選択肢、即ち揚水機付きパイプ、掘り抜き井戸および「天然の泉」がある。パイプ給水法は、カンバル川から揚水ポンプ機で取水し、次いでパイプを通じて水処理施設(水処理プラント)にまで導水する方法である。水処理施設は、同村中心部に隣接する第2村に設置されている。この施設からポンプで揚水された水は、公共給水栓(HU, Hydrant Umum)に導水される。この公共給水栓は、移住地の導水線(ブロック)ごとに設けられ、それぞれに約10~15世帯に給水する能力を備えている。しかし、今日、ポンプ、パイプ、水処理プラント、公共給水栓を含めて、配水網と給水施設は、破損し、手入れもされていない状態である。

カンバル川は、住民によって年間を通じて利用されることのできる水源である。それ故、旱魃の際には、住民の大多数は、水浴びと洗濯の目的のために、カンバル川の水——水質は、透明で、臭いも無い——を利用する。飲料水および調理用水の水源としては、住民は、隣人の井戸ないしはその他の天然の泉を利用する。

(b) 水供給

浅井戸、つまり掘り抜き井戸(SGL, Sumur Gali)の造成は、住宅建設と同時に行われた。2戸につき1井戸の割合で、(2戸の境界線の)中間に設置された。このSGLプロジェクトでは、井戸は、同一の様法で用意された。つまり、深さは5メートル、井戸の端の長さは1メートル、直径は95~100センチメートルで、井戸の周辺の床はセメント張りされた。その他の井戸付属品は、バケツ、ゴム製の厚手のロープ、滑車(kerekan)であるが、実際には滑車の支柱は利用不能の状態であった。住宅からSGLの設置場所までの距離は、約10メートルである。

グヌン・ブンス村には三つの天然の泉があるが、そのすべてが第1村に位置している。これらの天然の泉のうち、二つの場所については、ほぼ良好な保全状態の下にあるが、もう一つについては、アグロ・フォーレストリーの土地(0.4ヘクタールの土地)の下に置かれており、その保全状態は不十分である。

問題点

揚水ポンプ付きパイプ配水システムにより給水できたのは、たったの1週間であった。また、第1村と第3村には給水できなかった。両村とも、場所的に高所に位置しているためである。この給水システムの運営・維持費は、住民には供与されなかった。その上、住民グループと構成メンバーに対しての運用訓練も実施されなかった。揚水ポンプ(2ユニットのディーゼル発電機)の運営・維持費もまた、公共給水栓を維持して行こうとする意向を住民から失わせた。こうして、住民は、給水施設と配水網に対して幻滅感を抱くに至った。なぜなら、巨大なコストがかかる割には恩恵が少なかったためである。そのため、住民は、その不満のはげ口を、配水網と給水施設を破壊するという形で表現した。

掘り抜き井戸(SGL)の建設は、この地方の高度と水源の見通しを考慮することなく、プロジェクト担当当局によって策定された計画に基づいて一律に実施された。そのために、幾つかのSGLでは、取水のための深さとしては12メートルしかない。こうしたことから、グヌン・ブンス村の住民は、とりわけ乾季には、飲料、調理、水浴び、さらには衣服と食器の洗濯などの日常的なニーズを満たすための清潔な水の入手難を味わっている。

122ユニットの掘り抜き井戸のうち、水源として利用できるのは、約30ユニットにすぎない。しかも、これらの井戸は、湿地に位置している。このような井戸の未利用状態は、井戸の深さが不適切なことと、移住地が丘陵地帯に位置していることの結果として引き起こされた。湿地の井戸の水質は、劣悪そのもので、黄褐色で、悪臭がする。

乾季における水危機を克服するためにグヌン・ブンス村の住民によって講じられてきているその他の措置は、利用可能なSGLの深さを、自らの費用負担で1~3メートル掘り下げることである。特に第3村の場合には、取水難の世帯は、自らの費用負担で、住居そのものを低地部分 — 公共施設用地のR地 — に移転させて、そこにSGLを建設した。

(c) 衛生設備

1戸当たり1便所が原則である。これらの便所は、構造的には、ガチョウの首のように曲がった便器、覆い小屋および腐敗タンクで構成されている。便所とSGLとの間の距離は、約10メートルである。腐敗タンクの壁面は木製で、上部はセメント張りである。

プロジェクト担当当局によって用意された便所としての腐敗タンク壁は、木製であった。そのために、この壁面の耐用年数は、たったの1年間であった。こうして、現在、使用不能となっている便所は、約50%にも達している。それ故、住民は、裏庭で排便しており、排泄物には覆いも被されていない。排便のためには、彼等は、地面に穴を掘るだけである。しかし、乾季には、彼等は、カンパル川に行き、この川をMCKとして利用する。未だに便所施設を利用しているのは、数世帯にすぎない。

B 解決案

掘り抜き井戸/手押し式揚水ポンプ

掘り抜き井戸/手押し式揚水ポンプは、ポンプの設置場所の地理的条件にもよるが、10~15メートルの深さで建設されている。各々の村落には、一つの手押し式揚水ポンプが建造された。手押し式揚水ポンプが選ばれた理由は、そのメンテナンスが極めて簡単で、安価な — 電気代が要らない — ためである。しかし、その後に発生してきた問題は、掘り抜き井戸の設置場所である。特に乾季には、住民の間に妬みの問題を生じさせた。なぜなら、掘り抜き井戸の近辺に住む世帯は、前記の井戸を支配し、實際上「所有者となる」ためである。

自然流下方式のパイプ

(旧村の)コノ・ボノ(Kono Bono)の丘陵地帯の水源は、年間を通じて涸れることなく、また水質も良好であった。この水源は、自然流下方式のパイプを通じて新村のグヌン・ブンス村にまで導水して、清潔な水の供給源として利用することができる。しかしながら、これは、実際には実現困難である。なぜなら、水源の高さは、移住地よりも低いか、ないしはほぼ同水準であるためである。その上、水源の場所が遠く、そのため頭首工ダムと付設・配水パイプの建設コストが高いついてしまうからである。

掘り抜き井戸の深さの掘り下げ

乾季における水不足は、SGLの大多数の深さが足りないことと、SGLの設置場所が不適切なことに起因している。この問題の解決のためには、乾季に干え上がってしまうSGLの深さを、さらに3~5メートル掘り下げ、乾季にも作動できるようにすべきである。これにより、恒常的に用水利用が可能となり、また年間を通じて水供給の確保が図られるであろう。

付属書 3.13 ムアラ・マハット・バル村

ムアラ・マハット・バル(Muara Mahat Baru)村は、ブアク川(S. Buak)の東方、パユン丘陵(Bukit Payung)の西方、クナンタン(Kenantan)の北方、第4農園(UPS IV)の南方に位置している。同村から郡庁までの距離は、10キロメートルであり、また同村から県都までの距離は、25キロメートルであり、さらに同村から州都までの距離は、85キロメートルである。ムアラ・マハット・バル村の住民数は、2156人(517世帯)で、男性1065人、女性1091人である。

同村住民の主要な収入源は、アブラ・ヤシ樹の栽培である。アブラ・ヤシ栽培農民は、25グループに別れて、それぞれに社会集団を形成している。アブラ・ヤシ農園は、同村の周辺に位置している。一般に、同村は、コトパンジャン・ダム建設の影響を受けた他の村々と比べて、経済生活の点では恵まれている。

A 参加型農村評価(PRA)プロセスの説明

1 村の歴史

ムアラ・マハット・バル村の歴史は、3集落との間のフォーカス・グループ討議(FGD)会合を通じて住民により整理された。FGD会合の第1段階として2002年4月9日に第2集落で開かれた集会には、15名が出席した。住民には、移転の以前、期間、以後のプロセスに関連する重要な出来事について陳述するよう求められた。また、彼等には、彼等が思い出すことのできる年度から始めて、各年度ごとの一連の出来事について陳述するよう求められた。次いで、その結果は、2002年4月9日に第3集落においてFGD会合として開かれた集会において再度確認された。この第3集落での会合には、13名が参加した。その後、2002年4月11日に第1集落で開かれたFGD会合 — この会合には、8名が出席した — において確認された後に、それが、最終的結果とされた。

(a) 状況説明

ムアラ・マハット・バル村における農園の状況と利用度を詳しく知るために、調査チームは、2002年4月8日に「村の横断」(訪問)を行い、同村全体を視察した。この視察には、第2集落の首長が同行した。この訪問に基づいて、その後、調査チームは、土地利用、その潜在的可能性または利用可能資源、その地位、その問題点、諸問題を克服するための努力、さらには住民の希望を実現するために必要な努力などについて、住民と詳細にわたって討議した。

3集落での討議は、前記のスケジュールで行われた。その後、2002年4月10日には、住民所有のアブラ・ヤシ農園への特別訪問が行われた。

(b) マトリックス・ランク付け

マトリックス・ランク付けは、住民との間での情報収集のために講じられた最後の措置であった。このような手法を用いることにより、われわれは、潜在的可能性、機会、および利用可能な人材に基づいて、既存の諸問題を克服するために、どのような種類の措置が講じられる必要があるのかを具体的に知ることができた。このランク付け作業は、3集落 — 第1集落、第2集落、第3集落 — への横断/訪問を通じて明らかにされた幾つかの住民希望を適える上で、住民が、当該措置を支持しない場合、少し支持する場合、支持する場合、全面的に支持する場合の基準に基づいて行われた。

各々の集落の得点プロセスは、住民との事前の話し合いの結果に基づいて、異なる得点範囲が用いられた。即ち、第3集落の場合には1~8の得点範囲が用いられたのに対して、第1集落と第2集落の場

合には1～4の得点範囲が用いられた。

(c) 村地図

村地図の原図は、同村への訪問の直後の2002年4月8日(月曜日)に、第2集落の首長によって作成された。その後、同原図は、第2集落と第3集落でのFGD会合において住民により確認された。

(d) 集中的インタビュー

前記データを入手するための幾つかの手法のほかに、調査チームはまた、入手可能なデータを補完するために、文化指導者、その他の村落指導者 — 村役人など — に対して、(村役場において)集中的なインタビューを行った。

B 評価結果

1 再定住

(a) コトパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)に関する移転プロセスと住民の意見

ムアラ・マハット(Muara Mahat)村の住民の移転プロセスは、「中核農園プログラム」(PIR)方式(アラ・ヤシ)を選択することにより実施された。移転プロセスは、他の村々の場合とは異なり、何らの圧力も加えられることなく、平和的に実施された。しかしながら、新移住地において見いだされた現実には、住民を落胆させた。なぜなら、政府によってなされた約束の多くが、単なる欺瞞にすぎなかったからである。

年譜的には、移転プロセスは、1982～1983年に始まる。この時期に、エクサヘラ社(PT. Eksahera)によって、村々の位置に関するデータ、ダムに関する計画、住民の居住状況についての調査が実施された。この調査の期間中に、ムアラ・マハット村の住民は、調査担当者につき添われて、ムアラ・プティ(Muara Peti)にまで赴いた。同地は、旧村からは遥かに隔たっていた。

1982年には、すべての文化的指導者が集まって、ダム建設計画と住民移転の問題について討議した。なぜなら、この問題は、政府により公式には表明されていなかったのであるが、住民は、調査担当者によりダム建設計画についてすでに知らされていたからである。討議集会は、バトゥ・ブルスラット村のイスラム寄宿学校(Pondok Pesantren Darussalam)において行われた。この集会には、100名の人々が出席した。この会合には、県知事(Bupati)と地域開発企画局(Bappeda)担当官も出席した。この会合では、政府に対する17項目の提案が採択された。要求項目は、以下のような内容であった。

- *政府は、住民に対して、タイプ36の恒久的な住宅を提供する。
- *電気の据え付けは無料であるが、毎月の電気代は住民によって支払われる。
- *住民移転は、全村移転(bedol desa)方式で行われる。
- *政府は、各々の世帯主ごとに2ヘクタールのゴム農園を用意する。ただし、住民の居住に先立ってゴム樹が植え付けられ、移転後2年以内にはゴム樹液の採取ができる状態でなければならない。
- *補償金は、十分な価額で、全額が住民に対して支払われるべきである。
- *住民に対しては、学校、総合保健センター、市場、校舎、モスク、小規模モスク、スポーツ場、牧草地、墓地などの公共施設が提供される。
- *政府は、住民に対して、4年間の生活手当を支給する。
- *政府は、住民を、通常の移民、つまり「集団移住計画」の下での移民と同じ様には取り扱わない。
- *政府は、コトパンジャン水力発電プロジェクトの実施にあたっては、地方労働者を優先雇用し、彼等の技能に応じて採用すべきである。

*政府は、墓地およびその他の歴史的由緒のある遺跡を完全な形で移転すべきである。また、水没する旧跡の上部には顕彰碑が建てられるべきである。

*政府は、住民に対して、水供給システムないしは井戸を提供する。

*政府は、水浴び場と便所を建設する。

*政府は、各々の住宅の周辺に、50×100メートルの規模の庭地と100×100メートル規模の農地を提供する。

*政府は、住民に対して、ダム湖の漁業面での利用法についての指導を行う。

*政府は、各々の世帯に対して、乳牛を提供する。

*政府は、村道をアスファルト舗装する。

*政府は、宗教関連教員を増員する。

その後、1985年には、未だ調査が続けられていたのであるが、住民の耳には、移転問題についての各種情報がもたらされた。1986～1987年には、政府は、住民に対して移転問題を明らかにするとともに、PIR方式のアブラ・ヤシ農園の新移住地に移転するよう、住民に対して働き掛けを行った。その時点においては、住民は、この種の移転方式を受け入れることに難色を示した。なぜなら、彼等は、それまでゴム園での作業経験はあったのであるが、アブラ・ヤシ樹の栽培については何らの知識も有していなかったからである。この問題について討議するために、幾人かの村落指導者が集まり、幾度かの会合が開かれた。その結果、最終的には、彼等は、この移転方式を受け入れることに同意した。このような判断の決め手となったのは、住民は、これまで以上の収入が得られて、経済的に豊かになれるとの考慮であった。

1989年に、調査活動が終了した。それまでに、社会的・経済的データの収集と補償プロセスに関しての幾つかの調査活動が実施された。このような調査活動は、幾つかの機関、とりわけ地方政府(PEM DA)、農業局(Dinas Agraria)、国家土地庁(BPN)、農園局、リアウ大学、アンダラス大学によって実施された。これらの調査活動の対象となったのは、文化、住民資産、新規ダム建設に関する住民意見、補償、住民所有地の測定などに関するデータの収集であった。

このデータ収集プロセスに充てられた日数は、たったの3日であった。そのため、ムアラ・マハット村では、75世帯が、データから漏れてしまった。このような遺漏が生じたのは、当時、彼等は、調査対象地にはいなかったためである。このような事態は、将来的に問題を醸し出すこととなった。なぜなら、彼等には、今後、アブラ・ヤシ農園と住宅が提供される余地がなくなってしまったからである。

1989～1991年に、政府は、住民との間で補償についての話し合いを行った。この話し合いの過程で、政府は、住民の所有物のすべてが、盆栽1鉢に至るまで、補償されると約束した。1992年に、住民は、収集されたデータに基づいて補償を受け取った。住民と県知事およびギナンジャール・カルタサスミタ(Ginanjjar Kartasasmita) — 当時、鉱業・エネルギー相の地位にあった — との間でプロウ・ガダン村で開かれた会合において、政府は、電気を無料で提供する旨の約束を行った。

1992年には住民は補償金を受け取ったのであるが、不十分であるというのが、彼等の受け止め方であった。彼等はまた、彼等の土地と田畑の一部について補償金が支払われなかったことについても落胆した。この種の補償金は、彼等が新移住地に移転するまでに支払われなかったばかりでなく、今日に至っても支払われていないのである。

1993年に、ムアラ・マハット村の住民は、移住先の居住場所をくじ引きで決定し、タプン(Tapung) 県のムアラ・マハット・バル村と呼ばれる新移住地に移転した。そこは、PIR方式のアブラ・ヤシ農園であった。

移転には2週間を要したのであるが、実際には同年の末までかかった。この過程において、政府は、住民や家財を運ぶためのトラック、バスなどの輸送手段を提供した。しかしながら、住民のうちには、新移住地に移転するのに幌付きトラックをレンタルした人々もいた。

この移転の過程において、政府は、3日分の食糧を提供した。そして、その後は、政府は、1年間にわたって生活支援物資を供与した。住民に対する生活支援は、米、油、石鹼、豆類、塩、大豆、乾し魚の形で供与された。調査チームによる住民との話し合いの過程で、彼等は、乾し魚の品質について不満を表明した。つまり、それらが腐っていたというのである。しかし、彼等としては何らの選択の余地もなかったが故に、それらを食べるほかなかったとのことである。

住民が新移住地に到着した途端、彼等の落胆の念は増幅した。土地の一部は湿地であり、住宅は高い雑草で覆われており、屋根はトタン葺きであり、壁は木製であり、床には薄いセメントが張られているだけであり、井戸は2戸に1個の割合であり、便所は劣悪であり、未だ電気も据え付けられていなかったからである。小規模モスク、学校、スポーツ場、村役場などの公共施設は、すでに用意されていた。住民への水供給の目的のために、飲料水プロジェクト(PAM)が、揚水ポンプ機とともに建設された。しかし、PAMは、メンテナンス資金の不足のために稼動しなかった。

政府は、当初に約束した通りには補償金を支払わなかった。そのため、住民は、以下のような事柄について、強い失望感を抱いている。

- *36平方メートルのタイプの住宅は、快適な状態ではなく、また半恒久的な建築物でもない。
 - *住民が新移住地に到着した際には、電気が引かれていなかった。電気が敷設されたのは、1996年になってからであった。しかも、住民は、据え付け料金を支払わなければならなかった。
 - *ゴム農園は、「中核パートナー・システム」(Bapak Angkat Sistem)により管理される。このシステムの下では、住民は、7年間にわたって融資の返済を行わなければならない。また、住民にゴムの苗木が供与されたのは、彼等が新移住地に居住し始めてから3年も経ってからであった。
 - *各世帯に割り当てられたアブラ・ヤシ農園は、2ヘクタールであった。しかし、住民が、一様な面積を受け取ったのではなかった。一部の住民には、2ヘクタール以下の面積しか供与されなかった。
 - *住民にとって、補償は合理的なものではなかった。
 - *旧村の労働者が、コトパンジャン水力発電プロジェクト(PLTA)において雇用機会を見い出すのは容易ではなかった。
 - *井戸水の水質は、良好ではなかった。
 - *便所は、事前に用意されていた。しかし、質的には合理的なものではなかった — 最悪で、不衛生であった。
 - *20×50メートル規模の庭地と40×100メートル規模の食糧用作物地が用意されていたにすぎなかった。
 - *村道は、アスファルト舗装されていなかった。
 - *墓地の移転経費は、政府によって支払われなかった。
- 以上の事柄については、住民の観点からすれば、政府には、彼等の提案を認める意向はないという

のが、住民の受け止め方であった。その上、政府は、事前に住民と協議することなく、補償を決定したというのであった。政府約束が実現されていないことに、住民は、強い不満を抱いている。そして、このことが、住民生活に種々の問題を醸し出し、また長期的な悪影響をもたらしているのである。

今日に至るまで、住民は、依然として政府約束を忘れてはいない。この約束は、PLTAコトパンジャン・プロジェクトに責任を有する立場にあった政府関係者によって表明されたのである。住民はまた、政府が、移転の説得にあたって、何らの支払いもすることなく電気を享受できること、また何らのローンも支払うことなくアブラ・ヤシ農園を入手できることなどについて、約束を行ったことを、今日に至るまで覚えている。住民により主要な疑問点として提起されているのは、他の村々の場合には、ゴム農園が無償供与されている — ローンの支払いの必要はない — のに対して、彼等の場合には、なぜにローンの返済をしなければならないのかという点である。

ムアラ・マハット・バル村の住民にとっては、これは、不公平そのものである。なぜなら、例えばコトパンジャン・プロジェクトの悪影響を受けた住民という点では、彼等と他の村々の村民との間には何らの違いもないからである。それ故、彼等は、今日に至るまで、この問題についての説明を求めているのである。

(b) 家屋と土地に対する補償

家屋に対する補償は、政府によって口頭でなされた約束とは合致していなかった。政府は、住民には、半恒久的な家屋が供与されると表明していた。しかし、実際に供与されたのは、20×50メートルの規模の庭地と6×6メートルの規模の家屋にすぎなかった。家屋は、簡素な建築物で、木製の壁、トタン屋根、薄いセメント製の土台の上に張られた木製の床という造りであった。これが、当初、住民が移転してきた時点での住宅事情であった。

今日、住宅事情には改善が見られる。住民の多くが、補償金を用いて、自宅の改築を行ってきている。しかし、残りの住民は、当初に受け取ったのと同じ家屋に居住している。また、改築を施されることもなく、雑草に覆われている家屋も見られる。これは、住宅の所有者が、村外に働きに出ていて、誰も住んでいないためである。家屋のほかにも、住宅周辺の環境もまた、適切な状態ではない。再定住地の造成場所そのものが湿地性であるために、特に雨季 — 3~4時間にわたって降雨が続く — には頻繁に冠水することになる。

この問題に対処するために、住民は、幾つかの努力を試みてきているのであるが、将来的には住宅の建設費用を別途に返してもらい、それでもって、より適切な場所に家屋を建て直したいというのが、彼等の希望である。これに加えて、彼等はまた、排水溝のリハビリを提案している。

(c) 土地、菜園、乾燥地、庭地、家屋、養魚池などに対する金銭補償

以下の表には、住民によって提案された補償金額と政府によって実際に支払われた補償金額との対比が掲げられている。

番号	項目	住民提案額(ルピア)	実現額(ルピア)
1	ココナツ(生産木)	35,000/ユニット	4,800/ユニット
2	ココナツ(非生産木)	15,000/ユニット	1,000/ユニット
3	ゴム(生産木)	10,000/ユニット	2,400/ユニット
4	ゴム(非生産木)	5,000/ユニット	1,500/ユニット

5	灌漑稲田	15,000/平方メートル	600/平方メートル
6	非灌漑稲田	10,000/平方メートル	400/平方メートル
7	その他の作物	10,000/ユニット	5,000/ユニット
8	菜園(村から遠い)	1,000/平方メートル	30/平方メートル
9	菜園(村に近い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
10	庭地(道路に近い)	5,000/平方メートル	600/平方メートル
11	庭地(道路から遠い)	3,000/平方メートル	400/平方メートル
12	恒久的家屋	200,000/平方メートル	92,000/平方メートル
13	半恒久的家屋	150,000/平方メートル	68,000/平方メートル
14	仮設家屋(木製、ベニヤ製)	100,000/平方メートル	48,000/平方メートル
15	墓地移転	75,000	なし

住民は、政府提示の補償金を受け取ること強いられた。なぜなら、政府見解によれば、住民による補償提案は余りにも高すぎるというのであり、またその当時の合理的価額をも上回っているというのであった。住民は、補償金の受け取りの強制の故に、今日に至っても、補償に満足しておらず、裏切られたと感じており、また強い失望感を抱き続けている。しかし、彼等の見方では、これが、主要問題ではない。なぜなら、政府により支払いがなされなければならないもう一つの問題があるからである。例えば、冠水しなかったのであるが、孤島状態にある土地が3000ヘクタールもあり、そこでの土地と家屋に対する補償が、未だに支払われていないのである。現在、この土地は、外来者により占有されており、彼等は、そこに住んで、耕作を行っているのである。

この問題への住民不満は、2002年3月に、NGOの「タラタック」(Taratak)協会、「ブキチンギ法律支援事務所」(Kantor Bantuan Hukum Bukittinggi)、日本のNGOが、フィールド調査でムアラ・マハット・バル村を訪れ、住民と対話を行った際に、これらのNGOに対して伝えられた。

住民としては、依然として未払いの状態にある彼等の資産に対して、政府が支払いを行うであろうという期待を未だに抱き続けている。

(d) 公共的・社会的施設

ムアラ・マハット・バル村において住民利用に供されている公共施設は、小規模モスク、村道、墓地、学校 — 幼稚園(TK)、公立小学校(SD)、公立中学校(SMP)、イスラム小学校(MDA) — 、スポーツ場、村役場、モスクなどである。これらの施設の状態は、村道と排水溝を除いては、良好である。住民は、村道の現状、特に夜道に不満を抱いている。なぜなら、村道には電灯が備えられていないために、真っ暗であるからである。住民はまた、雨季には住宅が水浸しになることについても苦悩している。なぜなら、浸水は、排水溝を通じて流出して行かないし、また将来的には疾病 — マラリアと出血熱(demam berdarah) — の発生の恐れがあるからである。

住民は、村道の改善策として、そこに砂と砂利を投入してきている。特に彼等の住宅の面前の道路においてはそうである。住民自身で排水溝の清掃が行われてきているが、その結果は、余り芳しいものではない。そのため、将来的には、以下のような幾つかの作業が実施される必要がある。

*村道のアスファルト舗装

*排水溝の改善とその最適な運用

(e) 電気

住民が新移住地に到着した時点においては、彼等の家屋には電気が備え付けられていなかった。しかし、電気の据え付けが実現したのは、その後3年も経ってから(1996年)のことであった。しかも、彼等は、据え付け費用を支払わなければならなかった。据え付け費用は、電力利用量に応じて、また据え付け時期においても異なり、以下の通りである。

*第1段階……450ワットの電力量につき15万ルピア

*第2段階……450ワットの電力量につき16万ルピア

*第3段階……900ワットの電力量につき30万ルピア

この据え付け費用は、現在では、さらに値上がりしている。そのため、一部の住民は、未だに電気を入手できないでいる。

この問題については、住民は、無料で電気を得られるとの政府約束を、未だに忘れないでいる。そのため、今日に至っても、彼等は、据え付け費用が政府により返還されることを期待している。

(f) 生活手当

ムアラ・マハット・バル村では、生活手当の問題は、詳細には討議されなかった。この問題に関する住民の疑問は、ゴム農園の場合には、住民移転後3年間にわたって生活支援が支給されたのに対して、この村の場合には、生活支援が支給されたのは、たったの1年間だけであったという点である。このことは、彼等は、2年間にわたって、政府からの何らの支援もなく、自らに生存努力をしなければならなかったということの意味している。この件については、2年間にわたって生活支援を供与された他の村々とは異なる処遇を、政府によりなされたというのが、彼等の受け止め方である。

(g) 追加的/新規世帯

住民によれば、新規世帯には、次の二つのタイプがある。①土地と家屋の補償を得るための登録プロセスの際に、登録を行わなかった世帯。②新移住地への住民移転の後に結婚した新規世帯。

一つ目の基準の下では、新たに登録申請した世帯に対しては、住宅と菜園は割り当てられなかった。しかし、今日では、この点が問題となっている。登録期間が短すぎた——たったの3日間——ことから、仕事またはその他の理由のために村内にいなかった世帯には、登録のための十分な時間的余裕がなかったというのが、彼等の言い分である。その上、当時、通信手段の利用は困難で、また長時間を要した。

住民はまた、地方政府に対して、新規世帯(75世帯)が住宅と土地を取得できるよう取り計らうことを提案し続けてきている。しかし、この提案は、拒否されてしまった。つまり、政府としては、新規世帯への住宅/土地の割り当て構想を認めることはできないというのである。

二つ目の基準についての問題点は、新規世帯に割り当てただけの土地と住宅がないという点である。そのため、これらの新規世帯は、未だに両親とともに暮らし、また両親所有の農園で働いている。このような状況下では、両親の生活は、ますます困難で厳しい状態に置かれている。土地と住宅には限りがあり、また増やされてもきていない。他方において、世帯数は、常に増加し続けてきているのである。

この問題への住民不満は、地方政府と国会(DPR)の第9委員会に提起された。しかし、今日までのところ、何らのフォローアップ措置も講じられてきていない。この点での努力は、今後も続けられる必要がある。

(h) 若者の失業

ムアラ・マハット・バル村の住民が直面しているもう一つの問題は、若年層の失業である。両親が恐れているのは、このような状態が、若年層に対して及ぼすマイナス影響の問題である。この問題は、作業対象地が限られている上に、若年層の技能と知識にもまた限りがあることに起因している。今日、ムアラ・マハット・バル村における若年失業者数は、約300人にも達している。

この村での問題は、失業との関連で幾つかの事件——住民は、この種の事件の具体的内容については説明したがない——が発生してきているという点である。そして、住民(両親)が危惧しているのは、今後、この種の事件が、さらに増加する恐れがあるのではないかという点である。

住民は、この問題への対処策の一環として、ラマ社(PT. Rama)とPLTA当局に対して、彼等の子弟を労働者として雇用するよう申し入れている。しかし、ラマ社とPLTA当局は、この申し入れを拒否している。拒否理由は、彼等の知識と技能が、労働者としての基準と条件に適合していないというのである。

この点で、今後講じられる必要があるのは、政府が、彼等の技能と知識を高めるための訓練機会を設けること——職業訓練所(BLK, Balai Latihan Kerja)を設けること——である。

(i) 社会共同体の文化

再定住の結果として引き起こされた文化と伝統への影響について、住民および非公式指導者と討議を行ったことから明らかとなったのは、この面で、極めて基本的な変化が発生していることと、非公式指導者が、そのような変化を危惧しているということである。大きな変化が発生しているのは、以下の点である。共同作業の度合いが減少していること、作業協力しないことへの制裁としての伝統的規律が失われてきていること、伝統的会合の開催頻度が減少していること、伝統の保存の面での作業努力が減少していることである。

前記の問題の発生原因は、政府が、伝統の保存に対して何らの政府資金も政府プログラムも用意しなかったこと、また住民としても、自らの家族を養うための金銭獲得に時間を振り向けなければならないことにある。そのために、住民としては、伝統を保存するための努力に割くだけの時間的余裕がないのである。

今後講じられる必要があるのは、住民の伝統の保存努力に対して、政府が、真剣な考慮を払うことである。これに加えて、住民、特に非公式指導者は、次世代に対して、この問題について考えるよう促さなければならない。

2 所得創出

(a) アブラ・ヤシ

アブラ・ヤシの管理方式

ムアラ・マハット・バル村におけるアブラ・ヤシの管理は、「中核農園プログラム」(PIR)方式の下に置かれている。この方式の下では、細胞核として住民、中核としてラマ・ジャヤ・プラムクティ社(PT. Rama Jaya Pramukti)が存在している。アブラ・ヤシ農園の面積は、894ヘクタールで、447世帯によって所有されている。各々の世帯は、2ヘクタールの面積を所有すべきはずであるが、実際には彼等の多くが、2ヘクタール以下しか所有していない。

PIR方式の下では、アブラ・ヤシ農園は、すべての生長段階にわたって、ラマ社によって管理される。農園は、アブラ・ヤシが収穫できるようになった段階で、住民に対して、貸与形式で引き渡される。貸与総額は、1700万ルピアである。住民は、この借入れを、7年間で返済しなければならない。

1回目と2回目の返済割合は、アブラ・ヤシ生産総額の20%である。その後、3回目以降の返済期間においては、生産総額の30%が返済に充てられる。住民への貸与金額は、2004年に完済される予定である。

アブラ・ヤシ農園は、再定住地と食糧用作物地域の間位置している。農園までの距離は、1〜6キロメートルである。住民は、自転車ないしは徒歩で農園まで出掛ける。

アブラ・ヤシのメンテナンスと生産

アブラ・ヤシは、8×9メートルの間隔で植え付けられた。1ヘクタール当たりの苗木数は、250本である。アブラ・ヤシの樹齢は、平均9年である。アブラ・ヤシの平均生産高は、2ヘクタール当たり月間2トン(500キログラム/週)である。

過去5年間、生産高には落ち込み傾向が見られる。特にこの傾向は、1997年の金融危機以降に顕著である。生産高の減少の原因は、メンテナンス経費、特に肥料代の削減にある。住民が彼等の生産物から得る収入と比べて、メンテナンス費用の方が上回ってしまうためである。

アブラ・ヤシ価格は、ラマ社が、他の関係当事者と協同で決定する。それ故、この価格決定については、農民には、何らの交渉力もない。農民からの買い上げの最低価格は、1キログラム当たり175ルピア、最高価格は、1キログラム当たり650ルピアである。他方において、現行価格は、1キログラム当たり535〜546ルピアである。この現行価格の変動は、過去1ヵ月間に発生している。つまり、2週間ごとに価格が変動しているのである。価格上昇の幅は、価格下落の幅よりも小さいのである。

アブラ・ヤシ生産物の販売は、住民により、村営協同組合(KUD)を通じて、ラマ社に対して行われる。KUDは、毎月、農民が収入を得るごとに、そのうちから借り入れの返済金、肥料代、運送経費などを直接に差し引く。2ヘクタール当たり毎月2トンの生産量があるとする、農民が受け取る純収入は、約20万ルピアである。このような収入では、彼等が、その家族の日常的ニーズを満たすのに十分ではない。

住民が直面しているその他の問題点としては、以下のような事柄が挙げられる。

*アブラ・ヤシ農園に通ずる輸送路 — 「市場道」(pasar pikul)と呼ばれている — が、多数の樹木で覆われているために、今もって通り抜けが難しい。

*農園内の橋梁が破損している。

*雨季における河川侵食のために、アブラ・ヤシ農園地域の一部、特にダス・ルンブ(DAS Lembu)地域が破壊されている。

*SP1農園近くのアブラ・ヤシ農園の土壌条件が肥沃でない — 砂礫性土壌である — ために、アブラ・ヤシが十分に生育しない。

これらの問題を解決するために、以下のような幾つかの努力がなされてきている。例えば、ゴム農園に通ずる「市場道」を住民自身で改善すること、ラマ社に対して肥料補助金の供与を申し入れたこと、肥沃度に欠けるゴム農園地域を、ラマ社所有の新たな場所と取り替えるよう申し入れたこと、ラマ社に対してアブラ・ヤシの買い入れ価格の引き上げを申し入れたことなどである。しかしながら、その結果については、未だ住民を満足させるに至っていない。

それ故、前記の諸問題、特に将来的にゴム樹の品種改良に関する問題を解決するためには、今後、以下のような幾多の努力がなされる必要がある。

① ダス・ルンブ沿いに位置するアブラ・ヤシ地域は、移転される必要がある。

- ② 農園地域内の橋梁を改善すること。
- ③ アブラ・ヤシの買入れ価格の改善を申し入れること。現在は、買入れ価格は、ラマ社の一方的な言い値で、共同決定的な価格ではない。
- ④ SP1近くの肥沃度の乏しい土地に関して、ラマ社が十分な考慮を払うよう働き掛けること。この土地では、現在、住民により、ごく僅かなアブラ・ヤシ生産しか行われていない。住民が生産増を図ることのできるような土壌の肥沃度を高める方策という点では、住民は、単に資金面においてばかりでなく、知識と技能の面でも、ラマ社からの支援を必要としている。

アブラ・ヤシ生産グループ

アブラ・ヤシ農園は、22グループの生産管理の下にある。グループの構成員数は、まちまちで、1グループ当たり15～32世帯で構成される。それぞれのグループの区画地域が異なっていることから、グループ構成員が重複することはない。これらのグループのほか、ラマ社によって設立されたグループが一つある。その構成員は、ゴム農園地域においてウラヤット地を有していた人々である。

(b) 食糧用作物地域

この地域は、再定住地とゴム農園との間に位置している。この土地の大部分は、メンテナンス作業が行われていないために、雑草によって覆われている。その上、住民には、農業投入財の費用とメンテナンスの費用を賄うだけの資金力はない。この土地の一部には、果実作物組合によって、その他の作物が植え付けられている。例えば、ジャック・フルート、ココナツ、ビンロウ、マンゴー、ランブータン、アブラ・ヤシ、チリ、豆類、バナナなどである。

土壌条件としては、作物を栽培するのに十分なほどに肥沃なのであるが、必ずしもすべての種類の作物の生産にとって適しているというのではない。住民の経験に基づけば、ごく少数の作物のみが、生長の点でも、また生産高の点でも、良好な実績を示している。例えば、マンゴー、ランブータン、ビンロウなどが、この土地において栽培された際に、好成績を上げている。他方において、その他の作物、例えばジャック・フルート、レモン、ジュンコル、バナナなどは、生長という点では良好なのであるが、結実するのは、1～2回だけで、その後は作物自体が枯れ死してしまう。

実際のところ、住民としても、食糧用作物地域が、食糧用作物の生産に充てられるべきことを承知しているのであるが、住民は、この地域において、食糧用作物ではなく、その他の作物を栽培している。この地域において、食糧用作物に代えて、アブラ・ヤシ樹が植え付けられている場合でさえもある。このような状態が生じているのは、以下のような要因のためである。

- ① 市場と菜園との間の距離が離れすぎていることから、生産物を販路に乗せることが困難なためである。こうした市場からの遠さのために、住民が食糧用作物を栽培した場合には、その生産物を販売することによって得られる収益と比べて、輸送費の方が高くてついでしまうのである。
- ② ゴム農園から得られる収益が減少しているためである。このことはまた、住民が、食糧用作物地域において、その他の作物ではなく、アブラ・ヤシを栽培する理由でもある。土壌条件は、アブラ・ヤシ栽培に向いており、またこの生産物の販売も容易である。しかし、住民には、アブラ・ヤシを外部市場に販売する自由はないと受け止められている。なぜなら、彼等は、生産物を、一定の価格でラマ社に売り渡さなければならないからである。ラマ社の買い上げ価格は、通常、外部市場価格よりも低い。価格差は、1キログラム当たり500ルピアにも達する。

(c) 庭地

庭地の多くは、良好なメンテナンスの下にある。そのことはまた、庭地では、幾つかの果実作物と鑑賞用植物が植え付けられていることを意味する。果実作物としては、ジャック・フルーツ、マンゴー、サボジラ、パイナップル、バナナ、グアヴァなどが植え付けられている。土壌条件は良好であるために、これらの作物の生長具合も良い。家族用消費としては、十分な生産量がある。

3 水供給

(a) 水源

井戸

ムアラ・マハット・バル村において住民によって利用されている水源の大多数は、井戸である。同村には、移住局(Dinas Transmigrasi)によって建設された243ユニットの浅井戸がある。これに加えて、住民自身が、1メートル当たり25万ルピアのコストを負担して建設した井戸がある。それ故、同村における現時点での井戸総数は、420ユニットである。

2世帯当たり1ユニットの割合で井戸を設置するという構想は、合理的なものではない。また、これらの井戸は、設置場所としても、妥当でなく、また慎重な配慮が払われていない。それ故、隣合う2世帯間に揉め事を生み出している。住民の一人が語ったところによれば、井戸が隣人の庭に設置されているが故に、それから取水する自由がないとの気持ちを抱いているとのことである。このような不快な状態に置かれていることから、彼等は、水ニーズを満たすために、また揉め事を避けるために、自分自身で浅井戸を建設したのである。

移住局によって建設された元の井戸を未だに使用している人々は、清潔な水を手に入れるために、これらの井戸を掘り下げている。井戸の深さは、平均5~6メートルで、水質は、良好である。元の井戸の深さは、2~3メートルで、水質は、乾季には劣悪で、また雨季には黄色となり、悪臭を帯びた。

これらの井戸は、建設後3ヶ月のものから9年を経たものまで多様である。住民がこれらの井戸のメンテナンスをいかに図るかは、それぞれの経済条件と清潔な水ニーズの強度にかかっている。ムアラ・マハット・バル村では、水問題は、主要問題であるというわけではない。なぜなら、ほとんどすべての住民が、良好な水質の井戸を有しているからである。

水供給プロジェクト

ムアラ・マハット・バル村では、過去において飲料水プロジェクト(PAM)施設が設置された。しかし、それは、一度も運用されなかった。なぜなら、公共給水栓にまで導水されるには至らなかったからである。PAM施設の水源は、掘り抜き井戸であった。そこから、揚水機と発電機を用いて水を汲み上げて、貯水槽と公共給水栓にまで導水するという構想であった。

PAM施設の失敗の原因は、このプロジェクトの立案に住民が参加しなかった点にある。他方において、住民側としては、PAM施設の建設とはかかわりなく、各戸ごとに浅井戸が設置されることを望んだのである。PAM施設を運用することは困難であるというのが、住民の受け止め方であったのである。

河川水

清潔な水を得るための水源としては、河川水は利用されていない。

雨水

住民にとっては、雨水は、補充的な水源にすぎない。彼等は、調理用と飲料用には井戸水を利用する。ただし、雨水は、洗濯用、水浴び用、および排泄用として用いられる。

住民が新移住地に移転してきた際には、各戸には雨水を集めるための貯水槽が備え付けられていた。

これらの貯水槽の幾つかは、今日でも、良好な状態にある。しかし、その他の貯水槽は、破損したままである。

(b) 水供給設備

ムアラ・マハット・バル村では、水供給設備という点では、十分に整っている。多くの人々が、揚水ポンプ機を用いて、井戸水を汲み上げ、その汲み上げ水をパイプで貯水槽に導水している。

これに対して、PAM施設は、発電機、ディーゼル機関、貯水槽、パイプ網および公共給水栓で構成されている。PAMの状態は、最悪である。発電機は、消失してしまっており、またディーゼル機関は、村役場に保管されている。貯水槽は、雑草で覆われている。パイプは、消失するか、ないしは破損したままである。公共給水栓は、元の場所にはない。その一部は、取り外されて、住民の家屋の軒下の雨水溜めとして用いられている。

(c) 衛生設備

この村における住民の多くは、家屋内に便所を設置している。なぜなら、プロジェクト担当当局によって設けられた便所は、劣悪そのもので、衛生的ではないからである。当初の便所の規模は、1×1メートルにすぎなかった。便所を設置する資金的余裕のない人々は、未だに伝統的な排泄方法を用いており、例えば河川を利用している。清潔な水は、彼等の主要問題ではない。なぜなら、彼等は、自らに浅井戸を有しているからである。

衛生設備との関連で住民が直面しているのは、排水路の問題である。排水路は、再定住地を横切る形で、水平状態で敷設されているために、余水を円滑に排水することができない。その結果、余水が溢れ出て、住居地を水浸しにする。この問題は、特に第1集落と第3集落において深刻である。

住民は、これまでに、共同作業により、排水溝を改善しようと努めてきた。しかし、未だに思うようには排水できないでいる。排水溝と水路の保水能力には限りがあるために、余水は、再定住地域に流れ込むしか、どこにも行きようがないのである。既存の排水溝を改善する上で、政府支援が行われることを、住民は強く希望している。

C 結論

参加型農村評価(PRA)手法——概略図、踏査およびマトリックス・ランク付け——を用いて、3集落において実施した住民との討議に基づけば、次のような結論が得られる。つまり、各々の集落についての優先度の決定基準は、それぞれに異なっているということである。これは、問題を解決するために取り組まれるべき問題と潜在的可能性が、それぞれに異なるためである。マトリックス・ランク付けの結果は、以下のように眺めることができる。

第1集落

- *住民に対して、アブラ・ヤシ農園の貸付金を払い戻すこと。
- *新規世帯に対して、住宅とアブラ・ヤシ農園が供与されること。
- *村道と県道を改善すること。
- *アブラ・ヤシ加工に関する知識と技能の向上を図ること。
- *電気の据え付け料金を払い戻すこと。
- *若年層のために雇用機会を創出すること。
- *ラマ・ジャヤ・プラムクティ社によるアブラ・ヤシの買い上げ価格(CPO)について、透明性を高めること。

- *半恒久的住宅と木造住宅との間の差額費用を払い戻すこと。
- *食糧用作物の種苗を提供すること。
- *ダムによって冠水しなかった土地と菜園に対する補償を支払うこと。
- *アブラ・ヤシ農園地域における橋梁を補修すること。

第2集落

- *コトパンジャン・ダム地域において孤島状態にある土地に対する補償を支払うこと。
- *新規世帯 — 新移住地への移転時まで登録されていなかった世帯 — に対して、住宅とアブラ・ヤシ農園を提供すること。
- *アブラ・ヤシ農園についての貸付金を払い戻すこと、また残余の支払いを免除すること。
- *化学肥料を無償供与すること。
- *半恒久的住宅と木造住宅との間の差額費用を払い戻すこと。
- *村民に対してR地(村有地)を返還すること。

第3集落

- *新規世帯に対して、住宅とアブラ・ヤシ農園を提供すること。
- *アブラ・ヤシ農園についての貸付金を払い戻すこと、また残余の支払いを免除すること — その理由は、他の村々では、農園が無料で供与されているからである。
- *村道を改善すること。
- *アブラ・ヤシ農園地域における橋梁を補修すること。
- *ダムによって冠水しなかった土地と菜園に対する補償を支払うこと。
- *失業者の技能を向上させること。
- *食糧用作物の種苗を提供すること。
- *県道を改善すること。

A 参加型農村評価(PRA)プロセスの説明

1 村の踏査

踏査は、同村での土地利用のあらゆる部門について知ることを目的としていた。生活環境からもまた、潜在的な可能性と所得創出の代替策を確かめることができた。これに加えて、住民との討議は、問題の所在を確かめ、また問題、機会および住民の能力に基づいた代替的解決策のアセスメントを行うことを目的として行われた。

踏査旅行は、同村の西側の水資源と境界を接するプロウ・パンジャン(Pulau Panjang)地区から出発した。水資源から再定住地までの距離は、2.5キロメートルである。この旅程においては、住居地、養魚池、幹線道路、園芸地などを通過した。PRAチームは、地元住民と一緒に、各戸の庭地をはじめ、村内を歩き回った。

PRAチームは、田畑で仕事をしている人々と話し合った。同チームはまた、田畑で仕事をしている農民に対して質問を行い、彼等が、いかなる方法で土地を耕作しているのか、またいかにして農園のメンテナンスを図ろうとしているのかを知った。さらに、住民の要望を集めることにより、どのような代替的な解決策が講じられてきているのか、またどのような解決策が講じられるべきなのかについて考察した。

PRAチームは、不特定の場所で、非公式に人々に接した。これは、公式のアプローチでは、人々に心労を与える恐れがあるとの考慮からである。それに加えて、彼等が、誤解を与えることと、彼等の間での紛議を作り出すことに、非常に神経質になっているためでもあった。PRAチームは、幾人かの人々と話し合いを行ったのであるが、そのうちにはガンビル農園の従業員/農園労働者であるミズル老(Bapak Haji Mizur)も含まれていた。別の日程で、PRAチームは、旧村への視察旅行も行った。住民のうちには、漁民として、またガンビルの収穫人(農園労働者)として、さらに木材伐採人として働いている人もいる。こうしたことから、住民との会合は、ガンビル農園、森林地域、ゴム農園、雑貨店、泉水地域、旧村などで行われた。

2 村の歴史

タンジュン・パウ(Tanjung Pauh)村の歴史は、同村住民が経験した様々な出来事と、彼等がその生活面で蒙った影響を調べることを目的としている。調査は、同村の背景と発展に関して、またコトパンジャン・ダム建設プロジェクトの結果としての住民移転の実施の問題について、十分な知見を有する人々との共同作業として行われた。同村の歴史の調査は、この村の住民代表と共同で実施され、聞き取り場所としては、同地のレストランを利用するか、ないしは彼等の家を訪れた。討議は、比較的にリラックス感のある打ち解けた雰囲気の中で、コーヒーを飲みながら行われた。討議過程では、対話中に倦怠感を覚えないように、お互いにユーモアを交えた。

青年と住民代表 — シマラジョ老(Datuk Tan Simarajo) — の2名との対話場所は、プライ・スバタン(Pulai Sebatang)の食堂であった。この対話は、午後7時半から10時半まで行われた。歴史調査手法を通じての調査はまた、元村長のマクト老(Datuk Lelo Mangkuto)と共同で実施された。この調査は、パサル・ブユ(Pasar Buyuh)地区において、午後8時半から10時半まで行われた。対話はまた、青年代表および助役とも行われた。調査は、旧タンジュン・パウ村の住民の生活様式に関する

一般的な質問から始まり、新移住地(現タンジュン・パウ村)での生活様式との違いにまで及んだ。これに続いて、PRAチームは、移転プロセス、補償、村・地方施設の建設などの特定事項に関しての質問を行った。

B 調査結果と評価

1 再定住

タンジュン・パウ村は、西スマトラ州とリアウ州との境界に位置する村々のうちの一つである。同村は、南方ではタンジュン・バリット村、西方ではパンコラン(Pangkolan)村、北東ではリアウ州と境界を接している。タンジュン・パウ村は、3地区から成り立っている。即ち、プロウ・パンジャン(Pulau Panjang)地区、コト・ラマ(Koto Lama)地区およびバサール・ブユ(Pasar Buyuh)地区である。住民の見解では、タンジュン・パウ村は、影響村、つまりPLTAコトパンジャン開発プロジェクトの主要地域とはならない村であるというのである。それ故、人々に対する影響への甘受度という点は、リアウ州の村々に比べて低いのである。

タンジュン・パウ村の住民は、新移住地への移転の以前には、質素な暮らしをしていたのであるが、日常的なニーズを満たすという点では不足はなかった。日常的な用水は、簡単に入手できたし、ゴム園からは樹液が容易に採取できたし、住民の地方的伝統生活への尊敬の念も強かった。しかしながら、現状は、一変してしまった。住民の大多数は、清潔な水の欠如に悩まされ、また生計を立てることができるような肥沃な土地の入手は難しく、さらに伝統も、次第に失われつつある。伝統的な共同体感への尊重の念は薄れつつある。

このような一体感の欠如は、今日までに、タンジュン・パウ村の人々により個別的に認められるに至っている。このような社会的痛手の影響として、すべての政党、世代、地方政府、国家開発/建設向けの外部からのプログラムに対して、彼等が不信感を抱く結果を招いている。それにもかかわらず、住民のうちには、将来のより良い生活への期待を抱く人もいる。

(a) 移転プロセス

旧タンジュン・パウ村からの住民移転は、1993年8月29日に始まった。新たな再定住地へ移転したのは、313世帯であった — 再定住地には、約350戸の住宅が建設された — 。それ故、37戸の住宅の余裕があった。これらの未利用の余分の住居は、住民により、新規世帯のための保留分とされた。地方政府(Pemda)により移転期間とされたのは、3~4日であった。住民には、何らの選択の余地もなかった。なぜなら、遅かれ早かれ旧村からは移転しなければならないというのが、彼等の受け止め方であったからである。バス、トラックなどの輸送手段が、政府により提供された。

移転は、円滑に行われた。その際に用いられた/採られた方法は、政府事務所を含めて、全村が、そっくり移転するというやり方であった。この方法は、住民との合意に基づいていた。旧村におけると同様、新移住地においても、すべての生活必需品ないしは施設が容易に見い出せるというのが、彼等の希望であった。旧村に存在していたものすべてが、新村においても同じ様に在るべきであるというのであった。住民が期待したのは、主要ニーズとしては水供給が確保されること、また主要な生計手段(ゴム農園)が用意されていることであった。しかしながら、実際には、現地の事情は、彼等が、プロジェクト担当機関と事前に合意していた条件とは全くに異なっていた。このことが、政府によって管理される多数のプログラムへの住民不信を招くに至っていることは確かと言えよう。住民は、未だに補償を要求しているのであるが、プロジェクト担当機関には、未払いの補償を彼等に支払う義務

があるというのが、彼等の言い分なのである。

他方において、コトパンジャン・プロジェクトの実施過程からは、多数の問題が浮上してきている。とりわけ焦点となっているのは、約束の不履行の問題である。これには、電気の据え付け問題、不適切な住宅建設、「粗雑な」井戸建設、適正な土地補償、水供給システムの利用可能性、ゴム樹の植え付けの実施などの点が絡んでくる。これらの多数の問題は、住民問題の極点であるように思われる。以下には、幾つかの事例について説明してみることにする。

(b) 電気の据え付け

住民によれば、政府は、電気の据え付けコストの免除を約束していた。しかし、実際には、住民は、自宅への電気の据え付け費用の支払いを余儀なくされた。各々の世帯は、450ワットの電力量の据え付け費用として、10万5000ルピアを支払わなければならなかった。据え付けられた電気は、住民により、電灯のほかに、ラジオ、テレビなどの情報媒体としても利用されている。しかし、住民を悩ませているのは、頻繁に停電するという問題である。このような状態は、住民の電気装置を損なう恐れがあり、また夜間の活動の妨げとなる。将来的な展望として国有電力会社(PLN)に対して求められているのは、なぜに頻繁に停電するのかの問題について、その解決を図ることである。

(c) 住宅建設

住民によれば、政府によって建設されるべき住宅は、国家住宅基準タイプに則ったものでなければならなかった。住民移転の以前には、地方政府は、建設される住宅が半恒久的なものであると宣言していた。しかしながら、実際には、建設された住宅は、そのすべてが、一枚屋根の木造住宅であった。

移転当初には、住宅は住むのには適さない状態であったために、住民は、実際に深刻な状態に置かれた。幾つかの住宅では、その外側の地面の方が高かったために、家に入ることもさへ難しかった。住宅の質という点でも、住民にとっては、およそ満足のできるような代物ではなかった。タイプ36の住宅建設のほが、6×6メートルの広さしかなかった。ベニア板張りの住宅は、1年間の使用の以前には、改築は許されなかった。他方において、住むのにはおよそふさわしくないというのが、住宅状況であったのである。

350ユニットの住宅が建設されたのであるが、当時の移転者数は、313世帯であった。住民との合意により、残りの住宅は、新規世帯に割り当てることとされた。その後、多くの住宅が、補償金を得た世帯により改修され始めた。しかし、一般には、住民は、政府によって提供された補償金だけでは、生活上の必要を満たすのに十分ではないことを知るに至った。その上、補償金は、ゴム農園からの樹液の採取を待つまでの間、彼等の日常的な生活ニーズを満たすのに費やされてしまった。

住宅の改修については、すでに住民により様々な努力が行われてきている。例えば、剥き出しの地面を覆うために、住宅の床を張り替えるとか、また住宅を建設する際に切り倒した樹木を使用したために、単に丸太を組み合わせただけの住宅に装飾を施すとかの工夫である。そのため、今日では、住宅は、比較的に小綺麗である。しかし、建材としてはベニヤ板が用いられているために、その一部は、すでに破損してしまっている。他方において、住民の生計の中核となるものとして最も期待されていたゴム樹液は、未だ生産が軌道に乗る(生産物が収穫される)までには至っていない。

(d) 水供給施設の建設

政府によって建設された清潔な水供給施設は役立たずであったために、タンジュン・パウ村の住民が、それから恩恵を受けることはなかった。しかし、1997年の総選挙の直前のキャンペーン活動の結

果、改めて水供給施設が備え付けられた。その後、キャンペーン活動の期間が終わると、水供給施設は、もはや機能しなくなってしまった。そして、このような状態が、今日に至るまで続いてきたのである。住民によれば、水源とされるタンジュン・バシット(Tanjung Basit)村 — 現在は、タンジュン・ボリック(Tanjung Bolik)村に名称変更されている — には、吸い上げポンプと揚水ポンプのいずれも存在していないのである。

住民が新移住地に移転した当初には、平均2メートルの深さの井戸が建設されており、そこにおいて彼等が目撃したのは、水を湛えた井戸であった。しかし、数日の使用後には、水は無くなってしまった。その後、住民が気付いたのは、井戸水は、地下水から来ているのではなく、雨水の受け皿からのもので、降雨後に新たに満たされた水にすぎないということであった。井戸の底は、セメント張りであった。ということは、地下水は、井戸には入ってこず、逆に井戸に入った水は、地下には浸透して行かないという代物であった。住民によれば、大多数の井戸は、水質的には利用に適さない。なぜなら、赤茶けた色で、悪臭もするからである。

住民の一部は、日常的なニーズを満たすために、地下水が得られる深さにまで井戸を掘り下げている。彼等は、井戸を一段と掘り下げて、清潔な水が得られる水源にまで達することができているのである。しかしながら、そのようなことのできない大多数の人々は、たまたま清潔な水を入手できている隣人に水を乞うことを余儀なくされている。そのような水の入手難の状態の下では、一部の住民はまた、水を買うほかない。その代価は、30リットル当たり5000ルピアである。

(e) 土地補償プロセス

土地補償プロセスの初期段階においては、補償の支払いは滞りなく行われた。しかし、その後の補償プロセスにおいては、政府は、補償の支払いに積極的ではなくなった。冠水地域への補償の支払いが次第に棚上げされ始め、その後支払いが無期延期された。こうして、今日までのところ、150世帯以上の「土地区画」(persil)が補償されてきていないのである。他方において、実際には、旧村の土地の大部分が、ダム貯水池の造成により冠水し、補償対象となることにより、その法的地位が、国有地に変更されてきているのである。

土地補償として住民に対して提供されたのは、ゴム農園(約2ヘクタール)、作物地(0.4ヘクタール)および庭地(0.1ヘクタール)である。しかしながら、ゴム農園の譲渡が行われた際には、ゴム樹が植えられていた土地面積は、全体の35%にすぎなかった。また、土地補償は、必ずしも合意通りには実現されなかった。例えば、幹線道路から200メートル以内の距離にあるタイプAの土地所有者 — 約30% — の場合には、当初案では1ヘクタール当たり700万ルピアの補償を受けられることになっていた。しかし、補償の実施過程においては、かかる土地は、タイプBの土地価格に格下げされ、1ヘクタール当たり50万ルピアしか支払われなかった。

補償対象となった133世帯のうちには、複数の「区画」について土地所有権を有する人々もいた。それ故、約150世帯 — 現在、確認段階であるため、今後増える可能性がある — について補償が支払われてきていないのである。こうしたことから、住民の大多数により期待されているのは、補償の支払いが行われていない土地について、その支払いが実現されることである。技術的な観点からは、未補償地の所在場所は遠く離れており、新移住地からのアクセスが困難である。

補償問題の解決を求めて、住民は、これまで様々な努力を行ってきている。例えば、関係政府機関に対して苦情を申し立てたり、さらにはこの問題を裁判所に提訴したりしてきている。しかし、この

ような努力は実を結んでいない。政府から補償を得るのは、住民の権利であるが故に、補償問題を抱える住民は、今後ともかかる権利の実現を求めて努力し続けるであろう。

合理的に眺めれば、過去において職務上その任にあった政府関係者が全面的な責任を負うべきであろう。しかしながら、住民の理解するところでは、これは、個人の問題ではなく、組織の問題である。それ故、政府が、組織として、この問題の解決の責任を負っているというのである。

(f) その他の公共施設

公共施設の設計と建設は、プロジェクト担当機関によって行われた。これらの施設の場所の決定と建設の設計のいずれにおいても、住民は、何ら討議参加の機会を与えられなかった。こうして建設された施設の多くが、適正に利用されないという状態を招いている。このような未利用施設の事例は数多くあるのであるが、とりわけ相当な資金を投じて建設された水供給施設の場合には、機能していない施設の典型例である。村役場の場合には、新村の中心部ではなく、住居地の片隅に建設された。そのために、再定住地における公共サービスの提供事務所という意味合いでは、その中心的役割を果たしていないように思われる。

この点では、住民により様々な努力がなされてきている。とりわけ、旧村役場をコト・ラマ地区に移そうとする動きがある。他方において、政府は、水ニーズが満たされるであろうことと、ゴム農園を樹液採取のできる状態にすることを約束しているのであるが、そのような約束が実現されるまでには至っていない。

(g) 生活手当

移転への償いとして、住民は、生活手当を支給された。1年目には、とりわけ米、調理用油、灯油、豆類、塩漬け魚、調理鍋、小舟、その他の調理用品が支給された。2年目には、住民への生活手当は、米の形だけで、また家族数に応じて支給された。しかも、その支給は、6ヵ月間だけに限られた。実際には、生活手当は、住民が自立できるまで、彼等の生活を十分に支援するというようなものではなかった。彼等の主たる望みであるゴム農園が、本来あるべき形では実現していなかったが故に、このような深刻な生活手当不足の問題が発生してしまったのである。

2 所得創出

今日までのところ、住民は、あらゆる仕事に携わることにより、生活の糧を得ようとしてきている。一般には、彼等は、日雇い労働者として働いている。女性の場合には、午前7～8時 — 午前6時には家を出なければならない — から夕方4時まで働いて、食事代抜きで2万5000ルピアの賃金である。子供たちは、家に残され、自分たち自身で食事の支度をする。このほかに、住民のうちには、木材探しに出掛けたり、漁業に従事したり、ゴム農園を活用して「ガンビル」を植え付けたり、さらには採石活動に従事する人もいる。

これは、まさに生存活動そのものである。住民が希望しているのは、ゴム樹が、主要な生活資金源となることと、ゴム農園の成功について、プロジェクト担当機関が、その責任を負うことである。一般には、タンジュン・パウ村において現存する生計手段としては、以下のようなものがある。

(a) ゴム農園

タンジュン・パウ村においては、移転補償として供与されたゴム農園の1世帯当たりの面積は、正確には2ヘクタールではなく、1.7ヘクタールである。再定住地とゴム農園との間の距離は、各世帯により異なり、500メートルから5キロメートルまでの範囲にある。

1993年のゴム樹の植え付けは、アスパリンド社(PT. Aspalindo)と称される契約業者によって実施されたのであるが、この植え付けは、失敗に終わってしまった。その際には、ごく小地域のみ、つまり35ヘクタール——これは、農園全体の5%に相当する——においてのみ植え付けが行われた。

その際にゴム樹が植え付けられたのは、道路脇においてのみであった。他方において、ゴム農園は道路からは遥かに隔たっているために、そのような条件下では、たとえ植え付けが行われたと仮定しても、何らの成果も生み出さないという点では同じであった。なぜなら、ゴム園の譲渡が行われた際には、農園総面積の5%に相当する約35ヘクタールにしかゴム樹は生育しておらず、各々の区画で眺めれば、幾本かのゴム樹が生育しているにすぎなかったからである。植え付け後の監督は、住民に対してではなく、監督コンサルタントに委ねられた。そのような事態に対する住民の落胆は大きかった。なぜなら、それは、住民移転に先立って政府が約束した内容とは齟齬していたからである。こうして、植え付けからメンテナンスに至るまで、住民が参加する余地はなかったのである。契約業者による植え付けが実施されている間に、土地配分が行われたのである。

住民によれば、政府約束では、移転時(1993年7月29日)において住民に譲渡されるゴム農園は、樹液の採取ができる状態にあるはずであった。1999年に、住民は、彼等の権利の実現を求めてデモを敢行した。この要求に対する反応として、政府は、資金と種苗の形での援助を供与した。具体的には、1世帯当たり70万ルピアの資金と100ユニットのローカル種が供与された。この贈与資金は、穴掘り、施肥および再植樹のために充てられた。他方において、物品または生産用具の形では、贈与資金は供与されなかった。また、種苗の状態は、良好ではなかった。というのは、住民がそれを受け取った時には、大半が、枯れ死に近い状態にあったからである。こうして、ゴム樹の植え付けが成功しなかったが故に、生産グループも最適な形では結成されなかった。

今日までのところ、ゴム農園は、樹液の採取に向けて、集約的な方法でのメンテナンスが行われてきておらず、肥料が施されることもなく、また疾病・害虫対策も講じられてきていない。メンテナンス作業として行われているのは、ゴム樹の周辺の高い雑草を刈り取る程度にすぎない。こうした雑草は、ゴム樹液の採取の妨げとなるためである。こうしたことから、採取される生産物は、乾季には1週当たり約3トンにすぎない。しかも、これが、すべてゴム農園の所有者のものとなるのではなく、採取労働者との間で生産分与される。生産分与方式は、1対3の割合である。

野生動物の被害対策としては、今日までのところ、何らの薬事的な処理策ないしは防止策も講じられてきていない。その理由は、農民には、殺虫剤を買う資力はないからである。白蟻のために、1ヵ月に、ほぼ2本の割合でゴム樹が枯れ死している。ゴム農園について、住民が望んでいるのは、住民の直接管理の下に再植樹を行うことである。火災防止のために、また猪の被害に今後悩まされることのないように、一斉植え付けの実施が望まれているのである。

最後に、住民の間に何らかの妬みの感情が生まれるとすれば、それは、ゴム農園が再生されるか、ないしは再植樹されることにより、樹液が採取されるに至った場合であろう。今日までにすでに植え付けが行われている場合には、今後に期待が寄せられているのは、害獣の狩猟と毒殺の措置を講ずることである。

住民には害獣の防護柵を建設したいとの意向があるのであるが、資材を購入するだけのゆとりがない。その上、ゴム農園に通ずる道路施設が、地滑りのために破損している。そのために、かかる施設が補修され、ゴム農園へのアクセスが容易になるよう望まれている。

(b) 食糧用作物

庭地で栽培されている食糧用作物としては、多毛果実の「ランブータン」、ジャック・フルーツ、「食べられる」が悪臭のある果実、ミカンがある。しかし、これらは、収量的には限られている。これらの生産物は、商人によって集められた後に、仲買人に売り渡され、パヤクンプに運ばれる。

作物地においては、とりわけそこで栽培されているのは、食べられるが悪臭のある果実、カシュー・ナッツ、バナナ、ミカン、マンゴー、「アタイ」(petai)、「ムリンジョ」(melinjo)などである。これらの製品のうち、大部分を占めているのは、カシュー・ナッツと食べられるが悪臭のある果実である。

0.4ヘクタールの作物地の割り当ては、くじ引きで決められた。作物地は、再定住地の周辺に位置しており、距離的には100～500メートルほど離れた場所にある。新作物地での植え付けは、当地への住民移転から1年後に行われた。しかし、今日、作物地の大部分は、未だに空き地であり、未利用のままに放置されている。新たな作物を植え付けるためには、ある程度の資本が必要なのであるが、もっぱら日常的なニーズを賄うことに追われている住民には、かかる資金を工面することは困難であると思われるのである。そのほかにも、猪による被害、作物栽培に不適な土壌、販路の確保難なども、この点での障害となっている。

アンダラス大学によって実施された調査に基づけば、タンジュン・パウ村の周辺の土地条件は、多年性作物にのみ適している。この点では、多くの産品に販売価値が秘められているのであるが、例えば「ムリンジョ」に見られるように、住民は、加工方法を知らない。同村には、生産物の加工施設は、ほとんど存しない。もっとも精米施設 — これは、「玄米」を精製する施設で、現行政府の援助で作られた — などの加工施設はある。

生産物は、収集仲買人(tonke)に売られる。彼等は、買い入れた産品をパヤクンプ(Payakumbuh)に運んで行く。なぜなら、パンカラン(Pangkalan)市場に比べて、前者の方が販売価格が高いからである。収集仲買人に売り渡すほかに、住民は、毎週開かれる市場で直接に産品を販売する。例えば、火曜日ごとに開かれるクオ(Kuok)市場、日曜日ごとに開かれるパヤクンプ市場などである。特にパヤクンプ向けには、いつでも売ることができる。彼等は、市場の開催日を待つ必要がない。しかし、通常は、彼等は、パヤクンプに他の用事がある際に、それを兼ねてパヤクンプにまで出掛けて、そこで産品を売り捌く。

販売価格は、比較的到低い。特に収穫量が多い時には、そうである。多毛果実の「ランブータン」の1キログラム当たりの価格は、1000ルピアにすぎない。特に食べられるが悪臭のある果実などの産品は、収穫量の多い時には、その多くが採取されずに放置され、腐るにまかされる。

(c) 漁業

漁業活動は、住民にとって、日常的ニーズを満たす上での期待の的となっている。そのため、ダム湖での漁業と養魚池の建設に対する住民の関心は高い。しかし、ダム貯水池での魚種と漁獲量は、それほど多くはない。漁獲頻度の多い魚種としては、とりわけ「モタン」(motan)、「タパ」(tapa)、「トマン」(toman)、「カリユイ」(Kalui) — 「グラメ」(gurame) —、「ガブス」(gabus)、「バウン」(baung)などが挙げられる。

今日では、漁獲量が落ち込んでいる。漁獲物は、ダム湖の近辺にやって来る仲買人に対して売られる。これらの仲買人は、買い入れた漁獲物を、パヤクンプないしはバンキナンで売り捌く。収集人/仲買人は、パンカラン市場では漁獲物を売らない。なぜなら、パヤクンプとバンキナンに比べて、販

売価格が低すぎるからである。

しかし、漁獲期を除けば、収集仲買人が来村するのは、1週間のうちに一度だけである。そのため、住民のうちには、たまたま買い手があれば、低価格でも売らざるを得ない人も多い。例えば、「グラメ」魚の売り渡し価格は、通常は、1キログラム当たり1万ルピアであるが、8000ルピアでしか売ることができない。「バウン」魚の場合には、1キログラム当たり2万ルピアの魚価が、通常、1万5000ルピアに値引きされる。

養魚池では、特に「ニラ」(nila)、「グラミ」(gurami)などの魚種が飼育される。養魚池の数は、それほど多くはない。飼育魚は、来村する仲買人に売られる。魚苗は、リアウ州カンパル県のプロウ・ガダン村ないしはコト・マスジッド村から得られる。飼料は、パヤクンプで入手できる。

(d) 共同体基盤の農園

今後が開発機会の潜在的可能性が大きいのは、ガンビル原料の生産農園であろう。なぜなら、ほとんどすべての世帯が、ゴム農園の外側の「ウラヤット」地と旧村にガンビル原料の生産向けの農園を有しているからである。

現在、ガンビルの植え付けが行われているのは、「ウラヤット」森林地ないしは旧森林地においてである。なぜなら、そこでは、他の土地での農園に比べて、生産物を収穫する上での経験の度合いが、遥かに大きいからである。各々の世帯によって所有されるガンビル農園の面積は、平均3ヘクタールである。400世帯以上の所有地を合わせれば、総面積は、約1300ヘクタールにものぼる。「ガンビル」のために用いられる原料生産は、多くの場合、生産分与方式の下で、パヤクンプからやって来る賃金労働者によって行われる。

地元住民の多くは、ガンビル用原料を生産することはできないし、またガンビル用原料の生産農園において働きたがらない。生産分与方式の下では、収益分のうちから、食事代、米代の形での副食費、交通費などを差し引いた金額が二分される。「ガンビル」農園の多くでは、自己生産方式が採られている。もっとも、この方式が完全な形で採られているのは、10%以下である。3ヘクタールの農園で収穫される生産物は、第1期収穫が800キログラム、第3期収穫が1トン、第4期収穫が1.5トンである。このような生産物は、仲買人に売られる。仲買人は、買い上げ品をバダンに運んで行く。販売目的でのガンビル葉の採集は、4ヵ月ごとに行われる。しかし、「ガンビル」農園の多くでは、現在、収穫ができない状態にある。その理由は、単に資金不足によるだけでなく、労働者の確保難のためである。「ガンビル」の生産は、雨季、特に11月と12月には減少する。農民の間には、「ガンビル」の加工工場の設立を望む声もある。「ガンビル」労働者を見つけ出すことが極めて難しいことから、彼等は、かかる工場に売るだけで済むからである。

(e) 家畜の飼育

旧村においては、20頭ほどの水牛がいた。しかし、新移住地では、鶏を飼えるくらいの土地的ゆとりしかない。今日までのところでは、養鶏は、そのほとんどが、販売目的ではなく、自家消費目的である。

(f) 林業

村落共同体ベースでの林業活動は、3~5人の住民がグループを組み、森林に入って木材探しを行うという形で展開されている。各グループは、1~2週間にわたって森林で夜営する。時には、1ヵ月に及ぶことさえある。採取された林木は、立方単位ごとの容積にまとめられ、1週間以内に運び出され

る。森林から運び出された林木は、その後、筏に組まれて、ダム貯水池を横切って集積される。

現在、森林地域は、ますます減少してきている。また、タンジュン・パウ村の「ウラヤット」森林は、すでに水没してしまっている。

(g) 興業機会とその他の潜在的可能性

代替的な雇用機会となり得るのは、国道沿いで採石事業を行うことである。採石の対象となり得るのは、硬石と軟石である。これらの採石は、通常、建材として用いられる。また、アブラ・ヤシ農園での敷石としても用いられる。

採石は、リアウ州で売られる。販売価格は、硬石の場合には、1立方メートル当たり4万ルピア、軟石の場合には、同3万5000ルピアである。

これに加えて、国道沿いには売店ないしはレストランが営まれている。この種の店が、総計で50軒もある。

その他に、潜在的な利用可能性があるのは、6ヘクタールの残余地の活用である。この土地は、増大する新規世帯のために利用することが計画されている。かかる世帯増に応じ得るだけの新たな土地を見い出すことが困難なためである。

3 水供給

(a) 水源

タンジュン・パウ村には、二つの泉がある。一つは、国道近く(東側部分)に位置しており、再定住地からは約2キロメートルの距離にある。他方において、もう一つの泉 — プルマタ(Permata)川の源流である — は、「ガンビル」農園 — 同村の北西部分にある — に隣接する森林のうちに位置している。この泉は、再定住地からは約5キロメートルの距離にある。両方の泉とも、水質は良好 — 清潔で、臭いもなく、無味である — で、乾季にも相当な湧き水がある。

しかし、住民がこれらの泉を利用する上での制約要因となっているのが、距離的に遠すぎるという点である。他方において、再定住地にまで導水するには、多大の費用を要する。2001年の初頭には、日本人学生が、タンジュン・パウ村政府に対して1500万ルピアを寄付し、この贈与資金でもって、一つ目の泉からの導水施設が作られた。これらの作業はすべて、タンジュン・パウ村の住民によって行われた。現在、この導水は、住民の約80%によって消費されている。彼等は、これを「日本人の水」と呼んでいる。

住民への清潔な水の供給サービスを改善するために、リマプル・コタ県地方政府は、近い将来、タンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村において、清潔な水供給(PAB)プロジェクトを実施することを計画している。水源は、タンジュン・バリット村の泉である。しかし、タンジュン・パウ村の住民は、まず最初に真に地方住民に収入機会を与えるなど、将来の問題への対処策という観点から、この構想に異議を唱えるとともに、別の水源にすべきことを提案している。タンジュン・パウ村の住民によってリマプル・コタ県地方政府に対して提出されている要求は、水源問題からさらに進んで、プロジェクトの実施方法にまで及んでいる。つまり、計画の立案、実施およびモニタリングから運営段階とメンテナンスに至るまで、住民の積極的参加が図られるべきであるというのである。

タンジュン・パウ村を流れる河川は、雨季には、幾分濁っている。その原因は、河川流域の土壌侵食にある。他方において、乾季には、河川水は、透明になるが、その流れは、著しく減少する。河川周辺に住む住民は、水浴びと洗濯の目的で、この川を利用する。飲料水の入手方法としては、住民は、

公共MCK(洗濯・水浴び用)が未だ機能している場合には、そこから取水する。また、自宅に井戸があれば、そこから取水する。井戸がなければ、隣家の井戸から貰い水をする。

当地への移転(1993年)当初には、掘り抜き井戸があったが、この井戸水は、10日間ほど利用できただけであった。住民によれば、この井戸水は、契約業者の手によって予め注入された水であった。それを知らない住民は、移転当時、清潔な水が容易に得られると錯覚して、幸福感に浸った。しかし、10～30日後には、井戸水は無くなってしまった。調べてみると、井戸底は、実際には、岩盤であるか、ないしは部分的にセメント張りされていた。「日本人の水」が現れる以前には、住民は、水浴びと洗濯のためには、河川水と井戸水を利用した。他方において、飲料水と調理用水のためには、彼等は、かかる用水を「水商人」から購入した。購入価格は、30リットル入り容器1ユニットで5000ルピアであった。水利用対策として、住民は、農園から帰宅すると、森林の中の河川から運んできた水で、真っ先に水浴びをした。飲用水は、約20リットルの容量のプラスチック製タンクのうちで煮沸し、それを押し車を用いて運んできた。また、降雨時には、彼等は、雨水を集めて、それを飲料用および調理用に利用した。

(b) 清潔な水供給施設

政府によって最初に建設された清潔な水供給施設は、掘り抜き井戸であった。2世帯の境界には、パイプが敷設された。それ故、これにより、2世帯に水供給ができるはずであった。こうして、総計で175ユニットの水供給施設が建設された。井戸の深さは、2～3メートルで、井戸底は、セメント張りであった。住宅と井戸との間の距離は、約10メートルであった。

それにもかかわらず、住民は、水不足問題に直面した。その制約要因となったのは、とりわけ「掘り抜き井戸水」(ASG, Air Sumur Gali)の大部分が干え上がってしまったためであった。この井戸水が存続したのは、およそ10～30日間だけであった。その後は、たとえ井戸の中に水があっても、それは、濁水にすぎず、悪臭までもがした。そのため、皮膚病に罹る人々が続出した。

こうした状況の下で、水ニーズを満たすために、住民は、川辺に沿って深さ1メートルの掘り抜き井戸を建設した。その後、彼等は、適正な設置場所を示してくれた「賢人」の援助を得て、その助言に従って別の場所に新たなASGを建設した。この新規ASGは、見事に成功した。こうして、現在、約10ユニットのASGが、雨季と乾季のいずれであろうと、その機能を発揮している。

タンジュン・パウ村においては、「飲料水プロジェクト」(PAM)の呼び名で知られるパイプ給水システムの建設が、1994年に開始された。この給水施設は、およそ1週間機能しただけであった。1997年の総選挙に先立って、PAMには改修措置が講じられた。しかし、またもや約1ヵ月間機能しただけであった。

PAM給水構想の下では、タンジュン・パウ村に設置された揚水ポンプ機を用いて、パンチャ(Panca)川から取水する。取水は、タンジュン・バリット村に位置する貯水槽のうちに貯えられる。貯水槽からは、ポンプ機を用いて、タンジュン・パウ村とタンジュン・バリット村の公共給水栓(HU)に導水される。タンジュン・パウ村では、総計で35ユニットの公共給水栓——10世帯につき1HU——が建設された。しかし、現在、PAM施設は機能していない。貯水槽、圧力ポンプ機、発電機、配水ポンプは、未だに存在しているのであるが、吸い上げポンプ機は、消失して、行方が判らない。公共給水栓は、現在も残っており、設備そのものは立っている。しかし、その施設本体の場所がずれてしまっている。

PAM給水施設が機能しなかったことの制約要因としては、とりわけ以下の点が挙げられる。①ポン

プ機を稼働させるためには、ディーゼル油が必要であったのであるが、その購入資金を捻出できなかった。住民には、寄付によってその支払いをする意向はなかった。②運行段階では、PAM施設のメンテナンスは、依然としてプロジェクト監督当局の下に置かれていたのであるが、ポンプ機の運行者の作業態度は、規律性に欠けていた。ポンプ機は、頻繁に運行停止された。そのため、円滑に導水されなかった。③PAM施設が役立たずであるために、その存在には無関心であるというのが、住民の見方である。このような事態に対応するために、政府は、これまでに様々な措置を講じてきた。例えば、水不足時に備えて、政府は、給水タンク車を購入した。しかし、そのような措置では、水ニーズの総量を賄うのには不十分であった。他方において、現在、村政府当局は、残存PAM施設の保管に努めている。なぜなら、それは、国有財産であるからである。

1999年に、地方政府は、海外経済協力基金(OECF)からの資金を得て、P3DTプロジェクトを通じて、13ユニットの公共水浴び/洗濯施設(MCK)を建設した。公共MCKの既存施設は、1ユニットのASG、2水浴び室(男性用と女性用) — 各部屋には、水浴び用の水槽一つが備え付けられている — 、2洗濯台という形で作られている。しかし、公共MCKは、住民によって利用されることはなかった。その理由は、乾季には、井戸水が干え上がってしまい、雨季には、汚濁水となってしまうからであった。

2001年に日本人学生により贈与資金が提供された後には、タンジュン・パウ村政府は、「日本人の水」パイプを利用して、4ユニットのMCKを蘇生させた。これらのMCKと住民家屋との間の距離は、最も離れた所では、約350メートルにもものぼる。このように、MCK給水サービスにアクセスできる住民には限りがあるために、パイプ給水網が住宅にまで届くようにして欲しいというのが、住民の願いである。

(c) 衛生設備

政府によって提供された衛生施設は、各戸ごとに便所を備え付けるという形が採られた。便所は、住宅の背後に、約10メートルの距離の場所に設置された。移転当初には、この便所の機能は、まがりなりにも保たれた。しかし、その後、水の入手が困難なことから、もはや使われなくなってしまった。

今日、便所施設は、もはや存在していない。残っているのは、便器の穴ないしは腐敗タンクのみである。排泄のためには、大多数の住民は、養魚池を利用している。また、河川の近くに住む人々は、そこで排泄する。住宅内部に自分で便所を建設し、またASGと水浴び部屋を付設できているのは、ごく少数の人々(約10世帯)のみである。

付属書 3.16 タンジュン・バリット村

タンジュン・バリット(Tanjung Balit)村は、西スマトラ州リマプル・コタ県のパンカラン・バル(Pangkalan Baru)郡に属している。この新村への移転は、1993年6月に行われた。移転当時の人口数は、2795人(男性1888人、女性897人)であった。新村への移転の当初には、世帯数は、450世帯であったのであるが、今日では550世帯に増えている。1993年6月以来、住民は、新村に移転したのであるが、今日までにおよそ60世帯が旧村に舞い戻ってしまっている。その理由は、新村では、住民にとって、水の入手が難しいためである。

タンジュン・バリット村は、北方においてタンジュン・パウ村、南方においてパンカラン(Pangkalan)村、東方においてバルン(Balung)村 — リアウ州カンパル県ティガブラス・コト・カンパル郡 — 、西方においてバトゥ・ブルスラット村 — リアウ州カンパル県ティガブラス・コト・カンパル郡 — と境界を接している。地元住民によれば、タンジュン・バリット村から郡庁所在地(パンカラン・バル)までの所要時間は約45分で、またこの村からパヤクンプ(県庁所在地)までの所要時間は約2時間以内である。パダン(州都)までの所要時間は、5~6時間である。地理的な観点からは、タンジュン・バリット村は、極めて重要な場所に位置している。なぜなら、この村は、パヤクンプとプカンバルとを結ぶ国道沿いにあるからである。そのため、パヤクンプ、パダン、プカンバルの間を往来する車が、終日にわたって走行している。

A 再定住

1 移転プロセス

旧村から新村への移転に際しては、住民全体が一斉に移ったのではなかった — つまり、個々に移転した — 。移転プロセスは、1993年6月に始まった。PRAチームとの話し合いを持った住民の一部は、彼等が移転した日時を記憶していない。しかし、彼等の印象は鮮明で、新移住地を見た時、その場所が丘陵地帯であるために落胆したというのである。今日までに、多くの人々が、旧村に戻っている。現在、旧村に住み着いているのは、60世帯にもものぼる。彼等は、住宅補償金を受け取って、新村に新居を構えた。しかし、新村での経済活動は、家族生活の将来を約束するものではなかった。特に乾季には、彼等は、清潔な水を手に入れる上で、極めて厳しい立場に置かれた。

2 補償

(a) 土地

政府は土地の供与を約束したのであるが、多くの住民には、未だに土地証明書が発給されていない。その理由は、土地所有権の範囲が、未だ確定されていないためである。ゴム農園用の土地を除けば、その他の作物向けの農園用地については、彼等の権利が尊重されていないというのが、彼等の受け止め方なのである。われわれは、住民の意見から多数の事実が存しているのを知ったのであるが、そのうちには、以下のような事例がある。

*補償委員会は、ミカン農園に対する補償を行う旨を決定すべきこと。

*農園に対する補償においては、生産木と非生産木との間に、未だに混乱が見られること。

*冠水しなかったのであるが、それに近い状態に置かれた土地に対して、未だに補償が支払われていないこと。

*ゴム農園に対する補償についても、未だに住民の納得が得られていない。特に地図上では、政府

による補償が行われた場所としてのマーク付けがなされるという方法で、補償の支払いが停止されているケースについては、そうである。このような補償の支払いの停止場所は、補償委員会によって決定されたのであるが、その理由については、今日までのところ、何らの説明もなされてきていない。

前記の説明からは、住民が、未だに補償の受け取りを望んでいることを知ることができる。ただし、支払われた補償は、まさに「サゴ椰子の実」(Sago Hati)であった — つまり、補償は、土地に対して提供されただけで、農園に対する補償は含まれていなかった — 。しかも、未だにゴム農園の土地証明書を受け取っていない住民もいる。その理由は、約束されていたゴム農園が、未だに造成されていないためであり、また境界線が、未だに明確でないためである。

(b) ゴム農園

今日までのところ、1世帯当たり2ヘクタールのゴム農園を供与するという政府による約束は、未だ実現されていない。その理由は、第3期植え付けが成功していないためである。これは、「汚職、癒着、縁故主義」によるものであるというのが、住民の見方である。これは、契約業者が責任を負わず、またプロフェッショナリズムの意識を欠いていることに起因している。この植え付けの失敗の結果、(ゴムからの)収入が住民の主要な所得源でなくなってしまったが故に、彼等の所得獲得基盤は弱まってしまった。

最近の植え付けにおいては、再植樹は、人海戦術(padat karya)プログラムの下で、住民自身によって行われた。しかし、これに対して与えられた政府支援は、極めて不十分なものであった。1区画当たりの植え付け本数は、952本でなければならなかったのであるが、15~50本程度が植え付けられただけで、それで再植樹が完了したとされたのである。

もしも政府が、公共利益のために犠牲となった住民の安寧に関心を有するのであれば、その場合には再植樹は、直ちに実施されるべき義務である。この点は、次のような住民の言葉に的確に言い表されている。「私たちは、ゴム農園が生産を開始するまでは、この難渋を我慢し続けるでしょう。しかし、期待されていたゴム農園が、そこに生い茂る雑草の間に僅かにゴム樹が生育しているという状態であることから、私たちは、今日、何を期待すればいいのでしょうか？」

(c) 住宅

住民に提供された住宅事情についての不満は、彼等との話し合いのたびごとに常に持ち出されてくる事柄であった。旧村での住宅に対しては適正な補償がなされていないばかりか、彼等には、新村において住宅を再建するだけの資力もないというのが、住民の意見であった。それ故、住民が必要としているのは、不適切な住宅を再建するためのリハビリ資金である。

3 金銭

住民が受け取った補償金は、当時においては巨額であった。しかし、金額の多寡は、「そつの無さ」と犠牲の大きさによって異なっていた。幾人かの住民の陳述と意見によれば、補償金額は、交渉次第であったとのことである。それ故、権力者と発言力を有する人は、威嚇を恐れている人々と比べて、甘い汁を吸うことができたというのである。

そのような巨額の金の使用には歯止めがかからず、その利点を活かすような活動には使われなかった。そのため、補償金を受け取ってから暫らくの間は、住民には、消費的で、非生産的な物品を買う傾向が見られたのである。

4 公共的/社会的施設

学校などの政府施設に対する補償は、新たな場所への移転という形で行われた。これに対して、新移住地において新規の建築が難しい公共施設については、それに応じた金額での金銭補償がなされた。その典型が、住民の自助努力資金とイスラム教徒の寄付金によって建設されたモスクである。同村資産に対する補償総額は、1億3500万ルピアであった。この補償金は、以下の目的のために使用されるものとされた。

*モスクの建設	1ユニット
*小規模モスク	3ユニット
*サッカー場	1ユニット
*市場	
*墓地	
*村役場	3ユニット

(a) 伝統的集会所

タンジュン・バリット村においては、伝統的な集会のニーズを満たすために、伝統的な家屋が、すでに建設されている。この家屋は、同村の中心地における象徴的な建物となっている。しかし、今日、この家屋は、破損し始めており、住民の自助努力によるメンテナンスが必要な状態にある。

(b) 教育施設

教育施設としては、同村には、旧村から移転した2ユニットの小学校がある。

5 電気

住民移転の以前に政府によってなされた約束の一つは、電気が無料で据え付けられるというのであった。しかし、実際には、住民は、据え付け料金を支払わなければならなかった。据え付け料金は、9万7000~10万7000ルピアの範囲で、3期の分割払いであった。電気は第一次的なニーズであったことから、住民としては支払いに応ずるほかなかった。しかし、その支払いは、彼等にとっては大変な負担であった。そのため、今日に至るまで、彼等は、政府による無料化を要求しているのである。一般には、彼等は、関係機関からの説明を要求しているのである。

6 その他の潜在的可能性

旧村においては、水没を免れた住民の農園が数多く残されている。そこでは、今日でも、ココナツ、ゴム、果実などが、住民によって栽培されている。これに加えて、養魚池も残っている。これらの養魚池は、今でも生産力があり、住民によって養殖が営まれている。

B 所得創出

1 ゴム

(a) 土地

タンジュン・バリット村の住民は、1993年6月9日に新移住地に移転した。移転プロセスに先立って政府によってなされた約束では、各々の世帯は、植え付け後3年を経過した2ヘクタールのゴム農園を供与されるというのであった。しかし、この約束は、今日に至るまで適切に履行されてきていない。

住民との会合とそこでの討議結果に基づけば、土地の利用可能性に関しては、幾つかの問題がある。このような問題の一つは、土地所有権の不明確性である。それを理由に、一部住民に対して、土地証明書が発給されてきていない。また、住民に分与されたゴム農園の面積は、1.7~1.8ヘクタールにす

ぎない。

1993年に、移住局は、この問題を解決するために土地を測量し直した。土地の再測量は、1994年と1995年に、国家土地庁(BPN, Badan Pertanahan Nasional)によって行われた。しかしながら、これらの再測量活動の結果の詳細は、未だに明らかにされていない。このことは、土地所有権には重複があること、また各々の世帯には、2ヘクタール以下の面積しか与えられていないことを示唆している。

(b) 植え付け

住民が新移住地に移転してきた時、彼等がそこで目にしたのは、当初に約束されていたのとは異なる光景であった。ゴム樹が植え付けられていたのは、農園の一部でしかなかった。しかも、3年間にわたって供与されると言われていた生活手当資金も、途中で打ち切られてしまったために、住民の難渋は、極大化した。そのため、住民は、日常的なニーズを満たすことさえ難しいという状況に追い込まれた。主要な収入源としてのゴム農園が、不満足な状態であったことから、またゴム樹は、1世帯当たり1ヘクタールの土地においてしか植え付けられていなかったことから、住民にはそれに代わる収入源はなかった。

1991年に最初に整地作業が行われた際には、この土地においては、ゴム樹の植え付けは行われなかった。このような状態は、1994/1995年の第2期植え付けの時まで続いた。第2期植え付けの際には、ゴム樹は、道路脇においてしか植え付けられなかった。そのため、2ヘクタール当たり15~50本のゴム樹が植え付けられただけであった——これが、今日、ゴム樹が不均等に生育している原因なのである——。こうして、ゴム農園の大部分においては、植え付けが行われることもなく、空き地のままに捨て置かれたのである。他方において、多数のゴムの苗木と化学肥料が、沼地や峡谷に投げ捨てられた。そのため、ゴム農園の植樹作業は失敗したと言えるのである。

1998/1999年には、西スマトラ州天然資源保全局(KSDA, Konservasi Sumberdaya Alam)のPHPA事務所の雇用促進プロジェクトを通じて、住民に対して70万ルピアの資金と800本のゴムの苗木を提供することにより、526ヘクタールのゴム農園のリハビリ作業が行われた。

2000年には、農園地域において火災が発生し、多数のゴム樹と食糧用作物が被災した。それ故、タンジュン・バリット村におけるゴム農園は失敗してしまったと言える。この惨禍の結果、住民は、この地域におけるゴムの植え付けに幾分消極的となり、またその管理と栽培についても、その先行きに危惧の念を抱くようになった。

ゴム農園の失敗は、住民の家計に大きな影響を及ぼしている。現在、住民の多くが、村外で生計を稼ごうとしている。例えば、旧村でのゴムの木から樹液を採取するか、ガンビル農園で採取労働者——“Menggampo”と呼ばれる——として働くか、ないしは国道沿いで採石するか、などの方法で収入を得ようとしているのである。

これらの問題を解決するために、住民は、ゴム樹の再植林のための援助を求めている。同時に、彼等は、ゴム樹から樹液の採取ができるようになるまでの間、その生活ニーズを満たし得るに十分な支援資金が与えられるよう要求している。

(c) 害虫/害獣と病原菌

ゴム樹に被害を与える主要な害獣/害虫は、猪と白蟻である。この被害のために、住民は、ゴム樹の栽培と管理を行いたがらないのである。この問題の解決策は、同時植え付けを行うことと、殺虫剤および毒薬を使用することである。

2 食糧用作物地(0.4ヘクタールの土地)

フィールド視察に基づけば、この種の土地を耕作しているのは、ごく少数の人々のみである。2000年には、この種の土地もまた、火災被害を受けた。そのため、住民は、この種の土地を本気になって管理することに躊躇しているのである。頻発する猪の被害もまた、住民が、自らの土地を進んで耕作しようとする意欲に影響を及ぼしている。

この土地の利用については、農業普及活動の強化が必要である。このような普及活動は、特に同時植え付けの実施と害獣/害虫被害を最少化するための毒薬の利用の分野で必要である。ゴム農園での除草は、害虫/害獣の再生循環過程を断ち切り、それらの巣窟の場の提供を最少化することとなる。

3 漁業と畜産

(a) 漁業

養魚池は、この村において行うことのできる魚類の養殖の一方法である。ごく少数の住民が、彼等の住宅の周辺地域に養魚池を保有しているのであるが、現存の水源は、良好なものではない。なぜなら、養魚池は、雨水に頼っており、しかも土壌侵食のプロセスを経て流入してくる水である — 汚濁水である。

魚類の養殖のもう一つの方法は、「いけす船養殖」(keramba terapung)である。しかし、このビジネスの展開には幾つかの制約要因がある。つまり、資本の欠如、不安定な水位、「ブンタル」(buntal)魚による被害などである。そのため、住民に対して支援資金が供与される以前に、この養殖の導入についての実行可能性調査(feasibility study)とビジネス分析(business analysis)が行われる必要がある。

PLTAコトパンジャン・ダム貯水池は、漁業分野において大きな潜在的可能性を秘めている。住民(漁民)の意見によれば、ダム湖には、利用可能性のある多種の魚類がいるとのことである。このうちには、魚価の高いものも見られる。しかし、漁民の所持する漁具には限りがあるために、彼等が漁獲できるのは、ごく僅かの魚類のみである。魚類の養殖を営み、また漁具を揃えるためには、それに対する支援資金が必要である。

(b) 畜産

タンジュン・バリット村において畜産面で潜在的可能性のあるのは、乳牛と水牛であるが、かかる畜産を大掛かりに展開することはできない。なぜなら、家畜飼育のために利用できるような土地 — つまり、牧草地(prairie) — がないからである。なお、フィールド視察並びに住民との討議に基づけば、同村では、ヤギ、鶏、アヒルなどのその他の家畜の飼育を助長することが可能である。

C 水供給

1 水源

タンジュン・バリット村における水源は、二つに大別されることができる。つまり、河川と泉である。ナナム川(Sungai Nanam)は、同村の北西部に位置しており、カラング(Kalangan)集落の住民のための清潔な水の供給源となっている。パンチャ川(Sungai Panca)は、同村の南部に位置しており、パナン(Panang)集落の村人のための水浴びと洗濯の場として利用されている。この場所には、かつて揚水ポンプが設置されたが、現在では稼動していないばかりか、破損までしている。バタン・ゴサン(Batang Gosang)川には、巨大な泉がある。この泉は、かつては飲料水の水源として利用された。しかし、取水堰は、それが作動する以前に壊れてしまった。

ナナム川の水源利用は、村人自身の手により、グループとして行われている。この水源からの取水量は少ないのであるが、ポリ塩化ビニル製のパイプとホースを用いて集落まで導水している。この技術は、揚水機または掘り抜き井戸を用いたその他の水供給施設の設置よりも、遥かに効率的である。

この水源の潜在的可能性の大きさに照らしてみるならば、新規の取水堰を建設するのが望ましいであろう。また、そのために解決されるべき優先策として、貯水槽とパイプ網の改善が図られる必要がある。この構想を進めるためには、的確で重点的な計画の立案と監督が必要である。

水供給における主要問題は、水質汚濁の原因となる類いの土壌(粘土)の存在である。4~6メートルの深さでは、未だに水質は良くない。特に乾季には、そうである。そのため、新村の村人は、旧タンジュン・バリット村から水を買わなければならない。購入価格は、ジェリカン1缶につき500ルピアである。これに運賃と缶代を加えれば、支払い総額は、3000ルピアとなる。

水を得るためのもう一つの方策としては、泉からホースを用いて導水するか、もしくはドラム缶やジェリカンのうちに雨水を溜めるとかの方法が講じられている。

2 水供給施設

当初、1993年の移転時に、プロジェクト担当当局によって設置された浅井戸は、機能を発揮しなかった。当時、2~5世帯 — 受益世帯は、場所によって異なった — につき1ユニットの浅井戸が割り当てられた。これらの浅井戸が機能しなかったのには、次のような幾つかの要因があった。①井戸の深さが、2~3メートルしかなかった — この井戸の深さは、場所によって異なる — 。②井戸の場所が、適正に配置されていなかった。③井戸水は着色していたために、飲料には適さなかった。④2メートルの井戸の深さでは水が得られなかった。

同村には、3ユニットの揚水ポンプがある。コタラマ(Kotalama)集落に2ユニット、パナン(Panang)集落に1ユニットである。しかし、これらのすべてが作動していない。良好な状態にあるのは、ポンプ室のみである。ポンプ室のほかには、貯水槽もまた、良好な状態である。これらの揚水ポンプ機が作動しなかった原因としては、次のような点が挙げられる。①(太陽熱利用の)運行コストが高すぎること、②機材のスペア・パーツの入手が困難なこと、③運行に責任のある職員が、メンテナンス措置を講じなかったこと、などの要因である。

クランガン(Kulangan)集落には、セメント造りの1ユニットの貯水槽がある。これは、2001年に、地方議会(BPAN, Badan Perwakilan Anak Nagari)予算によって建設された。この貯水槽の物理的状態は今日でも良好であるが、その受益範囲は限られており、この貯水槽の周辺地域の小規模モスクと住民の水ニーズを満たすためだけに使われている。

パイプ網は、貯水槽までの幹線パイプと公共給水栓までの配水網が張られているのであるが、そのいずれもが機能していない。現在、揚水ポンプがどこにあるのかも明らかではない。なぜなら、このような状態が、長期間にわたって続いてきたからである。住民からの情報によれば、給水パイプは、周辺住民によって掘り出されてしまった。ここで留意する必要があるのは、このパイプ網は、バタン・ゴサン川から導水することを計画して建設されたという点である。それ故、これ以上の破損を防ぐためには、可能な限り早期にこれを作動させる必要がある。

1993年にプロジェクト担当当局によって建設された公共給水栓は、現在では、当初に設置された場所にはない。公共給水栓は、1ユニットで12~20世帯に給水する予定で設置された。しかし、この給水施設は、現在、住民の住居内(台所)に置かれている。また、公共給水栓そのものは、雨水溜めとし

て使われている。

3 衛生設備

タンジュン・バリット村における衛生設備は、不衛生であるように思われる。なぜなら、住民の多くは、彼等の住宅の背後に設けられた簡単な便所を使っているからである。プロジェクト担当当局によって建設されたMCK(水浴び、洗濯、便所)施設は、使用不能の状態である。MCKは、簡単な造りであった上に、設置場所も、まちまちで、整合性がなかった。

フィールド視察の結果、現在、衛生設備の改善措置が、地方政府によって講じられているのを確かめることができた。この措置は、新規のMCKを10ユニット — コタラモ集落5ユニット、クランガン集落3ユニット、パナン集落2ユニット — 建設する形で進められている。しかしながら、この計画の立案に住民参加が図られなければ、この措置自体が最適なものとはならないであろう。この計画において鍵となる最も重要な要因は、浅井戸の深さであるが、予定では約4メートルの深さとされるということである。しかし、住民とのインタビューに基づけば、当初計画では、水源に到達できる深さとして20メートルが想定されていたということである。それ故、現行計画の深さでは、乾季には、井戸が干え上がってしまうことになり、その結果この計画は、実際には水利用者にとっては何らの恩恵ももたらさないことになる。

クリーンな環境の必要性への住民意識を高めるためには、恒久的なMCKを建設する必要がある。この種のMCKの建設については、真剣に考慮される必要がある。この点で、最も重要な事柄は、MCKの場所へのアクセスが容易なことと、継続的な水供給のできる水源に隣接していることである。